

令和4（2022）年度
包括外部監査報告書

「経済観光に関する財務事務の執行について」

町田市包括外部監査人
公認会計士 谷川 淳

(本報告書における記載内容等の注意事項)

1 端数処理

報告書の数値は、原則として、金額の単位未満の端数を四捨五入、比率の表示単位未満について四捨五入により表示しているため、表中の総額と内訳の合計が一致しない場合がある。

公表されている資料等を使用している場合には、原則としてその数値をそのまま使用している。そのため端数処理が不明確な場合もある。

2 報告書の数値・表記等の出典

報告書の数値・表記等は、原則として町田市が公表している資料、あるいは監査対象とした組織から入手した資料を用いている。

報告書の数値等のうち、町田市以外が公表している資料あるいは監査対象とした組織から入手した資料以外の数値等を用いたもの、あるいは他の地方公共団体等の数値等を表示したものについては、その出典を明示している。また、監査人が作成したものについてもその旨明示している。

3 監査の結果及び意見

本報告書では、監査の結論を「指摘」と「意見」に分けて記載している。

「指摘」は、財務に関する事務の執行等において、適当でない事務処理があったと判断された事項（主に合规性に関する事項）に該当する。法令、条例、規則、規程、要綱等に抵触する事項となる。

「意見」は、最少の経費で最大の効果を上げる努力の面で検討が望まれる事項や組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれる事項など（経済性、効率性及び有効性に関する事項）に該当する。ただし、経済性、効率性及び有効性に関する事項についても、重要性が高いと判断される場合には「指摘」としている。

目次

第1 外部監査の概要	6
1 外部監査の種類	6
2 選定した特定の事件（監査テーマ）	6
3 外部監査対象期間	6
4 特定の事件（監査テーマ）を選定した理由	6
5 監査の方法	7
6 外部監査の実施期間	8
7 監査従事者	9
8 利害関係	9
第2 監査対象の概要	10
1 町田市の概況	10
2 産業政策課	12
3 観光まちづくり課	18
4 農業振興課	21
第3 監査の総括	25
1 総論	25
2 外部監査の結果及び意見の一覧	30
第4 監査の結果及び意見	35
1 産業政策課	35
（1）中小企業勤労者総合福祉推進事業	35
（2）町田ターミナルプラザ管理事務	41
（3）中心市街地活性化推進事業	45
（4）駐車場運営事業	55
（5）創業支援事業	61
（6）商工会議所補助事業	72
（7）商店街活性化支援事業	75
（8）商店街街路灯維持管理補助事業	79
（9）トライアル発注商品認定事業	82

2	観光まちづくり課	86
	(1) 観光行事推進事業.....	86
	(2) 観光コンベンション振興事業.....	97
	(3) 観光まちづくり推進事業.....	101
	(4) シティセールス事業.....	117
	(5) 小野路宿里山交流館管理事務.....	120
3	農業振興課	123
	(1) 農業経営支援事業.....	123
	(2) ブランド化推進事業.....	132
	(3) 学校給食食材供給事業.....	135
	(4) ふれあい農業推進事業.....	137
	(5) 農業研修事業.....	141
	(6) 畜産振興事業.....	147
	(7) 里山環境管理事業.....	149
	(8) 里山環境整備事業.....	152

第1 外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件（監査テーマ）

「経済観光に関する財務事務の執行について」

3 外部監査対象期間

原則として2021年度（2021年4月1日から2022年3月31日まで）
ただし、必要に応じて2021年度以前及び2022年度の執行分を含む。

4 特定の事件（監査テーマ）を選定した理由

町田市は、2022年3月に新たな基本構想・基本計画「まちだ未来づくりビジョン2040」を策定した。「まちだ未来づくりビジョン2040」では、経済観光に係る政策として、まちづくり基本目標の政策3「自分らしい場所・時間を持てるまちになる」等を掲げ、施策3-1「ビジネスしやすく、働きやすい環境をつくる」や施策3-2「町田ならではの地域資源をいかす」等が示されている。

このことを踏まえ、町田市では、「町田市産業振興計画19-28」及び「町田市産業振興計画19-28前期実行計画」等により、起業・創業の支援や競争力強化の支援などの産業振興施策を展開している。また、「町田市観光まちづくり基本方針」及び「町田市観光まちづくりリーディングプロジェクト2022～ウィズコロナ戦略～」、「町田薬師池公園 四季彩の杜 魅力向上計画」等により、観光まちづくりの推進などの観光振興施策を、「第4次町田市農業振興計画」等により、認定農業者・認定新規就農者への支援などの農業振興施策を展開している。

これら産業振興、観光振興、農業振興といった経済観光分野においては、少子高齢化の進行、人口減少時代の到来といった社会経済状況の変化や、デジタル化

の進展、新型コロナウイルス感染症の影響による行動様式や働き方の変化など、近年の激しい社会環境の変化の影響を大きく受けると考える。

そこで、町田市の経済観光及びそれに関連する取り組みが、社会環境の変化に的確に対応し、機能しているか、有効性・経済性等の観点から検証することは、時宜にかなない、有意義であると考えます。したがって、今後の町田市の市政運営にとって有用であると判断し、「経済観光に関する財務事務の執行について」を監査テーマに選定した。

5 監査の方法

(1) 監査の視点

- ・ 経済観光に関する財務事務の執行が、関連する法令及び条例・規則等に
従い、適正に行われているか。
- ・ 経済観光に関する財務事務の執行が、経済性、効率性及び有効性の観点
から、合理的かつ適切に行われているか。

(2) 主な監査手続

- ・ 経済観光に関する事業の概要をヒアリングにより把握し、課題等を分析
する。
- ・ 関係書類の閲覧及び担当部署への質問を行う。
- ・ 関連施設等の現場視察を実施する。

(3) 監査の対象

① 監査の対象部署

経済観光部（産業政策課、観光まちづくり課、農業振興課）

② 視察施設

- ・ 町田市文化交流センター
- ・ 町田ターミナルプラザ
- ・ 原町田一丁目駐車場
- ・ 新産業創業センター
- ・ 小野路宿里山交流館
- ・ 町田薬師池公園四季彩の杜
 - 西園
 - 薬師池公園
 - 町田ぼたん園
 - 町田えびね苑
 - 町田ダリア園
 - 町田リス園
 - 町田市フォトサロン
 - 七国山ファーマーズセンター
 - ふるさと農具館
- ・ 町田市観光コンベンション協会
- ・ JA 町田市 育苗センター
- ・ 町田市農業研修農場

6 外部監査の実施期間

2022年5月30日から2023年1月27日まで

7 監査従事者

包括外部監査人	公認会計士	谷川 淳
監査補助者	公認会計士・税理士	横塚 大介
	公認会計士	山崎 愛子
	公認会計士	嶋田 有吾
	公認会計士・税理士	石川 亮

8 利害関係

外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人及び監査補助者は地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第2 監査対象の概要

1 町田市の概況

町田市は、東京都心から南西 30～40 キロメートル離れた、多摩丘陵の西部から中央部を占める位置に立地し、東京都の八王子市、多摩市、神奈川県横浜市、川崎市、大和市、相模原市に隣接する、南多摩地域や神奈川県県央地域の中心となる商業都市である。

町田市の人口は、2021 年から 2025 年の間にピークを迎え、その後は減少に転じ、2060 年には市の人口が 2021 年と比較して約 20 パーセント減少すると見込まれている。総人口指数は 2021 年の総人口数 429 千人に対する各年の総人口の比率である。

表 1 町田市の将来人口予測

(単位：千人、%)

項目	2021 年	2025 年	2030 年	2040 年	2050 年	2060 年
総人口数	429	429	422	399	372	340
総人口指数	100.0	100.1	98.2	92.9	86.6	79.3

(出典：第 2 期町田市人口ビジョン 2022 年 3 月)

こうした人口減少による影響として、市の経済や産業活動の縮小が想定されることから、市はさまざまな対策を講じている。

対策の一部として、「町田市産業振興計画 19-28」や「町田市産業振興計画 19-28 前期実行計画」等による産業振興施策、また、「町田市観光まちづくり基本方針」や「町田市観光まちづくりリーディングプロジェクト」等による観光振興施策を展開している。

また、町田市は商業都市である一方、市内北部の丘陵地域において自然が豊かな田園地帯を有しており、農業都市としての一面を有している。戦前戦後においては東京農業の中心地の一つであり、ほうれん草などの葉菜類、ナスなどの果菜類、ばれいしょ（ジャガイモ）などのいも類を中心に野菜の生産や畜産業も盛んに行われていたが、1970 年（昭和 45 年）頃をピークとした都市化の進行により、急激な宅地開発の進展とともに、農地と宅地の混在化、畜産業における環境問題など、農業生産環境の悪化がみられた。そして、町田市の農地は長期的な減少傾向にあり、田畑や山林等が開発により宅地となり、さらなる都市化が進んでいる。農家戸数も長期的に減少しており、農業就業人口の平均年齢は 66.5 歳（2015 年

農林業センサス)と、全国的な傾向と同様に担い手の減少と高齢化が顕著となっている。

この北部の丘陵地域に対して、町田市は、2011年3月に「町田市北部丘陵活性化計画」を策定している。この計画は、2005年5月に策定された「北部丘陵まちづくり基本構想」において掲げられた「農とみどりのふるさとづくり」の主旨を活かした計画であり、「人と人が育む、美しく、いきいきとした町田ならではの里山をめざして」を目標像として、4つの基本方針に基づき事業を推進している。

これらの産業振興施策、観光振興施策、農業振興施策を担当している部署は、経済観光部であり、産業政策課、観光まちづくり課及び農業振興課の三課で構成されている。

2 産業政策課

町田市は、産業振興政策として、町田市基本計画「まちだ未来づくりプラン」を上位計画として、「町田市産業振興基本条例」に基づき「町田市産業振興計画19-28」を2019年3月に策定している。この「町田市産業振興計画19-28～チャレンジするならTOKYOの町田から！～」において、町田市は「ビジネスに、働く人に、心地よいまち」という将来像を目指し、4つの施策の柱を設定し事業を推進している。

町田市産業振興計画19-28～チャレンジするならTOKYOの町田から！～
4つの柱（目指す将来像と施策の方向性）

1. 『立ち上げる』チャレンジ

町田市は、市内での開業率の高さからも分かるとおり、市内外の多くの方から起業・創業の地として選ばれています。ビジネスを始めるに当たり、「交通便利性や商圏人口の大きさは大切だけど、いきなり都心で起業・創業するのはリスクが大きく、まずは小さく始めたい。」、このような起業・創業ニーズに応えられるまちであることが、多くの方から一歩目を踏み出す場所として選ばれる理由のひとつです。新しいチャレンジが生まれやすい環境を生かして経済の新陳代謝を促すことを目指し、新たにビジネスを起こそうとする人材の発掘から、起業・創業の実現、起業・創業後の事業拡大まで切れ目のない支援を行い、事業を『立ち上げる』チャレンジを促進します。

2. 『広げる』チャレンジ

町田市には比較的小規模な事業所が多く、その特徴である機動性を生かしてか、他の企業等との連携に意欲的な事業者が多く存在します。また、事業者同士だけでなく、事業者と支援機関それぞれが顔の見える関係を構築し、仲間として一緒にステップアップしようという風土が強く根づいています。このような強みを生かしながら、市内事業者の競争力を強化するとともに、事業から生み出される価値を高めるため、新たな商品・サービスの開発や新事業の展開、販路開拓、異業種・異分野との連携など、事業を『広げる』チャレンジを支援します。

3. 『つなぐ』チャレンジ

市内産業の活力を維持・向上させるためには、起業・創業の促進や競争力の強化だけでなく、これまで市の産業を支えてきた事業者が、より良い状態で事業を続け、次世代へ事業をつないでいくことが重要です。町田市には、町田商工会議所や町田新産業創造センター、金融機関に加え、事業の継続や

承継に関する総合的な支援を行う「多摩ビジネスサポートセンター」など、経営のあらゆるステージでいつでも手厚い支援を受けられる環境が整っています。支援機関が互いに連携し、生産性向上や人材確保・育成等による経営の安定化、経営基盤の強化、円滑な事業承継等を支援することで、事業を次世代に『つなぐ』チャレンジを促進します。

4. ビジネスしやすく、働きやすいまちづくり

多くの商業施設で賑わう中心市街地等の駅前空間と、緑豊かな公園や里山が共存する町田市は、都心の賑わいを楽しみながら、自然を感じて伸び伸びと生活できるまちです。子育てと仕事の両立、仕事とプライベート双方の充実、副業へのチャレンジなど、働き方が多様化する時代の中で、良好な住環境が近くにあることは、ビジネスをする場所としても、働く場所としても大きな強みです。多様なライフスタイルを実現するのに「ちょうどいい」まちという環境を生かし、ビジネスしやすさと働きやすさの更なる向上を図ることで、事業者や働く人のさまざまな『チャレンジ』を促進するための土台作りを進めます。

この計画を着実に推進するために、『町田市産業振興計画 19-28』前期実行計画』を2019年3月に策定するとともに、町田市産業振興計画推進委員会を組織し、実行計画に定めた取り組みの円滑な推進と計画の進行管理を行い、各年度において取り組みの結果を取りまとめている。

また、町田市では、商業の活性化や公共交通の利用促進、コンパクトシティの形成などを目的として、町田駅周辺中心市街地の新たな活性化に向けた取り組みの方向性を示す、「町田市中心市街地活性化基本方針」を2009年12月に策定している。

町田市中心市街地活性化基本方針 基本理念

ゆったりめぐる もてなしのまち 町田
 ～住む人、働く人、訪れる人がはぐくむ、にぎわい都市～

町田市中心市街地活性化基本方針 基本的な方針

憩い	誰もが安心して、ゆったりと時間を過ごせる 回遊性、滞留性に富んだ、憩いあるまちをつくる
集う	文化の発信を担う創造性のある新たなコミュニティを形成し、人々が集うまちをつくる
潤い	中心市街地周辺の豊かな自然環境と調和した、潤いあるまちをつくる

この基本方針に基づき、人口減少や施設の老朽化、また周辺都市の発展などに対応するために市街地活性化の取り組みとして、2014年3月に策定した「町田市中心市街地整備構想」と、2016年3月に実施した「町田市中心市街地のまちづくりに関する意見募集」の結果を踏まえて、町田市中心市街地まちづくり計画「“夢”かなうまちへ」を、2016年7月に策定している。

表2 産業政策課に関連する計画等

No.	計画等の名称	策定年月
1	町田市産業振興計画 19-28	2019年3月
2	『町田市産業振興計画 19-28』前期実行計画	2019年3月
3	町田市中心市街地活性化基本方針	2009年12月
4	町田市中心市街地整備構想	2014年3月
5	町田市中心市街地まちづくり計画「“夢”かなうまちへ」	2016年7月

これらの計画に基づき、産業政策課は、産業振興施策に取り組み、次の事務を所管している。

表3 産業政策課の所管事務

No.	所管事務
1	産業に関する政策の総合的企画及び調査研究に関すること。
2	商工業の振興に関すること。
3	商店街の振興に関すること。

No.	所管事務
4	商工業団体等に関すること。
5	商工会議所との連絡に関すること。
6	町田新産業創造センターとの連絡調整に関すること。
7	事業資金貸付に関すること。
8	大規模小売店舗立地法に関すること。
9	労働に関する調査及び研究に関すること。
10	勤労団体及び労働関係機関との連絡調整に関すること。
11	勤労者の福利厚生に関すること。
12	町田市勤労者福祉サービスセンターとの連絡調整に関すること。
13	中心市街地活性化基本計画に関すること。
14	中心市街地活性化協議会との連絡調整に関すること。
15	中心市街地整備事業実施主体との連絡調整に関すること。
16	町田ターミナルプラザの管理運営に関すること。
17	町田市文化交流センターの管理運営に関すること。
18	町田まちづくり公社との連絡調整に関すること。
19	原町田一丁目自動車駐車場及び原町田一丁目第2自動車駐車場に関すること。
20	コミュニティビジネスの振興に関すること。
21	部内の事務事業の執行計画の調整に関すること。
22	部内の事務事業の進行管理に関すること。
23	部内の連絡調整に関すること。
24	部内の事務改善に関すること。
25	部の予算及び決算に関すること。
26	部内の組織及び人事に関すること。
27	部内の文書に関すること。
28	部長の特命事項の調査及び処理に関すること。
29	その他部内の庶務に関すること。
30	部内の他の課に属しない事務に関すること。

上記の所管事務に記載されているとおり、産業政策課は、市内産業振興に関連した事務を所管しており、市内の商業を活性化させるため、さまざまな事業に取り組んでいる。

例えば、町田商工会議所などの事業支援機関と提携し、市内の企業向けに経営相談等の支援や事業承継推進ネットワークの構築などを実施している。この他

にも、起業・創業に関心がある潜在的な人材や起業・創業後間もない会社や個人を対象に、起業・創業がしやすい風土を根付かせる創業支援事業を実施している。創業支援事業は、第3セクターとして設立した株式会社町田新産業創造センターを通じて、創業期の企業や個人事業者を対象に、オフィスの提供や経営相談、資金調達の支援などを実施している。このように、産業政策課は、町田市内の企業に対して、各企業の成長段階に応じた支援を行い、町田市の産業振興に務めている。

また、インターネットを通じた商取引の増加は、店舗を構えた小売業に対して多大な影響を与えており、町田市の中心市街地の年間小売販売額、及び町田市における中心市街地の小売業売り場面積シェアの推移をみると、町田市の経済の中心である中心市街地が有する商業機能は、次の表のように低下傾向にあるといえる。

表4 中心市街地の年間小売販売額及び小売業売り場面積シェアの推移

(単位：百万円、%)

年度	2002年度	2007年度	2014年度
年間小売販売額	236,552	210,375	165,140
小売業売り場面積シェア	44.2	40.0	38.3

(出典：町田市中心市街地活性化基本方針 2009年12月及び2014年度東京都商業統計調査)

こうした状況に対応するため、産業政策課は、市内の団体や企業と協力して、商業機能が低下している中心市街地を活性化させることにより、町田市の商業をけん引し、中核商業都市としての発展を遂げようと産業政策課は中心市街地活性化に関連する諸事業に取り組んでいる。

その他にも、勤労者の福利厚生などに関連する事業など、商業に関連する事業を行っており、産業政策課が2021年度に実施した事業は次のとおりである。

表5 産業政策課の実施事業

(単位：千円)

No.	事業名	2021年度決算額
1	労働対策事業	67
2	中小企業勤労者総合福祉推進事業	21,000
3	産業政策課管理事務	189
4	創業支援事業	14,435

第2 監査対象の概要

No.	事業名	2021 年度決算額
5	企業誘致推進事業	254
6	商工会議所補助事業	22,500
7	商店街活性化支援事業	36,880
8	商店街街路灯維持管理補助事業	1,860
9	ものづくり産業支援事業	6,872
10	トライアル発注商品認定事業	10,918
11	産業政策課システム管理事務	431
12	産業振興計画推進事業	5,191
13	事業継続・承継支援事業	208
14	新分野・新技術活用促進事業	30
15	中小企業者家賃補助事業	564,917
16	プレミアムポイント付与事業	510,167
17	デリバリー・テイクアウト支援事業	197,377
18	中小企業経営支援事業	98,821
19	町田ターミナルプラザ管理事務	20,768
20	町田ターミナルプラザ管理負担事業	113,382
21	プラザ町田管理事務	17,706
22	プラザ町田整備管理負担事業	30,883
23	中心市街地活性化事業	-
24	中心市街地活性化推進事業	18,612
25	にぎわい空間創出推進事業	24,728
26	駐車場運営事業	13,773

3 観光まちづくり課

町田市は、観光振興政策として、「まち」の活力を維持・向上させるために、観光を成長戦略の基軸とし、観光により経済を活性化させる指針として、「町田市観光まちづくり基本方針」を2017年5月に策定している。町田市観光まちづくり基本方針では、「～友を招き、歩きたいまち～ 住んでよし、訪れてよし、交流感動都市まちだ」という将来像を目指し、次の3つの基本施策を掲げ事業を推進している。

基本施策1

町田ならではの地域素材の洗い出し・磨き上げ

来訪者へのヒアリング等による基礎データの収集を行うとともに、地域住民以外の力も借りて、今ある地域素材の洗い出しと磨き上げを行い、町田ならではの体験を提供し、何度も足を運びたくなるような魅力ある地域資源にします。

基本施策2

観光まちづくりの担い手と態勢づくり

地域でのおもてなし機運の醸成、体験プログラムやガイドウォークツアーの充実、観光案内人の担い手の拡充などを行い、市民全体で来訪者をおもてなしができるよう、観光まちづくりの担い手づくりと態勢づくりを行います。

基本施策3

地域素材が持つ魅力の伝達と交流の拡大

情報を伝達するターゲットを明確にするとともに、来訪者による情報発信を促進するための仕組みをつくります。これにより、来訪者と地域住民の交流を拡大します。

また、この基本方針を推進するため、「町田市観光まちづくり推進委員会」を設置するとともに、2017年度から2021年度に進める先進的な取り組みを「町田市観光まちづくりリーディングプロジェクト」として2017年12月に取りまとめている。さらに、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う観光に対する影響や新たな生活様式に対応するため、「町田市観光まちづくりリーディングプロジェクト2022～ウィズコロナ戦略～」を2022年3月に策定している。

これらの取り組み以外に、町田市は、「薬師池公園地域の魅力向上」の取り組み

みとして、「町田薬師池公園四季彩の杜 魅力向上計画」を、2014年6月に策定している。この計画は、町田市基本計画「まちだ未来づくりプラン」の中で掲げた「みどりを活用したまちづくりを推進するプロジェクト」の1つであり、「未来づくりプロジェクト推進チーム」が作成した七国山・薬師池地域魅力向上計画の素案を基に、2013年10月に設置した「町田市薬師池公園地域魅力向上計画懇談会」及び、2014年3月に実施した市民意見の募集の結果を取りまとめたものである。

表6 観光まちづくり課に関連する計画等

No.	計画等の名称	策定年月
1	町田市観光まちづくり基本方針	2017年5月
2	町田市観光まちづくりリーディングプロジェクト	2017年12月
3	町田薬師池公園四季彩の杜 魅力向上計画	2014年6月
4	町田市観光まちづくりリーディングプロジェクト 2022 ～ウィズコロナ戦略～	2022年3月

これらの計画に基づき、観光まちづくり課は、観光振興施策に取り組み、次の事務を所管している。

表7 観光まちづくり課の所管事務

No.	所管事務
1	観光の振興に関すること。
2	観光まちづくり基本方針に関すること。
3	観光に関する調査及び研究に関すること。
4	町田市観光コンベンション協会との連絡調整に関すること。
5	町田市小野路宿里山交流館の管理運営に関すること。
6	シティセールスに関すること。
7	フットパスの振興に関すること。
8	外国人観光客等の受入れの推進に関すること。

上記の所管事務に記載されているとおり、観光まちづくり課は、市民にとって地域に愛着を感じ住み続けたいくなるような、また、来訪者にとって何度も訪れたいくなるようなまちを実現するためにさまざまな事業に取り組んでいる。その1つ

に、観光まちづくり推進事業があり、2021年度において、町田市観光まちづくり推進委員会等からの意見を踏まえた「新たな観光まちづくりリーディングプロジェクト」の策定や町田薬師池公園四季彩の杜に関するPRイベントを実施している。

また、観光まちづくり課は、小野路宿里山交流館管理事務として、小野路の歴史・自然・文化にふれられる拠点施設として、また、地域住民と来訪者との交流を促進する場として、さらには小野路の里山を散策する方の休憩施設として「小野路宿里山交流館」に指定管理者制度を導入し管理・運営している。

その他に、観光まちづくり課は、観光行事推進事業として「町田さくらまつり」の実行委員会事務局を担っており、2021年度において次の事業を実施している。

表8 観光まちづくり課の実施事業

(単位：千円)

No.	事業名	2021年度決算額
1	観光まちづくり課管理事務	50
2	観光行事推進事業	9,000
3	観光コンベンション振興事業	41,500
4	観光まちづくり推進事業	4,601
5	シティセールス事業	3,427
6	外国人観光客等受入推進事業	1,138
7	小野路宿里山交流館管理事務	24,403

4 農業振興課

町田市は、農業振興施策として、第3次町田市農業振興計画の後を受け、第4次町田市農業振興計画を2017年3月に策定している。第4次町田市農業振興計画では、都市農業振興基本法の成立及び農業経営基盤強化促進法の改正を受け、都市農業振興基本法の「地方計画」として、また、農業経営基盤強化促進法における「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」と関連づけた計画としての性質を有する。また、第4次町田市農業振興計画では、町田市における農地が市街地と密接している特徴を受け、『「市民と農をつなぐ」魅力ある町田農業の推進」という基本理念を掲げ、4つの基本目標に基づき事業を推進している。

第4次町田市農業振興計画 4つの基本目標

基本目標Ⅰ：意欲的農業者が安心して生産できる環境づくり

町田市の農業の中心的存在となり得る認定農業者や認定新規就農者への積極支援のほか、農業後継者や新規就農者、援農ボランティアなど、担い手不足の打開策の一つとして期待される新たな担い手の育成・支援を行っています。また併せて、環境に優しい農業の推進や獣害防止対策などを講じることにより、意欲的に生産に取り組む農業者が安心して生産活動に従事できる環境づくりを行っています。

基本目標Ⅱ：都市農地の保全と活用による多面的機能の発揮

増加傾向にある遊休農地のあっせんや条件の悪い農地の整備を支援していきます。また、市民と農とのふれあいの場である各種農園の広報支援などを行うことにより、都市における農地の保全と利活用を図っていくことで、良好な景観の形成や生物多様性の保全、防災機能など、農地が持つ多面的機能を発揮していきます。

基本目標Ⅲ：立地を活かした地産地消の推進

市内産農産物「まち☆ベジ」の付加価値向上や多様な媒体、拠点等を活用した情報発信を行うことにより、市内産農産物のブランド化を図っていきます。また、生産地と消費地が身近な立地を活かし、学校給食や市内飲食店等への流通システムを確立することで、地産地消の一環として販路拡大、食育、農商連携（6次産業ネットワーク）等を推進していきます。

基本目標Ⅳ：多様な交流機会をきっかけとした市民の農に対する魅力の向上

農の体験や農産物の販売など、市民等に農との多様な交流機会を提供する新たな拠点を町田薬師池公園四季彩の杜に整備します。そして、新たに整備

する拠点やふるさと農具館、ファーマーズセンター等の農業関連施設を有効に活用したり、農業祭等の各種イベント開催などにより、町田市や町田市の農業を市内外に広くPRし、農業の活性化と市民にとって農が魅力あるものとなるよう事業を推進していきます。

この第4次町田市農業振興計画とは、2017年度から2026年度までを対象期間とするものであり、町田市の農業の現状と課題を整理し、目指す農業振興の方向性や施策展開に関する考え方を示すものである。

表9 農業振興課に関連する計画等

No.	計画等の名称	策定年月
1	農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想	2017年3月
2	第4次町田市農業振興計画	2017年3月
3	第4次町田市農業振興計画 改訂版	2022年3月
4	町田市里山環境活用保全計画	2022年3月

これらの計画に基づき、農業振興課は、農業振興施策に取り組み、次の事務を所管している。

表10 農業振興課の所管事務

No.	所管事務
1	農業団体との連携及び調整に関すること。
2	農業近代化施設及び経営資金等に関すること。
3	農業委員会との連絡調整に関すること。
4	主要食糧に関すること。
5	土地改良事業に関すること。
6	農業施設の災害復旧に関すること。
7	農地に関すること。
8	農産物特産化の推進に関すること。
9	市民農園に関すること。
10	地場農産物の流通促進に関すること。
11	環境保全型農業の推進に関すること。
12	認定農業者制度に関すること。

No.	所管事務
13	その他農林畜産業の振興に関すること。
14	北部丘陵を中心とした里山環境の維持及び保全に関すること。
15	北部丘陵を中心とした里山の施設整備の推進に関すること。
16	北部丘陵を中心とした里山の地域資源の活用に関すること。
17	北部丘陵を中心とした里山の財産の活用及び管理に関すること。
18	北部丘陵を中心とした里山の魅力の情報発信に関すること。

農業振興課は、第4次町田市農業振興計画に基づき、農業生産者に対して安定的な農業経営の実現に向けた支援や、新規農業生産者の発掘・育成など農業活性化のためにさまざまな事業に取り組んでいる。その1つに農業経営支援事業があり、市内の農業生産者の経営環境の充実や改善・改革を支援することにより農業者の経営環境を向上させることを目的とした農業振興補助金といった補助金制度を設けている。

また、農業振興課は、農業研修事業において、新たに農業経営を目指す人や農家を支援する援農者など、「自ら耕作できる技術を持った人材」の育成事業を行うとともに、市民農園事業やふれあい農業推進事業において、田畑を耕して穀物や野菜などをつくる「農」という営みを市民にとって身近なものにすることで、魅力ある地域づくりや食育の推進を進めている。

その他に農業振興課は、里山環境管理事業や里山環境整備事業など、里山環境の回復や保全活動の充実を図る事業を行っており、2021年度の農業振興課の実施事業は次のとおりである。

表11 農業振興課の実施事業

(単位：千円)

No.	事業名	2021年度決算額
1	農業振興課管理事務	1,376
2	農業経営支援事業	7,412
3	ブランド化推進事業	1,207
4	農地利用集積円滑化事業	13,763
5	学校給食食材供給事業	1,900
6	ふるさと農具館事業	7,016
7	七国山ファーマーズセンター事業	4,621
8	市民農園事業	2,421
9	ふれあい農業推進事業	3,800

No.	事業名	2021 年度決算額
10	景観作物栽培事業	6,902
11	都市農業活性化支援事業	27,996
12	農業研修事業	4,872
13	薬師池公園四季彩の杜・農とのふれあい事業	26,250
14	畜産振興事業	410
15	里山環境管理事業	21,586
16	里山環境整備事業	16,950

第3 監査の総括

1 総論

(1) 中心市街地まちづくり計画の中間評価の実施について

市は、中心市街地におけるまちづくりを具体的に進めるための道しるべとして「町田市中心市街地まちづくり計画」を策定している。当該計画は、2016年度から2030年度までを計画期間とする長期にわたる計画となっていることから、計画全体の進行管理を適切に行うことが重要である。また、市民・事業者・町田市中心市街地活性化協議会・町田市等、さまざまな担い手がまちづくりの取組を実施することとなっていることから、計画全体の進行管理の重要性が高いといえる。

しかし、計画全体の進行管理が適切になされているとはいえない状況であった。当該計画によると、町田市中心市街地活性化協議会と町田市が2015年9月24日に締結した「町田市中心市街地のまちづくりに関する基本協定」に基づき、相互に連携して計画全体の進行管理を行うこととされているが、町田市中心市街地活性化協議会は2020年度をもって解散しており、計画全体の進行管理を町田市が単独で担わざるを得ない状況となっている。また、当該計画に掲げられている10のプロジェクトについては、町田市経済観光部産業政策課や都市づくり部地区街づくり課のほか、各部各課が関係していることから、庁内調整・連携も適宜適切に行う必要があるが、各所管課に対しての照会や取りまとめを行っているにすぎず、進行管理の観点からは十分とはいえない。

そもそも、計画期間15年の長期計画であるにもかかわらず、当該計画には2018年4月頃までの「プロジェクトの当面の主な取組」が示されているのみであり、計画期間にわたるロードマップ等が別途示されているわけではない。また、取組の評価を行うために5年ごとに指標を測定しているが、取組の評価や軌道修正は特段行われていない。例えば、プロジェクト6「原町田大通り 憩いと賑わい空間を創造するプロジェクト」の取組として、2021年度に「原町田大通り滞留空間創出社会実験」を実施しているが、計画開始から相当程度経過している現在、社会実験の実施等を行いながらも、その実施結果を受けた具体的な取組をより一層進めていくべきではないかと考える。

さらに、当該計画には、プロジェクト6の進め方として、「町田市中心市街地活性化協議会が、さまざまな担い手を巻き込みながら社会実験の実施等を通じて将来像を検討する」と記載されているものの、先に述べたとおり、町田市中心市街地活性化協議会はすでに解散している。「各プロジェクトが実行段階に入り、計画の推進主体が中活協から各商店会や関係者に移ったことを受け、その担ってきた役割が一旦その役目を終えた」ことを解散理由としているが、当該計画に、「町田市中心市街地活性化協議会と町田市が、各取組の担い手が効果的に動けるようにするため、情報提供や必要なサポートを行

うなど、取組を後押しする」と記載されていることから、その役割を引き続き担うべきではなかったかと考える。

そのほか、プロジェクトを推進するために、各プロジェクトの進行管理者である町田市中心市街地活性化協議会と町田市、およびさまざまな担い手で組織された「“夢”まちプロジェクト推進会議」により、随時、取組の状況の共有、取組相互の調整、意見交換等を行ってきたが、町田市中心市街地活性化協議会の解散により、当会議は、2021年度第1回をもって終了している。

以上の状況を勘案すると、まちづくりの体制を含め、計画全体を改めて見直す必要性を感じる場所である。もともと当該計画は、「行政が中心となり整備を行ってきたこれまでのまちづくりの進め方には限界がある」として、市民・事業者・町田市中心市街地活性化協議会・町田市が「将来のまちの姿」を共有し、協働してまちづくりに取組んでいく進め方を掲げていたところである。現在は、計画期間の7年目が終了する年度であり、計画期間15年の中間地点にあたるタイミングである。したがって、当該計画の中間評価を行う好機ととらえ、まちづくりの体制を含め、当該計画全体の進行状況の評価を行い、「“夢”かなうまちへ～新たな賑わいと交流の創出～」の実現に向かうことを期待したい。

(2) 観光まちづくりに関する全庁的な意識向上について

市は、「観光」を軸に、市民と行政が協働でまちの活力を維持・向上させるための指針として、「町田市観光まちづくり基本方針」を策定している。当該方針を推進するため、町田市観光コンベンション協会や観光関連事業者等で構成される「町田市観光まちづくり推進委員会」を設置し、観光分野の関係者等の意見を聴取するなど、庁外との相互協力・連携を図っている。しかし、庁内においては、観光まちづくり課と関連する部署との連携・調整を図るための会議体等は設置されていない。

当該方針に基づき、観光まちづくりを推進するためには、観光まちづくり課のみではなく、庁内外を巻き込みながら一体として取組むことが効果的であると考えるが、現在、そのような体制が十分にとられているとはいえない状況であった。

観光拠点の一つである町田薬師池公園四季彩の杜は、薬師池公園をはじめ、西園（ウェルカムゲート）、リス園、ぼたん園、ダリア園、えびね苑、フォトサロン、七国山ファーマーズセンター、ふるさと農具館など、さまざまな施設で構成されている。そのため、薬師池公園は公園緑地課、リス園は障がい福祉課、ふるさと農具館は農業振興課といったように、施設の所管課もさまざまである。さらには、施設の運営も、市直営であったり、指定管理者であったりとさまざまである。

る。これらの施設の現地視察を通じて感じたことであるが、観光まちづくり課以外の部署が所管しているため、事業実施に当たり観光まちづくりの意識は希薄であると感じた。もちろん、各部署が担当している事業にはそれぞれの目的があるため、これはある意味当然ではある。

例えば、リス園は、障がい者自立支援法の就労支援B型施設であり、当然ながら観光まちづくりを目的として実施しているものではない。しかし、リス園は観光まちづくりの観点から潜在力の高い施設であり、観光資源としての活用度が高いといえる。このように、各所管課が実施している事業の中には、町田市全体の観光資源という観点から有用な事業が存在するものと推測される。

この点、観光まちづくりという視点で事業を実施するのであれば、観光まちづくり課で実施するのが適当であるとの見解もあろうが、観光まちづくりは、観光まちづくり課のみの力でなしうるものではなく、全庁的な取組が欠かせないと考える。もちろん、町田市の観光まちづくりに関しては、観光まちづくり課が主導する役割を担うものであるから、観光まちづくり課が、他の部署に対して、事業実施に当たり観光まちづくりを意識することを促したり、観光まちづくりに寄与する事業についての実施状況を把握したりする取組が一義的には求められる。

しかし、地域住民が自分の住むまちの魅力を知る、来訪者に地域の魅力を知ってもらい町田ならではの感動を与える、町田の魅力や町田での感動を誰かに伝えたいといった、当該方針に示されている目指すべき方向性を高めるためには、庁内各部署が、地域の観光資源の発掘、収集及び発信を担うべきではないかと考える。したがって、観光まちづくり課のみではなく、観光まちづくり課以外の部署においても、観光まちづくりの担い手としての当事者意識をもち、全庁的な推進体制で観光まちづくりに取り組むことを期待したい。

(3) 農業振興に関する補助金の見直しについて

市は、農業振興に関する政策を計画的に展開していくために、「第4次町田市農業振興計画(改訂版)」を策定している。当該計画では、「市民と農をつなぐ」魅力ある町田農業の推進」を基本理念に、認定農業者・認定新規就農者への支援や新たな担い手の育成・支援などの施策を推進している。具体的には、農業振興事業補助金や援農ボランティア育成事業補助金など、各種補助金を交付することにより、農業振興を図っている。

町田市の農業の現状を見ると、農家の高齢化や後継者不足などにより、農業の担い手の減少傾向が加速するなどしており、後継者を含めた農業者の経営基盤を強化し安定的な農業を継続していくことが不可欠であることから、各種補助

金も効果的に交付するべきではないかと考える。例えば、農業振興事業補助金は、機械及び機材等の購入等に要する経費など、農業経営の改善及び合理化を図る事業に要する経費の一部を補助することにより、農業経営基盤の強化を促進することを目的としている。しかし、農業振興事業補助金交付要綱をみると、トラクターや耕運機などの機械及び機材等が補助対象となっている。農業の機械化を普及・促進していた段階においては、これらの機械及び機材等は農業経営の改善及び合理化に資するものであったといえるが、現在は、ロボット技術や ICT 等の先端技術を活用し、超省力化や高品質生産等を可能にする新たな農業「スマート農業」の実現を目指している段階である。そのため、例えば、AI を使った甘いトマト栽培やリコピン濃度に基づく選別が非破壊で計測できるトマト選果機など、先端技術を活用できる機械及び機材等を補助対象に加えるなどにより、農業経営の改善及び合理化を促すことが、より効果的な補助金となると考える。

補助金は、さまざまな行政分野において、施策目的を効率的・効果的に実現するための有効的な手段であるからこそ、時代の変遷や社会環境の変化にあわせて、不断に見直すことで、適切に施策を展開し効果の最適化を図る必要がある。したがって、町田市の補助金について、社会環境の変化に伴い見直す点がないかどうか、全庁的に検証することを期待したい。

（４）全庁的な措置対応の推進について

今回の監査において、契約事務や補助金交付事務に関し、問題点が見受けられた。具体的には、契約事務については、契約金額の妥当性が十分に検証されていなかったり、随意契約ガイドラインに従っていなかったりしていた。補助金交付事務については、申請書の記載不備への対応が不適切であったり、補助対象経費の確認が不十分であったりしていた。

これらの問題点は、これまでの町田市包括外部監査においても、たびたび指摘されてきた事項である。このように同種の指摘がなされるなど、監査の結果及び意見として指摘した事項が、十分に浸透しておらず、対応が不十分である状況といえる。

例えば、契約事務については、平成 26（2014）年度の包括外部監査「委託に関する事務の執行について」において、90 項目の指摘がなされたが、その後の包括外部監査のテーマの中で検証対象となった委託事務においても、予定価格の積算や見積書徴取先の選定等に関する問題点など、同種の指摘がなされている。このような状況を鑑みると、これまで見出された問題点が、他の契約事務にも内在していないかどうかについて、組織横断的に検証する必要性を感じるころである。

いずれにしても、包括外部監査における指摘については、ほかの所管課においても同一の事象が存在することが見込まれる場合には、その内容を全庁的に周知し、改善を図る仕組みを構築する必要がある。今後、監査の指摘に対する措置の実効性を確保するために、全庁的な措置対応を推進することを期待したい。

2 外部監査の結果及び意見の一覧

外部監査の結果及び意見の一覧は、表12のとおりである。指摘が22項目、意見が37項目あり、合わせて59項目である。

なお、表中の右欄にある「頁」は、本報告書における各項目の記載箇所である。

表12 外部監査の結果及び意見の一覧

事業名		監査の指摘または意見			頁
1 産業政策課					
(1)	中小企業勤労者 総合福祉推進事業	指摘 1-1	ア	補助金交付額の算定方法について	37
		意見 1-1	イ	入会手続の電子化について	38
		意見 1-2	ウ	アンケート調査結果の把握について	38
		意見 1-3	エ	勤労者福祉に係る事業の実施方法について	39
(2)	町田ターミナル プラザ管理事務	意見 1-4	ア	市の備品管理について	43
		意見 1-5	イ	まちなかシネマ事業の実施時期について	43
(3)	中心市街地活性化 推進事業	意見 1-6	ア	計画全体像の明確化について	50
		意見 1-7	イ	計画全体の進行管理について	51
		指摘 1-2	ウ	定期的な取り組みの評価について	52
		意見 1-8	エ	社会実験の公表方法について	53
		意見 1-9	オ	町田ターミナルプラザ周辺の歩行量調査について	54

事業名		監査の指摘または意見		頁
(4)	駐車場運営事業	意見 1-10	ア 第2駐車場の借地料について	59
		意見 1-11	イ 第2駐車場の契約期間満了後の計画について	60
		意見 1-12	ウ アンケート調査の実施方法及び調査結果の活用について	60
(5)	創業支援事業	意見 1-13	ア 事業計画書と実施報告書における2020年度実績数値の不一致について	64
		意見 1-14	イ 町田新産業創造センター1階の貸出に関する情報公開について	64
		意見 1-15	ウ 町田新産業創造センター1階の契約条件について	67
		意見 1-16	エ MBDAの経営目標について	70
(6)	商工会議所補助事業	意見 1-17	ア 中小企業相談所事業補助金の有効性評価について	73
(7)	商店街活性化支援事業	意見 1-18	ア 商店街活力向上支援業務委託の効果検証について	76
		指摘 1-3	イ 商店街チャレンジ戦略支援事業補助金事務委託の委託料の見直しについて	77
(8)	商店街街路灯維持管理補助事業	指摘 1-4	ア 補助金交付申請の遅延について	80
		指摘 1-5	イ 申請額の根拠資料について	80
(9)	トライアル発注商品認定事業	意見 1-19	ア 併給の有無の確認について	83
		指摘 1-6	イ 決算書数値の手書きによる修正について	84
		意見 1-20	ウ 収支予算書に添付すべき書類について	84

事業名		監査の指摘または意見		頁	
(9)	トライアル発注 商品認定事業	意見 1-21	エ	収支報告書に添付すべき書類について	85
2 観光まちづくり課					
(1)	観光行事推進事業	意見 2-1	ア	実行委員会の事務局の運営を市が行うことについて	87
		指摘 2-1	イ	町田さくらまつり実行委員会における随意契約について	88
		指摘 2-2	ウ	町田さくらまつり実行委員会における契約先について	91
		意見 2-2	エ	町田さくらまつり実行委員会への負担金について	93
		意見 2-3	オ	町田さくらめぐり公式ガイドブックの広告協賛について	94
		指摘 2-3	カ	町田さくらまつりの出店料等について	95
(2)	観光コンベンション振興事業	指摘 2-4	ア	協会補助金の対象となる経費について	98
(3)	観光まちづくり 推進事業	指摘 2-5	ア	随意契約における契約金額の妥当性の検証について	107
		指摘 2-6	イ	受託者の業務責任者及び業務実施体制図の確認について	107
		指摘 2-7	ウ	「新リーディングプロジェクト」策定支援業務における契約手続について	108
		指摘 2-8	エ	「新リーディングプロジェクト」策定支援業務における決裁について	109
		意見 2-4	オ	おもてなし事業の実施主体について	111
		意見 2-5	カ	四季彩の杜施設運営連絡協議会事務局について	113
		意見 2-6	キ	おもてなし事業の決定過程の文書化について	114

事業名		監査の指摘または意見		頁	
(3)	観光まちづくり 推進事業	意見 2-7	ク	町田薬師池公園四季彩の杜に関連 する事業の実施について	114
(4)	シティセールス 事業	指摘 2-9	ア	随意契約における契約金額の妥当 性の検証について	119
(5)	小野路宿里山交 流館管理事務	指摘 2-10	ア	町田市小野路宿里山交流館の物品 の実査について	121
3 農業振興課					
(1)	農業経営支援事 業	指摘 3-1	ア	業務委託契約書の記載事項の徹底 について	126
		指摘 3-2	イ	随意契約における随意契約理由の 適用誤りについて	127
		意見 3-1	ウ	補助金支給目的と合致しない補助 金の支給について	128
		指摘 3-3	エ	補助金受給者が税額控除を受けた 場合の取扱いについて	130
(2)	ブランド化推進 事業	指摘 3-4	ア	補助金支給に係る実績報告の確認 資料について	133
(3)	学校給食食材供 給事業	指摘 3-5	ア	補助金申請書の市による訂正につ いて	136
(4)	ふれあい農業推 進事業	意見 3-2	ア	農業祭を実行委員会形式で運用す ることについて	138
		意見 3-3	イ	負担金に関する市のモニタリング の実施について	139
(5)	農業研修事業	意見 3-4	ア	毒物及び劇物の管理水準の向上に ついて	143
		意見 3-5	イ	設定した予定価格に関する検証に ついて	145
(6)	畜産振興事業	指摘 3-6	ア	補助金交付に関する請求書に係る 事務処理について	148
(7)	里山環境管理事 業	意見 3-6	ア	補助対象経費に関する根拠資料へ の確認証跡について	150
		意見 3-7	イ	補助対象経費の根拠証憑（領収書、 帳簿等）の保管について	151

事業名		監査の指摘または意見		頁
(8)	里山環境整備事業	意見 3-8	ア 補助対象経費に関する根拠資料への確認証跡について	153
		意見 3-9	イ 補助対象経費の根拠証憑（領収書、帳簿等）の保管について	154

第4 監査の結果及び意見

1 産業政策課

(1) 中小企業勤労者総合福祉推進事業

① 事業の概要

ア 事業の概要

市内の中小企業に勤務する者及び市内に居住し市外の中小企業に勤務する者の勤労者福祉に係る事業を行う一般財団法人町田市勤労者福祉サービスセンター（以下、「サービスセンター」という。）の事業費の一部を市が補助する事業である。中小企業の振興を図り、もって地域社会の発展に寄与することを目的としている。

サービスセンターは会員に対して

- (ア) 提携宿泊施設の提携価格での利用、レジャー、映画、スパ施設等のチケット販売といったレジャー特典サービス
- (イ) 健康診断補助、慶弔見舞給付金といった健康・慶弔に関するサービス
- (ウ) 自己啓発、生活資金等の融資、中小企業退職金共済といった補助・共済サービス

といったサービスを提供している。

イ 事業費の推移

(単位：千円)

項目	2019年度	2020年度	2021年度
当初予算額	22,000	22,000	21,000
財源内訳	—	—	—
国庫支出金	—	—	—
都支出金	—	—	—
地方債	—	—	—
その他	—	—	—
一般財源	22,000	22,000	21,000
決算額	22,000	22,000	21,000

ウ 事業費の内訳

(単位：千円)

節	2021年度 決算額	主な内容
負担金補助及び 交付金	21,000	一般財団法人町田市勤労者福祉サービスセンター補助金
合計	21,000	

エ サービスセンター

サービスセンターは、市内の中小企業の事業主と勤労者の福利厚生への支援を行うために、1979年8月に「町田市勤労者互助会」として市が設立した外郭団体である。その後、1993年4月に「財団法人町田市勤労者福祉サービスセンター」となり、2010年7月に現在の「一般財団法人町田市勤労者福祉サービスセンター」に移行した。「さるびあタウン」という愛称がある。概要は表13のとおりである。

表13 サービスセンターの概要

所在地	町田市森野 2-27-10 エムコーポ森野 1F
代表者	理事長 井之上 賢一
設立等年月日	昭和54年8月 「町田市勤労者互助会」発足 平成5年4月1日 「財団法人町田市勤労者福祉サービスセンター」設立 平成22年7月1日 「一般財団法人町田市勤労者福祉サービスセンター」に移行
目的	市内の中小企業に勤務する勤労者並びに市民に対し、総合的かつ効果的に勤労者福祉推進事業を推進し、あわせて中小企業の振興、地域社会の発展に寄与することを目的とする。
加入対象	市内の中小企業に勤務する勤労者と事業主及び市内に居住し 市内外の中小企業に勤務する勤労者及び事業主
会費	入会金 300円 事業所会員 月額 500円 ※2名以上で加入 個人会員 月額 700円

(出典：サービスセンターホームページより監査人作成)

会員数、事業所数は表14のとおり、ともに直近3年間は減少傾向が続いている。毎年、定年などの退職による減少が一定数あることに加え、最近では新型コロナウイルス感染症の影響により廃業する事業所が増えていることも減少の要因である。市では会員数の増加を当事業の課題として取り上げている。

表14 会員数等の推移

(単位：人、事業所)

項目	2019年度	2020年度	2021年度
会員数	6,551	6,122	5,999
事業所数	845	799	769

② 監査の結果

ア 補助金交付額の算定方法について（指摘1-1）

町田市中小企業勤労者福祉事業等補助金交付要綱によると、第6において補助金の交付額について定められている。

町田市中小企業勤労者福祉事業等補助金交付要綱より抜粋

第6 補助金の交付額

補助金の交付額は、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を合計した額とする。この場合において、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- (1) 第5第2号イからエまでに掲げる経費 当該経費に係る実支出額に3分の2を乗じて得た額
- (2) 前号に掲げる経費以外の経費 当該経費に係る実支出額から受益者負担に係る収入を控除した額に、2分の1を乗じて得た額

要綱によると経費について実支出額に3分の2あるいは受益者負担に係る収入を控除した額に、2分の1をそれぞれ乗じた額として算定されることになっている。しかし、2021年度の補助金交付額の算定に当たっては、サービスセンターの管理費支出のうち、人件費については実支払額に80%という係数を乗じた額の2分の1相当額、光熱水費及び賃借料については実支払額に80%という係数を乗じた額の3分の2相当額が補助金交付額として算定されていた。

この80%の係数について所管課に質問したところ、「要綱で定める補助対象経

費は大きく「事業費に係る経費」と「管理費に係る経費」の2つに分かれ、そのうち後者については、「要綱第2の補助の目的に合致するサービスに必要な管理費（ア）」と、「合致しない単純な組織管理費」が共存していると考えている。過去にサービスセンター職員の事務分担を性質別に整理したところ、約80%が（ア）に相当することを把握した。事務の性質別の割合は年度単位で大きく変動することは想定しにくいため、毎年度「管理費に係る経費」に対して係数80%を乗じる運用としている。なお、双方の合意に基づく軽微な事務的運用であることから、要綱には明記せずに対応している。」とのことであった。

補助金交付額は市の予算が上限となっており、2021年の補助金交付額も予算上限額（21,000千円）で交付されていることから、今回の計算による財政的な影響に変わりはない。

係数を設けることについて議論の余地はあるが、少なくとも現状では、要綱に即した方法で補助金交付額が算定されていない。要綱が定められているのであれば、要綱に従った事務処理を行う必要がある。

イ 入会手続の電子化について（意見1-1）

サービスセンターへ新規入会するためには、入会申込書に手書きで必要事項を記入し、サービスセンターへ持参または郵送あるいはFAX送信する必要がある。また、入会申込書は、サービスセンターのホームページにPDFファイルで用意されているため、申込のためにはそれを印刷する必要もある。

しかし、昨今のIT技術を用いれば、これらの手続はインターネット上で完結できるものである。実際、イベントのチケット購入などはインターネット上で申込、決済まで可能となっている。

サービスセンターでは、会員数の増加を事業の課題として取り上げ、加入促進のための施策としてPR手法やサービスメニューの拡充等の検討が行われているが、入会手続におけるこういった手間が入会を思い留まらせる要因になっていることも考えられる。したがって、入会手続の電子化を検討されたい。

ウ アンケート調査結果の把握について（意見1-2）

サービスセンターでは、会員に対して、ウェブやはがきによるサービスに対するアンケート調査を実施しているが、その調査結果については市へ報告されていない。

実際のサービスを提供しているのはサービスセンターではあるが、市の外郭団体でもあり、補助金を交付する以上は、その補助効果を最大にするために

も、アンケート調査結果を市への報告事項として定め、市もアンケート調査結果の内容を把握、分析し、必要に応じてサービスセンターに指導助言を行うことを検討されたい。

エ 勤労者福祉に係る事業の実施方法について（意見 1-3）

サービスセンターでは、会員数及び事業所数ともに直近 3 年間は減少傾向が続いており、産業政策課は会員数の増加を当事業の課題として取り上げている。このサービスセンターの会員となることができる者は、市内の中小企業に勤務する勤労者と事業主及び市内に居住し市内外の中小企業に勤務する勤労者及び事業主であり、町田市を中心とする事業会社及び勤労者に限定されている。さらに、「イ 入会手続の電子化について（意見 1）」において記載しているとおり、事業を発展及び継続させるためには、電子化などの新たな事業投資が必要な状況である。

サービスセンターの前身である「町田市勤労者互助会」が設立された当初においては、中小企業の福利厚生を充実化させるために、市が外郭団体を通じて中小企業を支援する必要があったと思われ、これまでサービスセンターは町田市の中小企業の福利厚生を充実させてきた。しかし、近年、中小企業向けに福利厚生に係るアウトソーシングサービスを提供する会社が増え、例えば、株式会社ベネフィット・ワンや株式会社リロググループといった上場会社をはじめ、株式会社イーウェルや株式会社フクリコ等、多くの企業が、日本全国の中小企業を対象に福利厚生に関するアウトソーシングサービスを提供し、中小企業の福利厚生を担っている。ある企業では、140 万件以上もの福利厚生サービスを提供しており、2022 年 4 月時点において 16,103 社が導入し、1,548 万人の法人会員がいるとホームページで記載している。

これら福利厚生サービスを提供する企業は、企業により多少の差異があるが、サービス提供の対象が 1 つの自治体に限られることなく、日本全国の企業を対象とする大規模な事業展開を行っている。そのため、電子化などの事業投資も進んでおり、ある企業では、入会手続の電子化はもちろんのこと、加入者がスマートフォンによって福利厚生サービスを受けることができるなど、福利厚生サービスの提供においても電子化が進んでいる。

このように中小企業の福利厚生サービスを提供する企業が増え、全国的な事業展開を行い、多種多様な福利厚生サービスを提供している状況を鑑みると、町田市における中小企業勤労者総合福祉推進事業の担い手は、サービスセンターに限られない状況になっていると考えられる。

先述した企業が全国的な事業展開を行っている状況において、町田市を事業

の中心とするサービスセンターが事業を実施していくことは、当該企業と事業規模の差が生じているため、経済性で劣ると考えられる。また、電子化されていないサービスセンターを通じて中小企業の福利厚生サービスを提供する事業を行うことは、既に電子化への事業投資が行われている企業と比べて、支出した費用における効率性が劣ると考えられる。さらに、企業が利便性の良い多種多様なサービスを提供していることから、福利厚生サービスを受ける勤労者において有効性に劣ると考えられる。

このように、福利厚生サービスを提供する企業との競争のもとサービスセンターが事業を実施していくことは、事業規模による優位性がないことや、電子化など多額の投資が必要になることから、サービスセンターにおける今後の事業の拡大が困難であると予測される。そのため、市として、事業を拡大することが困難と予想されるサービスセンターの事業費の一部を補助という形式で中小企業勤労者総合福祉推進事業を行うことは、経済性、効率性及び有効性の観点から改善の余地があると考えられる。

以上より、中小企業勤労者総合福祉推進事業を行うに当たり、産業政策課は経済性、効率性及び有効性の観点から、民間の事業会社を含めて町田市における中小勤労者総合福祉推進事業の担い手について見直されたい。

(2) 町田ターミナルプラザ管理事務

① 事業の概要

ア 事業の概要

中心市街地の商業の振興及び交通の利便を図ることを目的として設置された町田ターミナルプラザ（以下、「ターミナルプラザ」という。）の管理事務事業である。

ターミナルプラザの建物については市と東急株式会社がそれぞれ 30.8%、69.2%を区分所有している。また、土地は市が所有しており、東急株式会社に建物の所有割合に応じて貸付けている。

本事業は市が所有する 2 階の店舗区画、市民広場及び 1 階バスターミナルの管理運営を行う事業である。1 階バスターミナルの管理運営は東急株式会社に委託しており、2 階の店舗区画及び市民広場を市が管理運営している。

イ 事業費の推移

(単位：千円)

項目	2019 年度	2020 年度	2021 年度
当初予算額	31,676	30,826	23,805
財源内訳	—	—	—
国庫支出金	—	—	—
都支出金	—	—	—
地方債	—	—	—
その他	24,812	23,650	23,805
一般財源	6,864	7,176	—
決算額	24,080	21,003	20,768

ウ 事業費の内訳

(単位：千円)

節	2021年度 決算額	主な内容
需用費	14,842	消耗品費 319 光熱水費 13,989 修繕料 534
委託料	5,926	観光バス等発車管理業務委託 4,201 イベント企画運営委託 1,529 収集・処分等委託料 196
合計	20,768	

エ ターミナルプラザ

ターミナルプラザは JR 町田駅ターミナル口から出たところに位置している。1 階がバスターミナル、2 階が市民広場、飲食店、駐輪場、3 階から 6 階までが民間運営の駐車場となっている複合施設である。

1 階のバスターミナルは、路線バス、観光バス、長距離路線バスの乗り場として利用されており、バス会社からのターミナル利用料が市に収入される。2 階の店舗区画には飲食店が 9 店舗入居しており、各店舗からの賃貸料収入が市に収入される。市民広場は広く一般市民に開放されており、平時は子ども向け芝生広場「ちびヒロ」として無料開放されており、また、利用申請に基づき定期的にイベントが開催され、利用申請者からの広場利用料収入が市に収入される。

ターミナルプラザの使用料収入等は表 15 から表 17 のとおりである。

表 15 バスターミナル利用台数及び使用料収入の推移

(単位：台、千円)

項目	2019年度	2020年度	2021年度
利用台数	4,624	2,224	4,184
使用料収入	7,053	3,489	6,569

(出典：市提供資料に基づき監査人作成)

表 16 市民広場利用件数及び使用料収入の推移

(単位：件、千円)

項目	2019 年度	2020 年度	2021 年度
利用件数	117	54	56
使用料収入	625	622	1,537

(出典：市提供資料に基づき監査人作成)

表 17 その他収入の推移

(単位：千円)

項目	2019 年度	2020 年度	2021 年度
その他収入	71,594	77,694	77,617

(出典：市提供資料に基づき監査人作成)

その他収入は、市所有の土地賃借料、2階店舗区画の賃借料等である。

② 監査の結果

ア 市の備品管理について（意見 1-4）

ターミナルプラザ内の市民広場においてイベント時に使用される備品（長机、ステージ等）が2階の駐輪場へ向かう通路に保管されている。このため、盗難や通行人の通行の妨げになるおそれがある。また、当該備品は、固定されていない状態で保管されているため、災害時における危険性も考えられる。

したがって、動かないように縛っておく、あるいは簡易な柵を設けるなど、安全面や通行に配慮されたい。また、保管されている場所は避難経路を妨害してはいたないものの、避難経路付近であることから、置き場所についても見直しを検討されたい。

イ まちなかシネマ事業の実施時期について（意見 1-5）

市民広場における委託事業として「まちなかシネマ」事業がある。これは市民広場を映画館に仕立て、映画を上映するという事業であり、誰でも無料で鑑賞できる。

2021年度の上映スケジュール及び来場者実績は、表 18 のとおりである。

表 18 上映スケジュール及び来場者実績

(単位：人)

上映日 作品名	来場者実績			
	時間帯	子ども	大人	計
10月15日(金) スチュートリアル	開始時	7	5	12
	中間時	8	6	14
	終了時	10	8	18
10月22日(金) トムとジェリー火星へ行く	開始時	4	5	9
	中間時	8	6	14
	終了時	8	7	15
10月29日(金) エルモと毛布の大冒険	開始時	3	4	7
	中間時	6	4	10
	終了時	7	5	12
11月3日(水) 僕のワンダフル・ジャーニー	開始時	3	6	9
	中間時	6	9	15
	終了時	7	10	17
11月5日(金) アングリーバード	開始時	7	7	14
	中間時	9	8	17
	終了時	11	10	21

(出典：実施報告書より監査人作成)

来場数が少ないようにも思えるが、実施時期が10月、11月であり、上映開始時間も18時～18時30分であることから、寒さのために少なかったということが考えられる。

市民広場には屋根はあるものの、風通しがよい場所であり、10月、11月の夜では寒さを感じる頃合いである。実際、受託者の実施報告書にも寒さがあったとのコメントが記載されている。

2021年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、開催時期が後ろ倒しになったが、集客を目標とするのであれば、今後はもう少し早い時期に開催するなど、実施時期について検討されたい。

(3) 中心市街地活性化推進事業

① 事業の概要

ア 事業の概要

中心市街地の活性化を図り、中心市街地が賑わいや交流に溢れ、楽しい時間や新しいことが生まれ続けたり、人々の出会いや活動のつながりが広がり続けたりするような、まちが関わるみんなの夢がかなうまちになることを目指して、2016年7月に策定した「町田市中心市街地まちづくり計画」(以下、「まちづくり計画」という。)に基づき、中心市街地のまちづくりを進める事業である。

まちづくり計画は2016年から2030年までのもので、10のプロジェクトが設定されており、各プロジェクト内でさまざまな事業が実施されている。各事業は産業政策課だけでなく複数の所管課によって実施され、全庁的な取り組みを進める計画になっている。

今回の監査の対象となったプロジェクトは、産業政策課が所管しているプロジェクト6とプロジェクト10の中で実施される事業である。

イ 事業費の推移

(単位：千円)

項目	2019年度	2020年度	2021年度
当初予算額	11,446	14,970	18,382
財源内訳	—	—	—
国庫支出金	—	—	8,029
都支出金	2,500	1,595	—
地方債	—	—	—
その他	—	—	—
一般財源	8,946	13,375	10,353
決算額	5,571	15,345	18,612

2021年度は、社会資本整備総合交付金が国から交付されている。中心市街地活性化推進事業のうち、「都市再生整備計画(町田駅周辺)」に基づく事業に対し補助率1/2で交付されている。

ウ 事業費の内訳

(単位：千円)

節	2021年度 決算額	主な内容
委託料	17,688	社会実験業務委託 5,665
		道路調査測量業務委託 4,257
		公共空間活用検討支援業務委託 3,157
		歩行者通行量調査委託 2,709
負担金補助及び 交付金	924	まちなか情報案内事業負担金 924
合計	18,612	

エ まちづくり計画

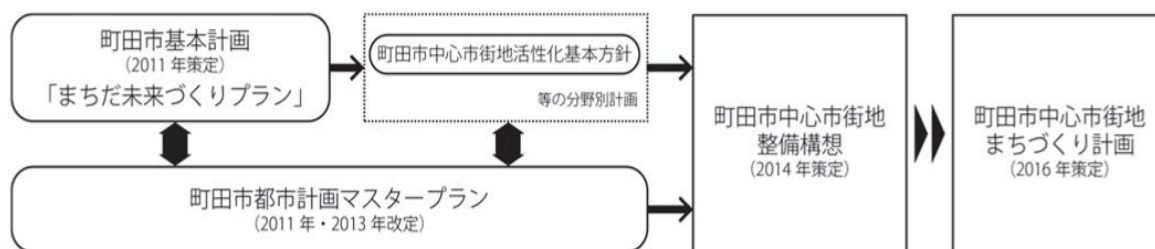
(ア) まちづくり計画の位置付け

町田市基本計画「まちだ未来づくりプラン」や「町田市都市計画マスタープラン」に基づき、「町田市中心市街地活性化基本方針」等の分野別計画と連携しながら、中心市街地さらなる整備に向け、市民・事業者・市の協働のまちづくりの指針として2014年3月に「町田市中心市街地整備構想」を策定している。

まちづくり計画は、この「町田市中心市街地整備構想」を受け、中心市街地におけるまちづくりを具体的に進めるための計画として2016年7月に策定された。

市中心地域の人口がピークを迎えると予想される2030年のまちの姿を示すとともに、その実現に向けた取り組みや体制等を示し、まちづくりを進める上での「道しるべ」の役割として位置付けられている。

図1 まちづくり計画の位置付け (2016年策定時点)



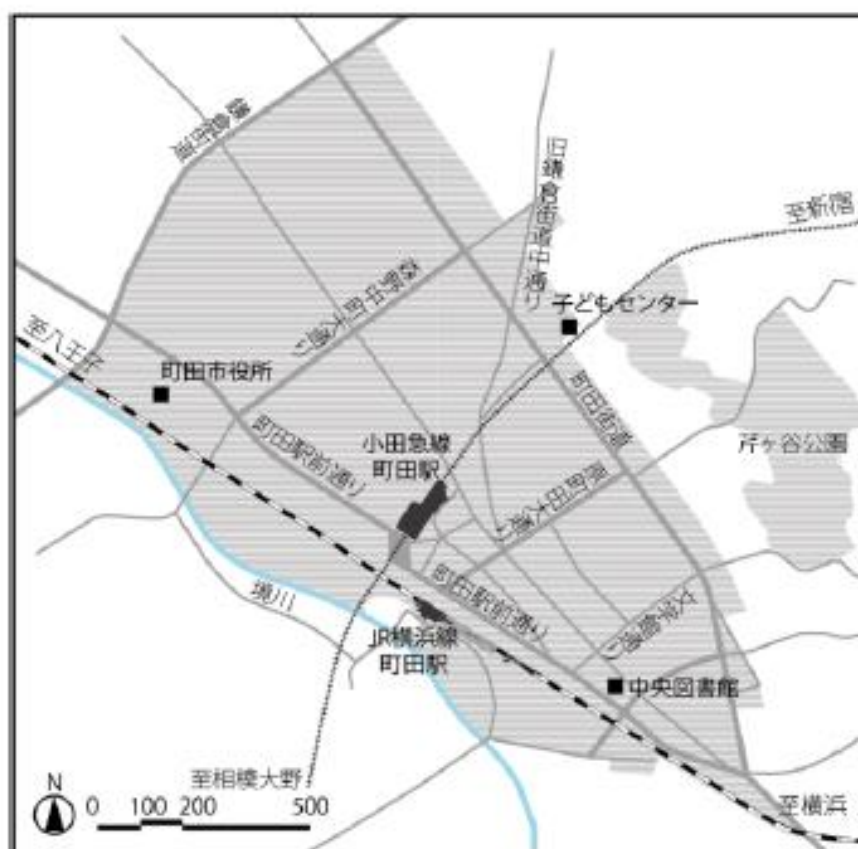
(出典：まちづくり計画 p4)

なお、まちづくり計画は、2022年3月に策定された「町田市都市づくりのマスタープラン」におけるコンテンツ編の一つとして位置づけられている。

(イ) まちづくり計画の対象範囲

まちづくり計画は中心市街地を対象とした計画であり、本計画での中心市街地の範囲は図2の網掛けの地域である。

図2 中心市街地の範囲



(出典：まちづくり計画 p4)

(ウ) まちづくり計画の取り組み

a) まちづくりの再スタート

まちづくり計画では、まちづくりの再スタートの必要性の確認から始められており、次の3つの点が指摘されている。

a) 人口の減少・商業のかげり

全国的に人口減少、高齢化が進む中、市中心地域の人口も2030年をピークに減少。

b) 駅周辺施設の老朽化

1960年代に近隣市に先駆けて整備された町田駅周辺の施設の老朽化が進んでいるため、まちの機能更新が必要。

c) 周辺都市の目覚ましい発展による埋没危機

近年の周辺都市における大型商業施設開発や駅前開発により都市間競争が激化している。中心市街地が埋没せずに選ばれ続けるための取り組みが必要。

これを踏まえて、まちづくり計画の取り組みとして、『将来のまちの姿と6つの「目指すこと」』と『“夢”まちプロジェクト』を設定し、具体的な取り組みを計画している。

b 将来のまちの姿と6つの目指すこと

将来のまちの姿として「“夢”かなうまち」を掲げ、その実現に向けて、『6つの「目指すこと」』として次の6項目が設定されている。

- a) 駅が快適・便利
- b) まちに行く目的がたくさんある
- c) まちの魅力が向上しゆっくり過ごせる
- d) 多くの出会い・活動が生まれる
- e) ライフスタイルの選択肢がたくさんある
- f) 通りが快適で歩いて楽しい

c “夢”まちプロジェクト

「“夢”かなうまち」の実現に向けて、表19のとおり、10のプロジェクトが設定されている。なお、町田市関係部署の組織名は2016年時点の名称である。

表19 「“夢”かなうまち」の実現に向けた10のプロジェクト

No.	プロジェクト名	町田市関係部署
1	駅前空間大規模店舗魅力向上プロジェクト	都市づくり部 経済観光部 建設部

No.	プロジェクト名	町田市関係部署
2	個性と魅力あふれる商店街づくりプロジェクト	経済観光部 都市づくり部 建設部 文化スポーツ振興部 生涯学習部
3	周辺資源をみがきまちの魅力として活かすプロジェクト	都市づくり部 経済観光部 子ども生活部 建設部 文化スポーツ振興部
4	快適で便利な交通ターミナルをつくるプロジェクト	都市づくり部 建設部
5	南の玄関口のまちづくりプロジェクト	都市づくり部 建設部 経済観光部
6	原町田大通り憩いと賑わい空間を創造するプロジェクト	経済観光部 都市づくり部 建設部
7	駅からつながる水と緑の新たな都市空間づくりプロジェクト	都市づくり部 建設部
8	様々なライフスタイルを支える多機能な場を育むプロジェクト	経済観光部 都市づくり部 生涯学習部 学校教育部 子ども生活部 いきいき生活部
9	町田発アート・カルチャーを楽しむプロジェクト	文化スポーツ振興部 経済観光部 都市づくり部 生涯学習部
10	まちの魅力情報発信プロジェクト	経済観光部 政策経営部

(出典：まちづくり計画より監査人作成)

まちづくり計画には、それぞれのプロジェクトに関する当面の主な取り組み

として、2016年4月から2018年4月頃までの計画が記載されている。

d まちづくり計画の取り組みの進め方・体制

まちづくり計画では、市単独でまちづくりに取り組むのではなく、市民、事業者、中心市街地の活性化・まちづくりに密接に関係する地元商業者、地域住民代表者などによって構成される、中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進に関し協議する組織である町田市中心市街地活性化協議会（以下、「中活協」という。）等、さまざまな担い手に関わり、相互に「将来のまちの姿」を共有し、協働してまちづくりに取り組んでいくことが示されている。

また、中活協は、それぞれの担い手が効果的に活動できるようにするために、町田市と2015年9月24日に協定を締結し、市と相互に連携し、情報提供や必要なサポートを行うことになっている。

e 取り組みの評価

まちづくりの取り組みを進めていく過程においては、常にまちの変化を把握することが重要であるとの認識から、まちの変化を把握するために、指標を設定し、5年毎に測定することとなっている。指標の測定結果や、それに対する第三者の意見などを参考にして、取り組みの評価や軌道修正を行うことを計画している。

② 監査の結果

ア 計画全体像の明確化について（意見1-6）

上記のとおり、本事業は、まちづくり計画に基づいて進められている。まちづくり計画は2016年から2030年までのもので、10のプロジェクトが設定されている。それぞれのプロジェクトに関する当面の主な取り組みとして、2016年4月から2018年4月頃までの計画が記載されている。しかし、その後の計画について示されていないため、計画の全体像が把握できない状況である。

今回監査対象となったプロジェクト6の実現に向けては、「都市再生整備計画（町田駅周辺地区）」（2021年度～2023年度の3か年計画）があるが、そのことが、まちづくり計画や市ホームページ上では把握することができない。両者は相互に関連する計画であるが、市ホームページ上でも、それぞれ別々のページに掲載されており、該当ページへのアクセスリンクがつけられていない。そのため、

両者のつながりが見えない状況になっている。市ホームページは市民への情報提供の有用な手段である。まちづくり計画をホームページに掲載するからには、ホームページ訪問者が知りたい情報に容易にアクセスできるようコンテンツの構成を見直されたい。

イ 計画全体の進行管理について（意見1-7）

まちづくり計画は、さまざまな担い手が関わり協働で取り組むものとの理念のもと策定され、その中心的な役割を中活協が担っていた。中活協は、地元商店会、地元町内会・自治会、大型店舗、町田商工会議所、町田まちづくり公社で構成された組織であり、市のホームページによると、次の役割が期待されていた。

市ホームページより抜粋

中活協の役割

- ・整備された街並みの活用
- ・まちなかでの賑わい創出
- ・地元の意見の集約、情報共有 等

しかし、中活協は、「各プロジェクトが実行段階に入り、計画の推進主体が中活協から各商店会や関係者に移ったことを受け、その担ってきた役割が一旦その役目を終えた」との判断により、2020年度末をもって活動を中止し、2021年5月に解散の報告を行っている。

このとおり、まちづくり計画において中心的な役割を担っていた中活協が解散したため、まちづくり計画を構成する各事業は、現在、それぞれの所管課において各々進められている状況となっている。

このような状況の中、各事業の進捗状況を適時に把握し、まちづくり計画が滞りなく推進されるように、計画全体の進行管理を行う必要があり、産業政策課がその重要な役割を担うことになっている。

しかし、産業政策課は、計画全体の進行管理として、各事業の進捗に関して所管課への照会や取りまとめを行っているものの、指標と照らしあわせて進捗状況を評価したり、必要に応じて計画推進のスケジュールを見直したりするなどといった、計画全体が適切に実行されるための実効性のある進行管理を行っていない。そのため、まちづくり計画が適切に進行せず、効率的に事業が遂行されない可能性がある。

また、ウで後述するが、まちづくり計画では、まちづくりの取り組みを進めていく過程においては、常にまちの変化を把握することが重要であるとの認識か

ら、まちの変化を把握するために、指標を設定し、5年毎に測定することとなっている。そして、指標の測定結果や、それに対する第三者の意見などを参考にし、取り組みの評価や軌道修正を行うことを計画している。この事業の軌道修正に際し、まちづくり計画を統括する組織が適切に計画を管理しないと、軌道修正された事業と計画全体の整合性が取れず、計画自体の有効性を損なう可能性がある。

このような、まちづくり計画に関する産業政策課の取り組みについては、業務実施上の効率性及び有効性の観点から改善の余地があると考ええる。

以上より、産業政策課は、さまざまな担い手が関わり協働で取り組むものとの理念に基づき、まちづくり計画全体を統括し、長期にわたるまちづくり計画が着実に進行するよう中心的な役割を果たされたい。

ウ 定期的な取り組みの評価について（指摘1-2）

まちづくり計画では、表20のとおり、取り組みの効果を測定する指標及び2030年の目標値が定められている。

表20 効果を測定する指標及び2030年の目標値

指標	内容	2030年の目標値
駅利便性満足度	駅の利用に関して「電車からバス・タクシーへの乗り換えが便利だ」と答えた人の割合	60%（現状48.5%）
高速バス数	高速バス（町田駅発）1日の本数	55本（現状47本）
鉄道利用者数	定期外での鉄道利用者数（平日・休日を含む1日の平均利用者数）	12.6万人 （現状10.5万人）
町田市中心市街地を訪れる頻度	「2週間に1回以上の頻度で町田駅周辺の中心街を訪れる」と答えた人の割合	60%（現状42.0%）
滞在時間	「町田駅周辺の中心街で2時間以上過ごす」と答えた人の割合	60%（現状53.1%）
休憩場所の見つけやすさ	まちなかで「休憩場所が見つけやすい」と答えた人の割合	60%（現状45.9%）
緑の満足度	まちなかで「緑を感じる」と答えた人の割合	50%（現状14.5%）

指標	内容	2030年の目標値
まちで交流が増えた印象	「まちで交流する機会が増えている」と答えた人の割合	50%（現状 25.3%）
イベント・活動数	1年間のイベント開催総数	541回（現状 451回）
文化芸術に触れる機会	「文化芸術活動に触れる機会があった」と答えた人の割合	50%（現状 23.5%）
暮らしやすさ満足度	町田地区居住の方が「暮らしやすい／やや暮らしやすい」と答えた人の割合	80%（現状 70.6%）
新規起業件数	1年間の起業件数総数（本店新規設立のみ）	75件（現状 62件）
歩行環境満足度	まちなかが「歩きやすい」と答えた人の割合	80%（現状 67.0%）
歩行者通行量	町田中心市街地 35 地点の歩行者通行量	60万人維持 （現状 60万人）

（出典：まちづくり計画 p77～p78）

まちづくりの取り組みを進める中で、常にまちの変化を把握することが重要であることから、5年毎に設定した指標に基づき測定することになっている。直近では2020年度に測定が行われることになっていたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等により、実際にはその測定が行われていないものがある。

イで記載したとおり、まちづくり計画の策定や計画に基づく事業推進において連携関係にあった中活協が2020年度をもって解散していることもあり、軌道修正が必要になると思われるため、計画に沿った定期的な測定を行い、検討を行う必要がある。

エ 社会実験の公表方法について（意見1-8）

プロジェクト6の「原町田大通り憩いと賑わい空間を創造するプロジェクト」では、さまざまな社会実験が行われている。2021年度には、原町田大通りの一角にウッドデッキ等を設置して滞留空間を設けるという「原町田大通り滞留空間創出社会実験」が行われている。

市では社会実験に係る報告書を市のホームページに掲載はしているものの、社会実験に係る調査結果についての市としての分析や、次の施策への展開についての説明がなされていない。報告書の掲載に当たっては調査結果のみを掲載

するのではなく、調査結果を分析し、その結果をどう次に活かしていく方針なのかについての説明を行われたい。

オ 町田ターミナルプラザ周辺の歩行量調査について（意見1-9）

事業の一つに中心市街地の歩行量を調査する委託事業があり、町田駅周辺の歩行量調査が行われたが、ターミナルプラザ周辺の歩行量については調査対象から外れていた。

ターミナルプラザ周辺の集客を課題としているのであれば、ターミナルプラザ周辺の歩行量も調査すべきと考えられるが行われていなかった。所管課にその理由についてヒアリングしたところ、2019年度までは中活協が毎年11月に実施していたが、2020年度は新型コロナウイルス感染症等の影響で中活協が調査を行わず、2020年度末に中活協が解散した以降、調査は行われていないとのことであった。

新型コロナウイルス感染症の影響で実施できなかった点はやむを得ない事情であるが、町田ターミナルプラザ周辺の活性化を目指すのであれば、当該調査は現状把握のためにも必須であると考えられる。

市では2023年度に実施予定とのことであるが、活性化を目指した事業を継続するのであれば、確実に実施されたい。

(4) 駐車場運営事業

① 事業の概要

ア 事業の概要

中心市街地における安全で円滑な道路交通の確保及び商業振興を目的として原町田一丁目駐車場を整備し、管理運営を行う事業である。

管理運営業務は指定管理者制度を採用し、民間企業（タイムズ24株式会社共同事業体）によって行われている。

第1駐車場（注）は1980年から供用開始され、施設の老朽化が課題となっている。

（注）実際には原町田一丁目駐車場と原町田一丁目第2駐車場であり、「第1駐車場」という呼称はないが、本報告書では便宜上、前者を第1駐車場と記載している。

イ 事業費の推移

（単位：千円）

項目	2019年度	2020年度	2021年度
当初予算額	92,182	21,694	18,998
財源内訳	—	—	—
国庫支出金	—	—	—
都支出金	—	—	—
地方債	—	—	—
その他	84,113	21,694	18,998
一般財源	8,069	—	—
決算額	92,326	19,269	13,773

ウ 事業費の内訳

(単位：千円)

節	2021年度 決算額	主な内容
需用費	1,502	施設修繕料
使用料及び賃借料	12,188	第2駐車場用地借上料
償還金利子及び割引料	84	還付金・返還金（回数券償還金）
合計	13,773	

エ 事業収入（歳入）の状況

指定管理者から市に対し納付金が支払われる。納付金の金額は年度協定書で定められており、2021年度は年間56,100千円である。

オ 原町田一丁目駐車場

JR町田駅ターミナル口から直結通路があり、JR町田駅ターミナル口の利用者には利便性が高い位置に設置されている。第1駐車場と第2駐車場共に24時間営業で、場所は図3、施設構造及び収容台数は表21のとおりである。

図3 原町田一丁目駐車場の位置



第1駐車場



第2駐車場

(出典：市ホームページ)

表 21 施設構造及び収容台数

場所	施設構造	収容台数
第1 駐車場	立体自走式	250 台
第2 駐車場	平置き自走式	36 台

(出典：市提供資料により監査人作成)

駐車料金体系は表 22 のとおりである。

表 22 駐車料金体系

料金体系	区分	駐車料金 (税込)
基本料金	全日	午前 6 時から午後 11 時 20 分 100 円
		午後 11 時から翌朝 6 時 60 分 100 円
最大料金	月曜日から金曜日	当日最大 900 円
		パーク&ライド利用者 800 円
	土曜日、日曜日、祝休日	当日最大 1,500 円

(出典：市ホームページ)

両駐車場の 2021 年度の稼働率は表 23 のとおりである。

表 23 稼働率

【第1 駐車場】

時間	0 時	1 時	2 時	3 時	4 時	5 時	6 時	7 時	8 時
稼働率	5.8%	5.5%	5.4%	5.4%	5.4%	5.3%	5.5%	6.9%	9.9%
平日	5.9%	5.7%	5.6%	5.6%	5.6%	5.5%	5.9%	7.9%	12.2%
土曜	5.4%	5.1%	5.0%	5.0%	4.9%	4.8%	4.7%	4.8%	5.1%
日祝	5.5%	5.2%	5.1%	5.1%	5.0%	5.0%	5.0%	5.2%	5.4%

時間	9 時	10 時	11 時	12 時	13 時	14 時	15 時	16 時	17 時
稼働率	16.8%	27.9%	41.9%	49.5%	51.0%	51.5%	50.4%	45.1%	36.8%
平日	21.3%	34.3%	46.4%	51.6%	51.4%	50.6%	48.6%	43.8%	36.4%
土曜	8.5%	15.7%	33.5%	44.4%	47.7%	50.4%	51.2%	46.6%	38.2%
日祝	6.8%	13.7%	32.0%	45.8%	51.8%	55.8%	56.4%	49.0%	37.0%

時間	18時	19時	20時	21時	22時	23時	平均稼働率
稼働率	29.0%	22.8%	16.6%	10.6%	8.0%	6.5%	21.7%
平日	29.2%	23.2%	17.2%	11.6%	8.7%	6.8%	22.6%
土曜	29.6%	23.0%	17.0%	9.3%	6.9%	6.2%	19.7%
日祝	28.1%	20.9%	14.3%	8.2%	6.2%	5.5%	19.9%

【第2駐車場】

時間	0時	1時	2時	3時	4時	5時	6時	7時	8時
稼働率	13.7%	13.2%	13.0%	13.0%	12.9%	12.9%	13.3%	15.8%	21.2%
平日	13.9%	13.3%	13.2%	13.1%	13.0%	13.0%	13.7%	17.1%	24.6%
土曜	13.3%	12.6%	12.4%	12.4%	12.3%	12.3%	12.2%	12.6%	13.7%
日祝	13.5%	13.1%	13.0%	12.9%	12.9%	12.8%	12.8%	13.0%	14.1%

時間	9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時
稼働率	30.6%	42.5%	57.9%	66.4%	69.0%	69.9%	69.1%	63.5%	54.0%
平日	37.1%	51.0%	64.5%	70.5%	71.6%	71.8%	70.2%	64.7%	55.8%
土曜	18.0%	26.1%	44.6%	57.6%	63.2%	64.9%	66.7%	61.7%	51.2%
日祝	16.3%	24.0%	44.0%	57.9%	64.0%	66.7%	67.0%	60.4%	49.5%

時間	18時	19時	20時	21時	22時	23時	平均稼働率
稼働率	44.8%	36.7%	28.3%	20.2%	16.9%	15.0%	33.9%
平日	46.9%	38.6%	30.1%	21.8%	17.8%	15.6%	36.0%
土曜	42.6%	35.7%	28.0%	18.3%	15.8%	14.8%	30.2%
日祝	38.7%	30.7%	22.3%	16.1%	14.1%	13.3%	29.3%

(出典：市提供資料により監査人作成)

どちらの駐車場とも、昼間（10時から16時）の稼働率が高くなっている。稼働率が50%を超えているのは、第1駐車場が13時から15時、第2駐車場が11時から17時となっている。平均稼働率は、第1駐車場が21.7%、第2駐車場が33.9%であり、第2駐車場の方が総じて稼働率が高くなっている。

カ 公共施設再編計画

第1駐車場は1980年に供用が開始され、40年以上経過していることから施設が老朽化している。

公共施設の老朽化対策について、市では「公共施設等総合管理計画（基本計

画)」を2016年に策定し、その計画の取り組みを着実かつ計画的に推進するために、「みんなで描こう より良いかたち 町田市公共施設再編計画」(以下、「再編計画」という。)を2018年に策定している。再編計画は、2018年度～2055年度までの38年間を全体の計画期間とし、さらに取り組み内容や時期の具体化を図るため、2018年度～2026年度までの9年間を短期(第1期)、2027年度～2036年度までの10年間を中期(第2期)、2037年度～2055年度の19年間を長期とし、長期はさらに10年間(第3期)と9年間(第4期)に分けられている。

再編計画において、駐車場は「Z 駐車場・自転車等駐車場」として分類され、2018年度から2026年度までの9年間の短期プログラムとして下記のとおり計画されている。

○ スケジュール

取り組み	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
自転車駐車場 更新を見据えた 指定管理者選 考等	検討・ 選定								
	-----●●----- 指定管理期間 -----●●-----								
原町田一丁目 駐車場運営コス ト削減	→								
	コスト削減に 向けた検討		●	●					
	-----●●----- 指定管理期間 -----●●-----								
原町田一丁目 駐車場建替え	→								
	検討・実施								

(出典：「再編計画」 p175)

② 監査の結果

ア 第2駐車場の借地料について (意見1-10)

第2駐車場は民間からの借地であり、契約期間は2025年12月31日までである。この土地の賃借料は固定資産税及び都市計画税の6倍相当額に設定されている。所管課にヒアリングしたところ、土地所有者との間で事故があり、裁

判にて和解が成立し、2005年12月28日付で事業用借地権設定契約公正証書を作成した、とのことであった。

過去のことであり裁判によって和解が成立した事項であるが、現状の賃借料は相場より高額であると考ええる。

したがって、契約期間満了後、引き続き契約を行うのであれば、賃借料について見直すことを検討されたい。

イ 第2駐車場の契約期間満了後の計画について（意見1-11）

上記アで記載したとおり、第2駐車場の土地は民間からの借地であり、契約期間は2025年12月31日までである。

現在の契約満了後も当該土地を引き続き借りることができるか否かについては不確実性があることから、現契約期間満了後の市としての計画を早めに制定し、対応を進められたい。

ウ アンケート調査の実施方法及び調査結果の活用について（意見1-12）

駐車場の管理運営に当たり、下記のとおり、指定管理者は利用者へのアンケート調査を実施することが定められている。

町田市原町田一丁目駐車場及び原町田一丁目第2駐車場業務仕様書より抜粋

15 アンケート調査の実施

指定管理者は、当施設の運営について利用者に対しアンケート調査を定期的に実施し、満足度を確認すること。アンケート調査の結果を分析し、その結果を市に報告するとともに、利用者サービスの改善を図ること。

指定管理者からの年度末の報告書を閲覧したところ、アンケート調査は平日2日間実施されていた。

しかし、駐車場は平日と休日とでは利用者層が異なることも考えられることから、幅広く利用者の声を聴取するためにも、平日だけでなく土曜日、日曜日、祝日での調査も実施することが望ましい。そのうえで、アンケート調査の分析結果を、利用者サービス改善に向けた施策、方針につなげる等、アンケート調査を有効活用できるような取組みを行われたい。

(5) 創業支援事業

① 事業の概要

ア 事業の概要

創業支援事業は、市内経済の活性化や雇用拡大・税収増加を図るために、創業を予定している者及び創業後間もない事業者に対して、町田新産業創造センターを活用した販路拡大や産学官連携を中心とした、専門的かつ効果的な支援を行う事業である。

主な事業内容は次の2つである。

(ア) 町田新産業創造センターの建物の維持管理

2021年度は、町田新産業創造センター2階の空調設備修繕工事等を実施。

(イ) 町田新産業創造センターの運営主体である株式会社町田新産業創造センター（以下、「MBDA」という。）に対する補助金の交付

「町田市販路拡大支援事業補助金」及び「町田市産学官連携事業補助金」の2つがある。

イ 事業費の推移

(単位：千円)

項目	2019年度	2020年度	2021年度
当初予算額	17,666	18,526	15,818
財源内訳	—	—	—
国庫支出金	—	—	—
都支出金	7,944	7,865	7,869
地方債	—	—	—
その他	832	832	832
一般財源	8,890	9,829	7,117
決算額	17,208	17,389	14,434

ウ 事業費の内訳

(単位：千円)

節	2021年度 決算額	主な内容
需用費	1,268	トイレ修繕、空調修繕
委託料	1,587	エレベーター保守点検業務委託 614 空調保守業務委託 264
使用料及び賃借料	79	AED 借上げ
負担金補助及び 交付金	11,500	町田市販路拡大支援事業補助金 8,750 町田市産学官連携事業補助金 2,750
合計	14,434	

エ 事業収入（歳入）の状況

普通財産貸付料として、MBDA から町田新産業創造センター建物の貸付料、年額 832 千円を収入している。

オ 町田新産業創造センター

町田新産業創造センターは、町田市における創業支援の核となる施設であり、起業・創業を志す人々に対し、ビジネスプラン作成等の起業・創業や経営に関する簡単な相談から、販路拡大や資金調達に関する専門的な相談まで、きめ細かな支援を行っている。

町田新産業創造センターの概要は、表 24 のとおりである。

表 24 町田新産業創造センターの概要

所在地	町田市中町一丁目 4 番 2 号（町田駅から徒歩 5 分）
構造	鉄骨造 3 階建
面積	1,938.57 m ²
開設	2013 年度
営業時間	平日 9 時～17 時
定休日	土曜日、日曜日、祝日、年末年始

主な施設	1階	事務局 カフェレストラン イベントスペース
	2階	インキュベーションフロア（創業者向けの賃貸オフィスフロア） 個室20室、個別ブース、ウィークエンドデスク
	3階	企業フロア（一般向けの賃貸オフィス用フロアであるが、2階インキュベーションフロアの入居者への支援が可能な事業者が入居） 8室

（出典：市提供資料より監査人作成）

町田新産業創造センターの運営主体は、「町田市新5ヵ年計画」に基づき、市の第三セクターとして設立されたMBDAである。概要は、表25のとおりである。

表25 MBDAの概要

名称	株式会社町田新産業創造センター MBDA (Machida Business Development Agency)
設立	2013年1月
資本金	50,000千円
純資産	2019年度 54,940千円 2020年度 56,239千円 2021年度 58,493千円
主要株主	町田市 90% 町田商工会議所 5% 株式会社きらぼし銀行 5%
事業内容	創業支援を主としたコンサルティング業務 インキュベーション等施設管理

（出典：市提供資料より監査人作成）

なお、市では「町田市産業支援施設複合化基本計画」（2022年3月）を策定し、町田新産業創造センター・町田商工会議所・町田市勤労者福祉サービスセンターを新たな複合化施設の対象としている。

② 監査の結果

ア 事業計画書と実施報告書における2020年度実績数値の不一致について(意見1-13)

2021年度にMBDAへ交付した町田市販路拡大支援事業補助金について、MBDAから事業計画書と実績報告書が市に提出されている。

これらを閲覧したところ、表26のとおり、事業計画書及び実績報告書に記載のある2020年度の実績数値に不一致が見られた。

表26 2020年度の実績数値の不一致

(単位：件)

項目	2021年度 事業計画書 (※)	2021年度 実績報告書 (※)	差異
入居者支援実績	140	172	32
ファーストステップ相談会	189	134	△55
起業家カード発行	107	130	23

(出典：市提供資料より監査人作成)

※数値は2020年度の実績数値

入居者支援実績、ファーストステップ相談会、起業家カード発行はいずれも販路拡大支援事業の重要な数値であり、過年度の実績を踏まえて事業計画を策定することからも、正確に集計され報告されている必要がある。

所管課に確認したところ、実績報告書の件数が正しいとのことであった。差異が生じた理由については、2020年度決算の実績値が確定するのが6月頃であるところ、2021年度の補助金交付申請書類は、それに先立つ2月から3月の段階で作成しているため、相違が生じたとの説明を受けた。また、ファーストステップ相談会の実績数値については、逆方向に大きな差異が生じているが、これは集計誤りとのことであった。

市は、実績数値を正確に集計するようにMBDAに指導することはもちろん、事業計画書において実績数値が速報値であることを示した上で2月までの確定値と3月の見込み数値を記載し、実績報告書において確定値を記載するといった方法をとるよう、MBDAに指導されたい。

イ 町田新産業創造センター1階の貸出に関する情報公開について(意見1-14)

町田新産業創造センター1階のスペースに関して2013年8月に賃貸借契約が

締結されて以来、現入居者が厨房設備を整備し、監査日現在においてカフェレストランとして営業している。MBDA 及び所管課の説明によると、1 階カフェレストランは、3 階企業フロアと同様に創業支援施設と位置づけられており、第2 創業の段階にある食品加工業の事業者に貸し出しているとのことである。

しかし、2 階及び3 階の施設と異なり、1 階カフェレストランについては、MBDA のウェブサイトやパンフレットにも利用期間、料金等が記載されておらず、また募集要項、入居申込書等の入居関連書類も掲載されていない。実際に町田新産業創造センターのウェブサイトにおける施設の案内は次のとおりである。

町田新産業創造センターのホームページ「施設のご案内」より抜粋

01 利用対象者

2階は、これから起業しようとしている方、起業して5年以内の事業者、新事業を立ち上げようとする事業者が対象となります。個人でも法人でも利用可能です。3階は、業種の制限はありませんが、2階の事業者を支援する企業の入居を優先します。（その他にも条件がありますので、詳しくはお問い合わせください。）

02 利用日時

365日24時間利用可能です。ただし、2階ウィークエンドデスクの利用日は、原則、土日祝休日及び12月29日～1月3日（利用日は24時間利用可能）となります。

03 利用期間

2階個室の入居期間は、3年以内とし1回に限り3年以内の期間で延長が可能です。また、2階の個別ブース、ウィークエンドデスクは契約期間1年間で更新可能です。3階の事務所の入居期間は原則3年とし、更新可能です。

04 利用可能エリア

利用可能エリアは、各自のレンタルスペースと共有スペース内となります。共有スペースは会議室（2階、3階にあり予約制）、トイレ、給湯室などを指します。

05 利用料金

個室/2階	8㎡：27,343円（税込）/月～24㎡：82,028円（税込）/月
個別ブース/2階	20,507円（税込）/月
ウィークエンドデスク/2階	9,900円（税込）/月
個室/3階	19.5㎡：77,000円（税込）/月～92.1㎡：363,000円（税込）/月
月極駐車場	駐車場：26,190円（税込）/月 その他に駐輪場・バイク置き場（月極有料）もございます
ロッカー	大：1,500円（税込）/月 小：1,000円（税込）/月

06 入居関連書類ダウンロード

2階インキュベーションフロア	2階募集要項 PDF
	2階施設概要 PDF
	2階入居申込書 PDF Word
	反社会的勢力等ではないことの表明・確約に関する同意書 PDF
3階賃貸オフィスフロア	3階募集要項 PDF
	3階施設概要 PDF
	3階入居申込書 PDF Word
	反社会的勢力等ではないことの表明・確約に関する同意書 PDF

上記のように、利用対象者、利用日時、利用期間、利用料金及び入居関連書類ダウンロードの各項目において、1階カフェスペースについて何も言及がされておらず、市民にとって1階カフェスペースが創業支援の施設であると判断することは困難である。なお、産業政策課は、1階カフェスペースが空室になる予定がなく、定期的な募集もないことを理由として、情報を開示しない扱いとしてい

るとのことであるが、ウェブサイトにおいて施設を案内するに当たり、当該施設の稼働状況や入居者の募集状況は関係ない。また2階及び3階に関して、施設の稼働状況や入居者の募集状況にかかわらず情報を開示していることから、産業政策課の1階カフェスペースに関して情報を開示しないという説明は合理性に欠けると考える。

このように、町田新産業創造センターの1階カフェスペースが、創業支援の施設として、ウェブサイトやパンフレットで情報が公開されていないことは、例えば、1階カフェスペースを借りて創業したい市民に対し、創業する場所の選択肢に含める機会を失わせている状況であり、事業の有効性の観点において改善の余地があると考え。また、1階カフェスペースが創業支援施設であるにもかかわらず、そのような情報の公開がないまま賃貸借契約を行うことは、創業支援施設として賃貸借契約が行われていないとの誤解を生じさせることになるため、取引の透明性を確保する観点からも改善の余地があると考え。

以上より、産業政策課は、町田新産業創造センターの1階カフェスペースについて、3階施設と同様に創業支援の施設であることをウェブサイト及びパンフレット等において開示し、市民に対して当該スペースが創業支援の施設であることを広く情報発信するよう、MBDAに指導されたい。

ウ 町田新産業創造センター1階の契約条件について（意見1-15）

イにおいて記載したように、町田新産業創造センター1階のスペースに関して2013年8月に賃貸借契約が締結され、現在まで契約が更新されている状況である。当該契約に至る経緯として、産業政策課から次のような説明を受けた。

2013年4月のMBDAの開業に向け、MBDAは1階カフェスペースにカフェレストラン入居者を募集した。しかし、町田新産業創造センターが旧中町第3庁舎を再利用した建物であり、歩行者が少ない立地や、広すぎるフロア規模、不便な出入口、内装が施されていないスケルトン渡しといった、賃貸募集条件であったことから、入居者が現れなかった。そして、1階カフェスペースにおいて空室状態が続いたため、MBDAは賃料を改めて、近隣相場賃料と比較して低い金額とした。その結果、第2創業者である現契約者から入居の申出があり、MBDAは2013年8月末に契約を取り交わした。なお、賃料を低く設定した根拠として、物件の募集条件のみならず、契約が創業者支援としての性質があるとMBDAは考えている。そして、MBDAは入居者に対して、これまで毎年値上げ交渉を行い、2019年からは、月額家賃200千円から250千円へと増額し、その後も、同社の財務状況を確認しながら値上げ交渉している。なお、2013年8月30日に表27の条件が記載された施設賃貸借契約を締結している。

表 27 1階スペースに関する契約条件

賃貸物件施設名称	町田新産業創造センター
賃貸部分	1階カフェスペース
所在地	東京都町田市中町1-4-2
賃貸延べ面積	206.79 m ²
賃貸借契約期間	平成25年11月25日から平成28年11月24日まで 契約年数に上限はない。
賃料等	月額579,012円

(出典：賃貸借契約書より監査人作成)

また、賃貸借契約を締結した同日に、賃貸借契約書に係る覚書を締結し家賃を減額している。家賃の減額に係る条文は次のとおりである。

賃貸借契約書に係る覚書より抜粋

<p>(賃料)</p> <p>第2条 月額賃料(税抜)は賃貸借契約書に定めた額とするが、当面はカフェ事業の運営状況に配慮し、月額賃料を20万円(税抜)に減額するものとする。</p> <p>ただし、甲と乙はカフェ事業の運営状況を見定めたうえで、随時賃料の変更を協議するものとし、甲が賃料を変更する場合は3か月前までに乙と協議するものとする。</p>

このように、MBDAは、覚書により、まだ開始されていないカフェ事業の運営状況を配慮し家賃を減額している。

表28は、町田新産業創造センターにおいて公表されている施設及び1階カフェスペースの家賃と坪単価を比較したものである。

表 28 町田新産業創造センターの家賃と坪単価

種類	広さ	月額家賃（税抜）	坪単価
個室 2階	8.0 m ²	24,857 円	10,271 円
	24.0 m ²	74,571 円	10,264 円
個室 3階	19.5 m ²	70,000 円	11,867 円
	92.1 m ²	330,000 円	11,845 円
1階カフェ契約書	206.79 m ²	579,012 円	9,256 円
1階カフェ覚書	206.79 m ²	200,000 円	3,197 円
1階カフェ現在	206.79 m ²	250,000 円	3,997 円

（出典：MBDA ホームページ及び契約書より監査人作成）

表 28 より 1 階カフェスペースの家賃の坪単価がその他の施設と比べて著しく低いことがわかる。一般的に、家賃は、経済情勢や物件の状況、入居する事業者の業種など、さまざまな要因によって設定されるものであり、本件においては、MBDA が市と合意した使用目的に反しない限り、MBDA の責任によって家賃が設定されるものである。そのため、設定された家賃に関して、例えば、金額の多寡のみをもって適正性を判断することは困難であり、さらに創業支援を所管する産業政策課としては、創業支援施設の家賃が低いことは、創業支援の観点から問題ないとも考えられる。しかし、町田新産業創造センターは、市が所有する公共の資産であることから、MBDA が使用するに際し、一定の公平性が求められるものと考えられる。そのため、本件において、1 階カフェスペースの家賃がその他の施設と比べて著しく低いことは、その他の施設の利用者に対して公平性の観点から改善の余地があると考えられる。

上記に加えて、2 階個室の入居期間が 3 年以内とされ、1 回に限り 3 年以内の期間で延長が可能とされているが、1 階カフェスペースに関しては、入居期間に上限が設けられておらず、3 階の事務所の入居期間と同様に、原則 3 年、更新可能とされている。また、3 階は、2 階インキュベーションフロアの入居者への支援が可能な事業者が入居することが求められているが、1 階カフェスペースに関してはそのような条件が設定されていない。このような状況は、設定された賃料と同様に、その他の施設の利用者に対して公平性の観点から改善の余地があると考えられる。

以上より、産業政策課は、町田新産業創造センターの入居者の賃料や入居期間などの契約条件について、公平性を担保するように、MBDA に指導されたい。

エ MBDA の経営目標について（意見 1-16）

一般的に株式会社は、利益を追求し、株主に配当することを前提とする法人形態である。MBDA はそのような性質を有する株式会社として設立されている。公益法人と異なり、収支相償は要請されていない。

直近 3 ヶ年の決算書によると、新型コロナウイルス感染症拡大のもとにおいても MBDA は着実に利益をあげ、株主配当を行っていないため純資産の利益剰余金が表 29 のように増加している。

表 29 MBDA の純資産の推移

(単位：千円)

項目	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
資本金	50,000	50,000	50,000	50,000
利益剰余金	3,273	4,940	6,239	8,493
(うち当期純利益)	(2,605)	(1,667)	(1,299)	(2,254)
純資産の部合計	53,273	54,940	56,239	58,493

(出典：MBDA 決算報告書より監査人作成)

また、MBDA の中期事業計画（2021 年度～2023 年度）では、各年度の利益目標は、2021 年度 510 千円、2022 年度 383 千円、2023 年度 460 千円とされている。2021 年度決算報告書によると当期純利益は 2,254 千円であり収支計画を大きく上回っている。そして、2021 年度の状況が継続すると、今後も利益剰余金が増加することが想定される。なお、利益剰余金は、企業が事業活動を通じて蓄積してきた利益の蓄積であり配当の原資となるものである。また、利益剰余金のうち配当されなかったものを内部留保といい、一般的に設備投資など使用される。この点、市は MBDA に対して 2 つの補助金を交付し、また建物（町田新産業創造センター）を賃貸借するなど、MBDA の事業活動に深く関わっていることから、市が提供してきた補助金等が間接的に内部留保の源泉の一部となっていると考えられる。

こうした MBDA の内部留保に関して、所管課としては、MBDA からその用途として配当を予定していないと聴いているが、その一方で内部留保を再投資する事業分野や対象を明確にしていない。また、内部留保について適正な水準であるとの認識であるが、何をもって適正と判断するかが明確でない。

このような状況は、MBDA においては、主要株主である市の事業投資に関する意向が明確でない状況に該当し、MBDA が事業投資計画を効率的に立案できない可能性があるため、効率性の観点において改善の余地があると考えられる。

創業支援という MBDA の設立趣旨に鑑みると、会社の存続に必要な水準を上回

る内部留保については、創業支援のために積極的に使用していくことが望ましいと考えられ、MBDA の経営目標として明確に定められたい。

あるいは、将来の社会状況の変化とそれに伴う入居者の減少や人材難等に備える、もしくは2028年度に想定されている産業支援施設の複合化に際して必要な資金を備えるといった目的で積立金を積んでおく必要があるとすれば、その方針を中期計画等において明確に定められたい。

(6) 商工会議所補助事業

① 事業の概要

ア 事業の概要

町田商工会議所が実施する中小企業相談所事業及び産業振興事業に対して、補助金を交付する事業である。

中小企業相談所事業は、国の中小企業施策の一つである「経営改善普及事業」を推進し、中小企業の経営改善について支援する事業である。中小企業相談所では、経営指導員、記帳相談員を配置し、中小商工業者、特に小規模事業者を対象に、経営を取り巻くさまざまな諸問題について無料で相談に対応している。また、相談内容に応じて、専門相談員（法律・税務・労務・特許・許認可等の専門分野をカバーする）が対応している。

産業振興事業は、地域産業の振興及び町田市産業振興計画 19—28 の着実な推進を図り、地域経済の活性化に寄与することを目的とする事業である。

イ 事業費の推移

(単位：千円)

項目	2019 年度	2020 年度	2021 年度
当初予算額	24,000	23,500	22,500
財源内訳	—	—	—
国庫支出金	—	—	—
都支出金	—	—	—
地方債	—	—	—
その他	—	—	—
一般財源	24,000	23,500	22,500
決算額	23,818	20,337	22,500

ウ 事業費の内訳

(単位：千円)

節	2021年度 決算額	主な内容
負担金補助及び 交付金	22,500	中小企業相談所事業補助金 13,000 商工会議所産業振興事業補助金 9,500
合計	22,500	

② 監査の結果

ア 中小企業相談所事業補助金の有効性評価について（意見1-17）

町田商工会議所の令和3年度事業報告書によると、表30のとおり、巡回相談と窓口相談の合計実績件数は、計画件数を上回っている。

表30 経営相談の実績

(単位：件)

相談	計画件数	実績件数	指導企業者数
巡回相談	508	501	240
窓口相談	2,660	3,017	960
(うちウェブ相談)	-	(7)	(6)
合計	3,168	3,518	1,200

(出典：市提供資料より監査人作成)

表31のとおり、町田商工会議所の会員事業所数は、微減の傾向にある。また、組織率は40%弱で推移している。

表31 町田商工会議所の会員事業所数、組織率の推移

(単位：事業所、%)

項目	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
会員事業所数	4,326	4,275	4,088	4,069	4,129
組織率	38.4	39.0	37.4	37.8	39.6

数値は各年度末（3月31日現在）のものである。

(出典：町田商工会議所事業報告書より監査人作成)

中小企業相談所事業は、町田市及び東京都の補助金で運営され、商工会議所の会員のみならず非会員にも提供されているサービスである。しかし、事業報告書では、相談件数の業種別の内訳はあるものの、会員・非会員の内訳が明らかにされていない。会員の相談が相対的に高い場合には、組織率を考慮すると、サービスの利用者が市内事業者の一部にとどまっていると見ることができる。

したがって、非会員の相談がどのくらいあるのかは、補助金の有効性を判断する指標として重要であり、市として把握したうえで、相談件数に占める非会員事業所の割合が低いのであれば、本事業の周知を強化したり、より相談しやすい体制を整えたりすることを検討されたい。

(7) 商店街活性化支援事業

① 事業の概要

ア 事業の概要

地域のニーズ把握や地域資源を掘り起こし、各商店会にふさわしい魅力あるサービスや品揃えを実現し、活気ある商店会の姿を取り戻すことを目的として、商店会への各種支援を行う事業である。

また、商店会の魅力を高めることで、市民の購買意欲を高め、市内経済の活性化を促すことも目的としている。

主な事業内容は次の2つである。

(ア) 専門家派遣

個々の商店会の相談内容に応じた専門家を派遣することで、商店会の持続的な発展を支援する。

(イ) 補助金の交付

- ・町田市商店街チャレンジ戦略事業補助金
- ・町田市商店街活性化支援事業補助金
- ・町田市地域連携型商店街事業補助金（2021年度は申請なし）
- ・町田市地域力向上事業補助金

イ 事業費の推移

(単位：千円)

項目	2019年度	2020年度	2021年度
当初予算額	81,640	81,640	73,404
財源内訳	—	—	—
国庫支出金	—	—	—
都支出金	30,719	30,719	27,702
地方債	—	—	—
その他	—	—	—
一般財源	50,921	50,921	45,702
決算額	68,893	29,195	36,880

ウ 事業費の内訳

(単位：千円)

節	2021年度 決算額	主な内容
報償費	138	専門家派遣事業専門家謝礼
委託料	12,800	町田市商店街活力向上支援業務委託 6,000 町田市商店街チャレンジ戦略支援事業補助 金事務委託 6,800
負担金補助及び 交付金	23,938	町田市商店街チャレンジ戦略事業補助金 14,761 町田市商店街活性化支援事業補助金 6,400 町田市地域力向上事業補助金 2,777
償還金利子及び 割引料	4	令和2年度東京都商店街チャレンジ戦略支 援事業費補助金返還金
合計	36,880	

② 監査の結果

ア 商店街活力向上支援業務委託の効果検証について（意見1-18）

町田市商店街活力向上支援業務委託は、町田市商店会連合会に対し、商店街スタンプラリー事業、経営講座・セミナーの実施を委託するものである。

商店街スタンプラリー事業は、市内商店街への来街及び消費喚起を促すため、市内商店街を巡るスタンプラリーを実施し、参加者に抽選で景品をプレゼントする内容となっている。スタンプラリーの参加者及び参加店舗に対し、アンケートを実施しているが、実施報告書によると、参加者の属性は60代・70代女性が主であり、自由回答として、毎年楽しみに参加しているとの記述が多い。一方、参加店舗アンケートでは、88%（118店舗中104店舗）がスタンプラリーの実施によって売上が変わらないと回答している。

このように、参加店舗の売上増につながっていない現状では、消費喚起という目的が果たされたとは言い難い。

この点、所管課では、従来からアナログな応募方法を継続してきたところであるが、今後は若い世代の参加を期待してデジタル化を検討中とのことである。加えて、景品の選定、当選確率など他にも改善すべき点がないか、他市の成功事例等も含めて検討し、積極的に改善に取り組んでいるとのことである。

したがって、それらの取り組みについて、商店街の活力向上につながったかどうかについて、効果の検証作業を十分に行われたい。

イ 商店街チャレンジ戦略支援事業補助金事務委託の委託料の見直しについて (指摘 1-3)

町田市商店街チャレンジ戦略支援事業補助金事務委託は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び町田市随意契約ガイドライン III 2(4)に基づいて随意契約で行われている。

本事務委託について、商店会連合会から市に提出された見積書は、表32のとおりである。

表 32 見積書の概要

(単位：千円)

費目	内容	金額
人件費	給料	4,200
	法定福利費	1,000
	交通費、福利厚生費等	550
諸経費	給料×25%	1,050
合計		6,800

(出典：市提供資料より監査人作成)

この見積書について所管課に積算根拠を質問したところ、市が直接事務を行う場合の経費を参考としたもので、チャレンジ戦略支援事業補助金事務の事務量は、年間で会計年度任用職員2名程度となるため、その人件費を参考に、町田市商店会連合会が積算したものであるとの回答を得た。

しかし、法定福利費1,000千円の割合は、給料4,200千円(職員2名)に対して23.8%となっており、通常の法定福利費の事業主負担割合が15~16%であることから見ると高い水準である。

また、交通費、福利厚生費等について、現地確認のための市内交通費として適切な水準であるか判然としない。所管課では、原則として、内容が新規であるものは全て現地確認に行き、その他のイベント等については少なくとも2年に1度は現地確認を行うとしている。なお、2021年度の現地確認は8件であった。

さらに、諸経費は給料の25%としているが、一般的に委託費、工事請負費等における諸経費率は直接経費の10~15%が妥当であって、給料の25%となる根拠が明確でない。

以上のとおり、見積書の積算根拠の妥当性、ひいては契約金額の妥当性について、十分に検証されているとは言い難い。

市の契約事務の手引書においても、次のとおり、契約金額の妥当性について考慮すべきことが明示されている。

契約事務の手引書より抜粋

第1章 契約の概説

第6節 契約締結の方法

3. 随意契約

(2) 2号随契

少額随契の額を超える契約で、性質又は目的が競争入札に適しないものです。なお、地方公共団体の契約は競争入札を原則としていますので、安易に随意契約を行うのではなく、案件ごとに競争入札による場合との比較検討を行う必要があります。また、契約相手及び契約金額の妥当性についても考慮する必要があります。

したがって、市は、当該事務委託の委託料の積算根拠の妥当性について十分に検証し、委託料を見直す必要がある。

(8) 商店街街路灯維持管理補助事業

① 事業の概要

ア 事業の概要

市内商店街の活性化と安心して歩けるまちづくりに寄与するため、市内の商店街に設置されている街路灯の維持管理に係る電気料金の一部を補助する事業である。

具体的には、市内の商店会が維持管理している街路灯について、前年度に支払った電気料金の一部（上限 1/2）を補助するものである。

イ 事業費の推移

(単位：千円)

項目	2019 年度	2020 年度	2021 年度
当初予算額	2,500	2,500	2,500
財源内訳	—	—	—
国庫支出金	—	—	—
都支出金	—	—	—
地方債	—	—	—
その他	—	—	—
一般財源	2,500	2,500	2,500
決算額	2,410	2,392	1,860

ウ 事業費の内訳

(単位：千円)

節	2021 年度 決算額	主な内容
負担金補助及び 交付金	1,860	町田市商店街街路灯補助金 16 件
合計	1,860	

② 監査の結果

ア 補助金交付申請の遅延について（指摘1-4）

町田市商店街街路灯補助金の2021年度交付申請に関し、申請の手引きにおいて2021年6月24日が提出期限である旨が記載されている。

交付先である16商店会について交付申請書を閲覧したところ、表33のとおり、3件について提出が遅延していた。

表33 交付申請書の提出が遅延していた商店会

(単位：円)

商店会名	交付申請書の提出日	交付金額
A商店会	2021年7月7日	76,918
B商店会	2022年1月25日	210,892
C商店会	2021年6月28日	264,273

(出典：市提供資料より監査人作成)

交付申請書の提出が遅れることについて所管課では、催促はしているが、会長の高齢化や、役員交代による引継ぎに時間を要する場合などに遅延が生じている。

しかし、交付申請書を期限内に提出することは、補助金受給のための基本的な手続である。この点、特にB商店会の場合、提出期限から7カ月遅延していることから、交付決定すべきではなかったと考える。

期限内に提出している他の商店会との公平性の点からも、期限の周知を徹底し、催促も早めるなど、提出遅延が生じないようにする必要がある。

補助金等の予算の執行に関する規則より抜粋

(交付の申請)

第5条 補助金等の交付の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に市長が必要と認める書類を添えて、市長に、その定める時期までに提出しなければならない。

イ 申請額の根拠資料について（指摘1-5）

町田市商店街街路灯補助金の交付申請に当たり、申請額の根拠資料として、電力会社からの使用量明細書が添付されている。

しかし、D商店会（交付金額174,555円）においては、電力会社からの使用量

明細書ではなく、使用量についての手書きのメモが添付されており、単価 15.99 円の根拠も不明であった。

このように客観性に欠ける資料に基づいて補助金の交付額を決定するべきではない。

したがって、他の商店会と同様に、単価と使用量が客観的に確認できる証憑に基づいて、補助金の交付額を決定する必要がある。

(9) トライアル発注商品認定事業

① 事業の概要

ア 事業の概要

本事業は、市内中小企業が生産する新規性の高い優れた新商品の普及を目指し、市が定める基準を満たす新商品及びこれを生産する中小企業者を認定することにより、商品の信用力を高め、さらなる販売を支援し、市内ものづくり産業の活性化を図ることを目的とした事業である。

また、市内事業者の新たな製品やサービスの開発について支援することで、競争力や付加価値の向上も図っている。

2021年度は、表34のとおり、6件の交付先に新商品・新サービス開発事業補助金を交付した。

表34 新商品・新サービス開発事業補助金の交付内訳

(単位：千円)

交付先		金額
1	合同会社 Clutch	1,342
2	株式会社マイファースト	880
3	シー・エイチ・シー・システム株式会社	2,000
4	株式会社モビリティワークス	1,900
5	東英工業株式会社	1,505
6	株式会社 ZipSystem	2,000
合計		9,627

(出典：市提供資料より監査人作成)

イ 事業費の推移

(単位：千円)

項目	2019年度	2020年度	2021年度
当初予算額	1,103	3,459	13,886
財源内訳	—	—	—
国庫支出金	—	—	—
都支出金	507	507	514
地方債	—	—	—
その他	—	2,400	13,372
一般財源	596	552	—
決算額	942	2,469	10,918

2021年度はふるさと納税による指定寄附金、まちだ未来づくり基金繰入金をその他の財源として、新商品・新サービス開発事業補助金が拡充された。

ウ 事業費の内訳

(単位：千円)

節	2021年度 決算額	主な内容
報償費	120	町田市トライアル発注認定懇談会委員謝礼
委託料	1,171	書類審査委託料等 584 「町田市トライアル発注認定商品カタログ 2021」作成等業務委託 587
負担金補助及び 交付金	9,627	新商品・新サービス開発事業補助金
合計	10,918	

② 監査の結果

ア 併給の有無の確認について (意見 1-19)

町田市新商品・新サービス開発事業補助金は、新たな商品又はサービスを開発しようとする市内の中小企業者に対し、その開発に要する経費の一部を補助することにより、新たな事業分野の開拓若しくは新技術の導入又は町田市トライ

アル発注認定制度に向けた商品の開発に挑戦する中小企業者を支援し、もって町田市の産業振興に寄与することを目的としている。

町田市新商品・新サービス開発事業補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）には、補助対象事業について次のように定められている。

交付要綱より抜粋

第5条 補助対象事業

補助の対象となる事業は、新たな商品又はサービスを開発する事業とする。ただし、他の団体から同種の補助等を受ける場合は、補助の対象としない。

この点に関し、交付申請書には他の団体から同種の補助金を受けているかどうか、併給の有無を記入する欄が設けられており、申請段階で第5条の要件を満たしているか確認できる様式となっている。所管課では、併給の事実が確認された場合は交付しないことがありうるとしているが、事業年度を通しての併給の有無について、現状では確認が行われていない。

交付申請者は新たな商品又はサービスを開発しようとする市内の中小企業者であり、補助金制度への理解不足から誤って他の団体からも同種の補助等を受けてしまう可能性もあると考えられる。

したがって、市は、事業報告書に事業年度を通して併給がなかったことを記載させるなどして、併給の有無について、事後的にも確認されたい。

イ 決算書数値の手書きによる修正について（指摘1-6）

補助金交付先6件のうち2件、事業者A、Bから提出された収支決算書の一部に、数値を手書きで修正した部分があった。

事業者が収支決算書を所管課に持参し、その場で事業者が修正したとのことであるが、訂正印等がなく、誰の責任で修正されたか事後的に確認することができない。

2件とも、補助金交付額に与える影響はなかったが、今後は、市への提出書類に誤記がないよう、受領時に十分な確認を行った上で、訂正の必要がある場合は、訂正印や署名等を要請して、提出者自身による修正であることを明確にする必要がある。

ウ 収支予算書に添付すべき書類について（意見1-20）

補助金交付先6件のうち1件、事業者Cから提出された収支予算書の中で、

補助対象経費の消耗品費の内訳と金額は記載されているものの、見積書が添付されていなかった。

交付要綱において見積書の添付は要請されていないが、補助対象事業の具体性の観点から見積書添付の有無は重要である。なお、他の事業者から提出された収支予算書には見積書が添付されていた。

市は、補助対象事業の審査を適切に行うために、収支予算書に計上する補助対象経費について、見積書の添付を求められたい。

エ 収支報告書に添付すべき書類について（意見1-21）

上記ウで記載した事業者 C から提出された収支決算書を閲覧したところ、通信運搬費・委託料・原材料費が計上され、これら3つの費目に対し領収書2点の添付があった。ただし2点とも同一の支払先であって、市からの補助金が全額、当該支払先に流れたことになる。

領収書には金額の記載はあるが、但し書きが空欄のままとなっていた。この状態では、事業者 C から領収書発行者に対する支出の金額はわかるものの、何に対する対価なのか内容が不明である。他の事業者においては注文書、請求書、銀行の振込記録等を添付しているケースがあり、それと比較すると事業者 C の場合は補助対象事業の報告として精度が低いといえる。

したがって、市は、補助金の使途の確認に当たり、事後的なチェックも強化されたい。

2 観光まちづくり課

(1) 観光行事推進事業

① 事業の概要

ア 事業の概要

観光行事推進事業は、1992年より開催されている「町田さくらまつり」及び2010年より開催されている「町田時代祭り」といった観光行事をさらに魅力的なものへと向上させ、地域の風物詩として定着・発展させることを目的としている。「町田さくらまつり」及び「町田時代祭り」は、各実行委員会が主催する形式をもって開催している。

「町田さくらまつり」は、桜の開花時期に合わせて市内全域で開催するイベントの総称であり、市民や市外からの来訪者が市の桜の名所を散策し、さまざまな催しに参加することにより、市の桜の魅力を伝達している。2021年は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、メイン会場での催事を中止していた。

また、「町田時代祭り」は、例年10月に開催されているイベントであり、市に由来のある鎌倉武士や農兵隊などの様相を再現した時代行列や、砲術、居合抜刀、流鏝馬といった演武などを行い、市ゆかりの歴史の魅力を伝達している。2021年は新型コロナウイルスの感染拡大の影響等により開催を中止していた。

市は、「町田さくらまつり」を開催する実行委員会に対して負担金を拠出し、実行委員会の事務局の事務を観光まちづくり課が担っており、「町田時代祭り」を開催する実行委員会に対しては補助金を拠出し後援している。

イ 事業費の推移

(単位：千円)

項目	2019年度	2020年度	2021年度
当初予算額	10,000	10,000	10,000
財源内訳	—	—	—
国庫支出金	—	—	—
都支出金	—	—	—
地方債	—	—	—
その他	—	—	—
一般財源	10,000	10,000	10,000
決算額	10,000	9,000	9,000

ウ 事業費の内訳

(単位：千円)

節	2021年度 決算額	主な内容
負担金補助及び 交付金	9,000	町田さくらまつり負担金
合計	9,000	

② 監査の結果

ア 実行委員会の事務局の運営を市が行うことについて（意見2-1）

町田さくらまつり実行委員会の事務局は、観光まちづくり課と一般社団法人町田市観光コンベンション協会（以下、「観光コンベンション協会」という。）の人員で構成されている。観光まちづくり課からは、課内の職員2名及び複数の所属員が町田さくらまつり実行委員会の事務局の事務を担っており、1名は役員兼事務局長、1名は事務局次長、複数の所属員は事務局員となっている。

観光まちづくり課と観光コンベンション協会は、「町田さくらまつり」が開催される会場別に業務を分担しており、尾根緑道会場及び恩田川会場を観光まちづくり課が、芹ヶ谷公園会場を観光コンベンション協会が担当している。なお、町田さくらまつり実行委員会の協議の取りまとめや各種関係団体の調整、協賛金の募集や入金の確認、経費の支払など、事務局の業務を幅広く観光まちづくり課が行っており、事務局の中心的な役割を果たしている。実際に、市ホームページに示されているとおり、観光まちづくり課内に町田さくらまつり実行委員会事務局が設置され、課職員が実行委員会事務局の事務に従事している。

市ホームページより抜粋

このページの担当課へのお問い合わせ

町田さくらまつり実行委員会事務局（町田市経済観光部観光まちづくり課内）

電話：042-724-2128 ファックス：050-3033-9518

 WEBでのお問い合わせ

ここで、市は、2010年に包括外部監査の結果に基づき事務改善を推進していく方針として「包括外部監査の結果に基づく事業見直し方針」を策定しており、同方針別紙3において、実行委員会を設立する際の留意点として、次のように

記載している。

包括外部監査の結果に基づく事業見直し方針別紙3より抜粋

実行委員会形式による事業の考え方

3. 設立する際の留意点

(3) 市行政が主導で組織した実行委員会等であっても、事務局はNPOが担うなど、市民主体の運営を心がけること。

同方針別紙3では、市が実行委員会等を主導して組織した場合においても、その事務局を市以外の組織が担当し、実行委員会の運営は市民を主体とすることを求めている。そのため、観光推進事業を行うに当たり、町田さくらまつり実行委員会の事務局の事務の一部を観光コンベンション協会が担っていたとしても、観光まちづくり課がその中心的な立場で関与していることは、上記の「事務局はNPOが担うなど、市民主体の運営を心がける」という市の「包括外部監査の結果に基づく事業見直し方針」に則しておらず、事業の実施方法に改善の余地があると考えられる。

以上より、観光まちづくり課は、包括外部監査の結果に基づく事業見直し方針に基づき、町田さくらまつり実行委員会の事務局の事務に関して、観光まちづくり課が中心となって担当するのではなく、関与する範囲を事務の一部に留めるなど、市民が主体となった運営に向けた事業の実施体制を構築されたい。

なお、市民主体の運営といった体制は、市民により自発的に構築されることが望ましいが、例えば、町田さくらまつりを開催する趣旨に賛同するNPO法人の設立を支援するなど、観光まちづくり課が、市民が主体となる体制を導くことにより、市民主体の運営体制を構築することも検討されたい。

イ 町田さくらまつり実行委員会における随意契約について（指摘2-1）

町田さくらまつり実行委員会は、観光コンベンション協会と表35の随意契約を締結している。

表 35 観光コンベンション協会との随意契約

(単位：千円)

No.	契約名	金額
1	情報発信業務委託	89
2	公式ガイドブック・ポスター作成業務委託	1,759

(出典：市提供資料より監査人作成)

随意契約に関して、市では「契約事務の手引書」及び「町田市随意契約ガイドライン」を定めており、当該手引書及びガイドラインに則り、契約手続を行う必要がある。当該ガイドラインでは、契約手続の中において、随意契約を行う合理的な理由が必要とされている。

町田市随意契約ガイドラインより抜粋

<p>II 随意契約を行う場合の事務処理に関する留意事項</p> <p>1. 随意契約を行う根拠は、地方自治法施行令の条項を記載してください。契約伺書あるいは契約原議書等に随意契約を行う根拠を示すときは、このガイドラインの項番号ではなく、「地方自治法施行令第167条の2第1項第○号による」と記載してください。また、随意契約の理由にはガイドラインの例示を記載するのではなく、当該案件の特性を踏まえ、随意契約を行う理由を記載してください。</p> <p>2～4 省略</p> <p>5. 地方公共団体の契約は競争入札によることが原則であり、随意契約は、特別の理由がある場合に限って行うことができる契約方法です。随意契約を行う場合は、このガイドラインに掲載している事例と同じだからといって安易に随意契約を行うのではなく、その利害得失について、案件ごとに競争入札による場合との比較検討を十分に行い、随意契約を行うことが妥当であると判断した理由を明確にしてください。</p>

さらに、「契約事務の手引書」において、競争性のあるものは2者以上の見積もりを取得することや、契約金額の妥当性について検証することが求められている。

契約事務の手引書より抜粋

3 随意契約

(1) 1号随契（少額随契）

少額随契によることができる額であっても、契約相手の決定に当たっては特定の者でしか履行できない場合や実勢価格を把握しやすい物品等を除き、競争性があるものは2者以上から見積を徴取してください。また、市内事業者で履行が可能な場合は、必ず市内事業者から見積を徴取してください。

(2) 2号随契

少額随契の額を超える契約で、性質又は目的が競争入札に適しないものです。なお、地方公共団体の契約は競争入札を原則としていますので、安易に随意契約を行うのではなく、案件ごとに競争入札による場合との比較検討を行う必要があります。また、契約相手及び契約金額の妥当性についても考慮する必要があります。

一方、市は、町田さくらまつり実行委員会に対して、随意契約に関して市において必要とされる手続、例えば、随意契約とする理由を明示する、2者以上から見積もりを取る、また、契約金額の妥当性を検討するなどといった手続を課していない。そのため、町田さくらまつり実行委員会の事務局の事務においては、随意契約を締結する際に市において必要とされる手続を実施していない。

この点、これらの随意契約に関して、町田さくらまつり実行委員会では、事務局員が起案し、事務局次長、事務局長の決裁を経る体制を構築しており、さらに、実行委員会において監査委員に任命された者が、収支決算書と収入受入書及び支出伺兼支出命令書を合わせて確認し、適正に管理されているかどうかを監査している。これらの状況をもって観光まちづくり課は、取引の事業上の合理性（事業上の必要性）やその条件の妥当性などが担保されていると判断している。

しかし、この状況は、市が実行委員会という任意団体を通じて事業を行うことにより、市が締結する場合には必要とされる随意契約に係る手続を行うことなく随意契約を締結することが可能な状況となっている。このような状況は、形式的には規定等に反しているわけではないものの、随意契約に関して市が設定した取り決めを潜脱することが可能になるため問題である。

以上より、観光まちづくり課は、実行委員会等の任意団体を通じて事業を行う場合には、例えば、負担金の拠出の条件として随意契約に関して市と同様の規程を任意団体において設定するなどして、随意契約に関して市が直接事業を行う場合と同様の規程を任意団体において設定し、契約に際しては随意契約とする理由を挙げるとともに、契約金額の妥当性を検証することが要請される体制を構築する必要がある。

ウ 町田さくらまつり実行委員会における契約先について（指摘2-2）

町田さくらまつり実行委員会は、イにおいて記載したとおり、情報発信業務委託及び公式ガイドブック・ポスター作成業務委託に関して観光コンベンション協会と随意契約を締結しているが、取引の当事者である町田さくらまつり実行委員会の実行委員長及び観光コンベンション協会の会長は、株式会社Aの会長B氏である。

このように取引の当事者が同一人物である場合、B氏は双方代理となり、取引当事者の利益を害する可能性があるとして、原則として団体及び法人を代表して契約を締結することが無効となる。

民法より抜粋

（自己契約及び双方代理等）

第八十条 同一の法律行為について、相手方の代理人として、又は当事者双方の代理人としてした行為は、代理権を有しない者がした行為とみなす。ただし、債務の履行及び本人があらかじめ許諾した行為については、この限りでない。

2 前項本文に規定するもののほか、代理人と本人との利益が相反する行為については、代理権を有しない者がした行為とみなす。ただし、本人があらかじめ許諾した行為については、この限りでない。

また、このような取引は利益相反取引といい、本来不要な取引を強要されたり、取引条件がゆがめられたりする懸念があり、不正な支出が行われやすいなどの観点から注意する必要性が高い取引といえ、当該取引の事業上の合理性（事業上の必要性）やその条件の妥当性などが担保されることが求められる。例えば、会社法では、利益相反取引の制限として株主総会における承認を必要とし、一般社団法人では、社員総会又は理事会での承認が必要になる。

会社法より抜粋

（競業及び利益相反取引の制限）

第三百五十六条 取締役は、次に掲げる場合には、株主総会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

一 取締役が自己又は第三者のために株式会社の事業の部類に属する取引をしようとするとき。

二 取締役が自己又は第三者のために株式会社と取引をしようとするとき。

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律より抜粋

(競業及び利益相反取引の制限)

第八十四条 理事は、次に掲げる場合には、社員総会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- 一 理事が自己又は第三者のために一般社団法人の事業の部類に属する取引をしようとするとき。
- 二 理事が自己又は第三者のために一般社団法人と取引をしようとするとき。

(競業及び理事会設置一般社団法人との取引等の制限)

第九十二条 理事会設置一般社団法人における第八十四条の規定の適用については、同条第一項中「社員総会」とあるのは、「理事会」とする。

2 理事会設置一般社団法人においては、第八十四条第一項各号の取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

また、任意団体においても、上記の会社法や一般社団法人及び一般財団法人に関する法律と同様の制限を行うことが求められると考えられる。例えば、国土交通省がマンション管理組合に対して提供している、マンション管理に関する標準管理規約において利益相反取引を防止する条項が設けられている。

国土交通省マンション管理に関する標準管理規約（単棟型）より抜粋

(利益相反取引の防止)

第37条の2

役員は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- 一 役員が自己又は第三者のために管理組合と取引をしようとするとき。
- 二 管理組合が役員以外の者との間において管理組合と当該役員との利益が相反する取引をしようとするとき。

しかし、町田さくらまつり実行委員会においては、これらの取引に関して、通常の取引として扱っており、双方代理を回避するために契約者を変更するなどの対応や、利益相反取引として理事会等による取引の承認などを行っていない。そのため、当該取引の事業上の合理性（事業上の必要性）やその条件の妥当性などが担保されておらず問題である。

以上のことから、観光まちづくり課は、実行委員会等の任意団体を通じて事業を行う場合には、負担金の拋出の条件として、例えば、代表権者が取引の当事者

となる場合には、他の者が代表権者を代理するなど双方代理を回避するための体制や、利益相反取引に関して理事会等での承認手続を要するなどの取決めを任意団体において設定するなどして、取引が事業上の合理性（事業上の必要性）やその条件の妥当性などを有していることを担保する体制を構築する必要がある。

エ 町田さくらまつり実行委員会への負担金について（意見2-2）

町田さくらまつりに関する負担金に関して、市において負担金を支出する業務（起案書、支出負担行為書及び支出命令書）に携わる人員と、町田さくらまつり実行委員会の事務局において負担金を受領し使用する業務（承認行為含む。）に携わる人員、また、市において負担金が適切に使用されたか確認する業務（承認行為含む。）に携わる人員が全て同じ人員となっている。

表 36 町田さくらまつり実行委員会の事務に携わる人員の職位

人	観光まちづくり課	町田さくらまつり実行委員会
C氏	課長	役員・事務局長
D氏	事業担当係長	事務局次長
E氏	主事	事務局員

（出典：市提供資料より監査人作成）

観光まちづくり課は、予算統制が行われていること、観光コンベンション協会の職員が実行委員会事務局の業務として携わっていること、及び実行委員会に事務局員以外の会計監査担当が存在し監査を行っていることから、負担金の使用に関する適正性は担保されると認識している。

確かに、実行委員会における予算統制や監事による監査は、負担金の使用に関して一定の適正性を担保すると考えられるが、市における業務の実施に関して適正性を担保するものではない。具体的には、実行委員会において負担金を受領し使用する立場の人員が、市において負担金を支出する事務を行う場合に、適切に負担金を支出するという業務に関して牽制機能が有効に働かない可能性があると考えられる。また、実行委員会において負担金を受領し使用する立場の人員が、市において負担金が適正に使用されたかどうかモニタリングを行う場合に、そのモニタリング業務に関しても牽制機能が有効に働かないと考えられる。

特に、前者においては、予算編成において他の部署の関与が存在することから、市全体として牽制機能が働くことが想定されるが、後者においては、他の部署が

関与することがないため、負担金の使用に関して牽制機能が有効に働かない市の体制は、改善の余地があると考ええる。

以上より、観光まちづくり課は、例えば、経済観光部に所属する実行委員会の事務局の事務を担当していない人員が支出した負担金のモニタリングを行うなど、支出した負担金のモニタリングに関与する人員と、実行委員会の事務局の事務を担当する人員とを区分するなど、支出した負担金のモニタリングに関して、牽制機能が働く体制を構築されたい。

オ 町田さくらめぐり公式ガイドブックの広告協賛について（意見2-3）

町田さくらまつりにおいて、町田さくらまつり実行委員会が町田さくらめぐり公式ガイドブックを作成しており、同ガイドブックへの広告協賛金として市内の協力団体（事業者や学校等）から協賛金を集めている。

この町田さくらめぐり公式ガイドブック協賛金に関して、観光まちづくり課は、これまで反社会的勢力に該当しないと想定する企業や商店会から紹介された企業等に協賛金の出資を依頼していることから、協賛金を出資した団体が反社会的勢力に該当する可能性は低いと判断している。そのため、協賛金を出資した団体に対して、反社会的勢力に該当するかどうかを検証していない。

ここで、町田さくらまつり実行委員会の事務局の事務が、観光まちづくり課の職務の範囲であるとする、実行委員会の事務局の事務は市の事務と考えられることから、町田さくらまつり実行委員会により作成された町田さくらめぐり公式ガイドブックは、市が作成した公共物と同様の性質があると判断される。

そのため、町田さくらめぐり公式ガイドブックに掲載される広告を掲載する団体に関して、町田市暴力団排除条例第5条に規定されているように、反社会的勢力ではないことを確認することが求められると考えられる。

町田市暴力団排除条例より抜粋

（市の事務事業に係る暴力団排除措置）

第5条 法第32条第1項及び第2項の規定により、市は、公共工事その他の市の事務又は事業により暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとならないよう、市が締結する売買、貸借、請負その他の契約に関し、当該契約の締結の相手方又は当該契約の締結の代理若しくは媒介をする者その他の関係者が暴力団関係者でないことを確認する等、暴力団関係者の関与を防止するために必要な措置を講ずるものとする。

したがって、協賛金を出資した団体に対して、観光まちづくり課の想定や商店

会からの紹介といった要件をもって反社会的勢力ではないと判断することは、広告を出す団体の適格性を判断する方法としては不十分であり、改善の余地があると考える。

以上より、観光まちづくり課は、実行委員会を通じて事業を行う場合には、負担金の拠出の条件として、町田さくらめぐり公式ガイドブックへの広告協賛金を支払った団体に対して、反社会的勢力に該当するかどうかを検証することを協定書に記載するなどして、町田さくらめぐり公式ガイドブックへの広告協賛金を支払った団体が反社会的勢力に該当しないことを担保する体制を構築されたい。

カ 町田さくらまつりの出店料等について（指摘 2-3）

町田さくらまつり実行委員会は、町田さくらまつりに参加する団体に対して出店料、出展料及び出演料（以下、「出店料等」という。）を徴収している。出店料は、テント代やごみ処理代、また設営・運搬及びメンテナンスに関する人件費をもとに算出し1団体40,000円と設定し、地元団体については、その1/2を実行委員会が負担するものとしている。出展料は1団体5,000円、出演料は、尾根緑道会場が1団体5,000円、雨天対応可能な屋根つきのステージを設置した芹ヶ谷公園会場が1団体10,000円であり、出展料及び出演料に関しては、実行委員会が負担することはない。

表 37 町田さくらまつりの出店料等

（単位：円）

項目	金額	備考
出店料	40,000	地元団体については、その1/2を実行委員会が負担
出展料	5,000	—
出演料	5,000	尾根緑道会場
	10,000	芹ヶ谷公園会場

（出典：市提供資料より監査人作成）

また、町田さくらまつり実行委員会は、その団体の性質に応じて出店料等を表37の金額より減額している。しかし、減額に関して、各団体向けに作成された出店要項に減額された金額が記載されているだけで、減額がどのような団体に対して、いくら減額されるか包括的に明示されておらず、また、各団体に減額が適用される理由なども示されていない。

ここで、各団体に対して出店料等を減額することにより、実行委員会の収入が

減少し市に返還する剰余金が減少することから、出店料等の減額は市の負担金により補填されることを示しており、負担金の執行と同等の意味を有すると考えられる。この負担金の執行に関して、「2022 町田さくらまつり 費用負担に関する協定書」第5条において、市は実行委員会に対して適正に管理執行することを求めている。

しかし、減額がどのような団体に対して、いくら減額されるか包括的に明示されておらず、また、各団体に減額が適用される理由なども示されていないといった実行委員会の減額に関する状況は、根拠が不十分な状態で負担金を執行している状況と類似すると考えられ、負担金の適正な管理執行に関して問題である。

2022 町田さくらまつり 費用負担に関する協定書より抜粋

(管理)

第5条 甲から負担金の交付を受けたときは、乙は適正に管理執行する。

(注) 甲：町田市、乙：町田さくらまつり実行委員会

以上より、観光まちづくり課は、実行委員会を通じて事業を行う場合には、負担金の拠出の条件として次のような条件を協定書に記載するなどして、実行委員会が負担金を適正に管理執行していることを担保する体制を構築し、その状況を確認する必要がある。

負担金拠出の条件（例示）

- ・ 出店料等の減額の方針や適用対象、また減額等の基準を示す。
- ・ 設定した基準に則り減額を行い、その結果を文書として残す。

(2) 観光コンベンション振興事業

① 事業の概要

ア 事業の概要

市は、町田商工会議所とともに2009年に市の観光振興の中心的な役割を担う組織として、観光コンベンション協会を設立し、観光まちづくりを推進する体制として、次の役割を観光コンベンション協会に設定している。

- ・観光まちづくり基本方針に基づく事業の展開
- ・観光振興に資する人材の育成・活用
- ・観光商品の開発
- ・観光振興に向けた取り組みへの協力と支援

また、観光コンベンション振興事業として、一般社団法人町田市観光コンベンション協会補助金交付要綱（以下、「協会補助金交付要綱」という。）を策定し、観光コンベンション協会の運営等に要する経費の一部について補助金を支出している。この協会補助金交付要綱において、補助金の目的として、協会の運営を支援し、市における観光やコンベンション（人・物・情報等の交流）の振興に寄与することが規定され、補助する対象の事業として、観光コンベンション協会の運営、及び観光コンベンション協会が当該目的を達成するために実施する事業が挙げられている。さらに、協会補助金交付要綱において、補助の対象となる経費として、次の項目が挙げられている。

協会補助金交付要綱より抜粋

第5 補助対象経費

補助の対象となる経費は、第4に規定する補助対象事業に要する経費のうち、次に掲げる経費とする。

- (1) 協会に専従する職員の人件費
- (2) 協会の運営に要する経費
- (3) 事業の実施に要する経費
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める経費

イ 事業費の推移

(単位：千円)

項目	2019年度	2020年度	2021年度
当初予算額	42,000	43,000	41,500
財源内訳	—	—	—
国庫支出金	—	—	—
都支出金	—	—	—
地方債	—	—	—
その他	—	—	—
一般財源	42,000	43,000	41,500
決算額	42,000	43,000	41,500

ウ 事業費の内訳

(単位：千円)

節	2021年度 決算額	主な内容
負担金補助 及び交付金	41,500	観光コンベンション協会への補助金
合計	41,500	

② 監査の結果

ア 協会補助金の対象となる経費について（指摘2-4）

観光まちづくり課では、協会補助金交付要綱に基づき、観光コンベンション協会からの交付申請の受付を行い、交付額の確定、概算での支払い、そして実績報告の受付と精算といった業務を行っている。これらの業務を遂行する上で、観光まちづくり課は、観光コンベンション協会より補助金の対象となる経費の明細を入手し、補助対象となる経費の区分方法について妥当性を検証している。

補助対象となる経費の区分の考え方として、観光コンベンション協会は、原則として公益事業について補助対象とし、自主事業等の収益事業や他の補助金の対象事業については補助対象外としており、支出ごとに詳細な区分方法を設定している。具体的には、「経費の配分表 予算説明資料」において、次のように記載している。

表 38 補助対象外経費と補助対象経費の説明

勘定名	補助対象外経費説明	補助対象経費説明
給与支出	シバヒロ、収益事業に係る職員の給料手当	公益事業に係る職員の給料手当
賞与支出	シバヒロ、収益事業に係る職員の賞与	公益事業に係る職員の賞与
退職給付支出		職員の退職給付に要する保険料

(出典：経費の配分表予算説明資料より監査人が一部抜粋)

表 38 の各支出の 2021 年度における、交付申請時の補助対象外経費、補助対象経費及び補助金申請額は次のとおりである。

表 39 2021 年度の補助対象外経費、補助対象経費、補助金申請額

(単位：千円)

勘定名	補助対象外経費	補助対象経費	補助金申請額
給与支出	13,500	27,050	27,050
賞与支出	2,500	650	500
退職給付支出	—	1,211	711

(出典：経費の配分表(交付申請)より監査人が抜粋)

上記の給与支出においては、2019 年度において従業員が従事した事業別の時間数に基づき算定された比率を用いて、補助対象外経費と補助対象経費の金額を算定している。一方、賞与支出については、表 38「経費の配分表 予算説明資料」において記載された内容とは異なり、全職員を対象として一律に同額支給した合計額 650 千円を補助対象経費とし、その年の業績、人事評価及び勤続年数に基づき算定した個人別の支給額の合計額 31,500 千円を補助対象外の経費としている。また、退職給付支出は、全額を補助対象経費としている。

ここで、給与支出について、過年度の事業別の従事時間数に基づき算定された比率は、観光コンベンション協会が実施する事業に変動がない場合は、従業員の業務従事の状態と整合する。しかし、観光コンベンション協会が実施する事業に変動がある場合には、従業員の各事業に従事する時間数が変動するため、当該比率は従業員が業務に従事した状態と整合しない。そのため、過年度の事業別の従事時間数に基づき算定された比率を継続的に用いることは、従業員の業務従事の状態と整合しない可能性が生じるため、改善の余地があると考えられる。

次に、賞与支出について、全職員を対象として一律に同額支給した合計額 650 千円を補助対象経費とする考え方は、協会補助金交付要綱における補助対象経費の考え方、及び予算説明資料に記載された考え方に則しておらず問題である。

最後に、退職給付支出は、労働の対価としての性質を有するため、収益事業に係る労働の対価が含まれていると考えられる。そのため、退職給付支出の全てを補助対象経費とすることは、収益事業に係る労働の対価を補助対象とすることになり、協会補助金交付要綱における補助対象経費の考え方に則していないため問題である。

以上より、観光まちづくり課は、例えば、給与支出に関して、観光コンベンション協会における事業の変動が想定される場合には、新規に従業員が公益事業に従事する割合などを算定する、また、賞与支出、退職給付支出に関して、従業員が公益事業に従事する割合などを用いるなど、協会補助金交付要綱に則した補助対象経費の算定を行うよう、観光コンベンション協会を指導する必要がある。

(3) 観光まちづくり推進事業

① 事業の概要

ア 事業の概要

観光まちづくり推進事業は、市民にとって愛着を感じ住み続けたいくなるまちを、また市外からの来訪者にとって繰り返し訪問したくなるまちを実現することを目的とし、2021年度において次の主な取り組みを行っている事業である。

- ・新たな観光まちづくりリーディングプロジェクトの策定
- ・町田薬師池公園四季彩の杜 PR イベント

新たな観光まちづくりリーディングプロジェクトとは、2017年に策定した町田市観光まちづくりリーディングプロジェクトが2021年度をもって終了することから、2022年度から2026年度までに行う取り組みを、新型コロナウイルス感染症による影響など現在の観光を取り巻く状況や地域関連事業者、観光まちづくり推進委員会からの意見を踏まえ取りまとめた計画である。

また、町田薬師池公園四季彩の杜 PR イベントとは、春に開催した町田薬師池公園四季彩の杜西園（ウェルカムゲート）の開園1周年を記念して、医療従事者へ感謝を込めたバルーンアートや募金、また、フォトコンテストといったアニバーサリーイベントや、秋に開催した四季彩の杜を構成する各施設を巡るスタンプラリーなどのイベントである。

イ 事業費の推移

(単位：千円)

項目	2019年度	2020年度	2021年度
当初予算額	10,996	4,481	4,961
財源内訳	—	—	—
国庫支出金	—	—	—
都支出金	—	1,740	1,820
地方債	—	—	—
その他	646	250	200
一般財源	10,350	2,491	2,941
決算額	10,329	4,067	4,601

当初予算額に関して、2019年度において、日本フットパス協会設立10周年記念事業実施の実行委員会負担金が3,700千円、町田薬師池公園四季彩の杜プロモーション推進支援業務委託4,800千円が発生しているため、著しい増減が生じているが、2020年度以降の推移において著しい増減はなく、また、予算額と決算額に著しい差は生じていない。

ウ 事業費の内訳

(単位：千円)

節	2021年度 決算額	主な内容
報償費	387	公共トイレ開放協力事業謝礼金 町田市観光まちづくり推進委員会委員謝金 国際版画美術館駐車場管理協力謝礼金
需用費	405	四季彩の杜 PR イベント印刷物
委託料	3,640	「新・町田市観光まちづくりリーディングプロジェクト」策定支援業務 2,500 四季彩の杜 PR イベント スタンプラリー 990 四季彩の杜 PR イベント アニバーサリー 150
負担金補助 及び交付金	170	日本観光振興協会負担金 120 日本フットパス協会負担金 50
合計	4,601	

エ 事業収入（歳入）の状況

市内に宿泊する観光客を乗せた観光バスの夜間の駐車場として、国際版画美術館の駐車場を貸し出しているが、その貸出に伴う管理負担金収入として200千円ある。また、東京都から、東京の多様性を活かした観光まちづくり推進支援事業費補助金として、「新・町田市観光まちづくりリーディングプロジェクト」策定支援業務及び町田薬師池公園四季彩の杜 PR イベントに対して1,820千円が歳入予算として見積もられている。

オ 町田薬師池公園四季彩の杜

町田薬師池公園四季彩の杜とは、2014年6月に策定された「町田薬師池公園

四季彩の杜魅力向上計画（以下、「魅力向上計画」という。）に基づき、薬師池公園とその周辺施設を1つの地域公園とするものであり、“地域への愛着や誇りが醸成されるような観光拠点”となることを目標としている。町田薬師池公園四季彩の杜は、次の施設により構成されている。

表40 町田薬師池公園四季彩の杜の構成施設

施設名	概要
西園（ウェルカムゲート）	2020年4月17日開園、農園、インフォメーション／直売所、カフェ・レストラン、体験工房、芝生広場、展望広場などで構成
薬師池公園	1982年「新東京百景」、1998年「東京都指定名勝」に指定、2007年「日本の歴史公園100選」に選定された町田市を代表する公園
町田ぼたん園	民権の森公園内に位置、約330種類1,730株のボタンを栽培、石坂昌孝の墓が隣接 町田民権の森緑地保全地域と東京都が指定
町田えびね苑	ラン科のエビネが咲く4月下旬から5月上旬まで開園、約5000株のエビネが群生、アジサイが咲く6月上旬に約10日間の無料開園
町田ダリア園	関東以西で最大のダリア園、約500品種、4,000株を栽培・販売、社会福祉法人による管理運営
町田リス園	約2,500平方メートルのすり鉢状の放飼場には約200匹のタイワンリスが放し飼い、他にウサギ等とのふれあいコーナー
町田市フォトサロン	薬師池公園内に位置、写真の企画展示、撮影会や講座などを実施、写真愛好家による個展やグループ展を開催
七国山ファーマーズセンター	農業に関する資料収集・各種イベントや講習会の実施など農業情報の発信地 野菜の種や肥料などの販売（休止中）
ふるさと農具館	町田の農業を展示する「パネル館」、農機具等を展示する「ふれあい館」、菜種の油しぼり体験等を行う「体験学習館」にて構成

これらの施設は、町田薬師池公園四季彩の杜という1つの公園を構成するが、そもそもは異なる法人により独自に運営されており、また、その施設の設立の経緯から施設の所管課も異なっている。施設の所管課及び施設を運営する法人は次のとおりである。

表41 施設の所管課と運営法人

施設名	所管課	運営法人
西園（ウェルカムゲート）	公園緑地課	NEST Machida（株式会社富士植木、日本コンベンションサービス株式会社、株式会社キープ・ウィルダイニング）
薬師池公園	公園緑地課	市直営
町田ぼたん園	公園緑地課	市直営
町田えびね苑	公園緑地課	市直営
町田ダリア園	障がい福祉課	社会福祉法人まちだ育成会かがやき
町田リス園	障がい福祉課	特定非営利活動法人町田リス園
町田市フォトサロン	文化振興課	特定非営利活動法人ワークショップハーモニー
七国山ファーマーズセンター	農業振興課	町田市農業協同組合
ふるさと農具館	農業振興課	七国山ふれあいの里組合

町田薬師池公園四季彩の杜の各施設は、薬師池公園に隣接する施設（町田市フォトサロン、西園（ウェルカムゲート）、町田リス園、町田えびね苑）と、薬師池公園から少し離れた施設（町田ぼたん園、町田ダリア園、七国山ファーマーズセンター、ふるさと農具館）に分類することができる。

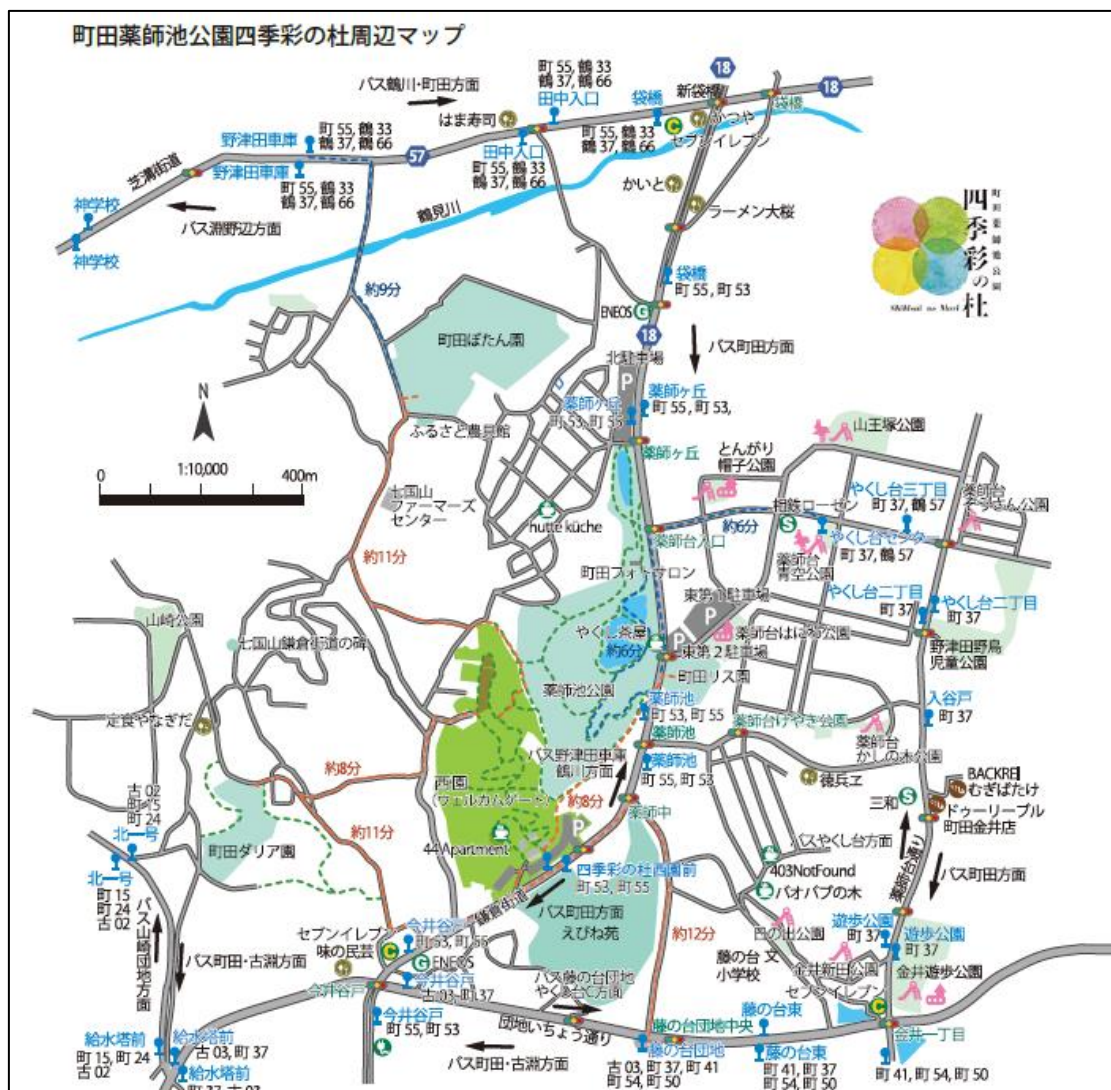
薬師池公園に隣接する施設の位置関係は、薬師池公園の中に町田市フォトサロンがあり、薬師池公園の南西側に西園（ウェルカムゲート）が隣接している。また、町田リス園は薬師池公園から道路を挟んだ東側にあり、町田えびね苑は西園（ウェルカムゲート）から道路を挟んだ南東側に位置している。

これに対して、薬師池公園から少し離れた施設の位置関係は、町田ぼたん園、七国山ファーマーズセンター及びふるさと農具館が薬師池公園から徒歩で13分程度、北西の方向に位置しており、町田ダリア園は薬師池公園から徒歩で18分

程度、西の方向に位置している。なお、時間数は、Google マップにおける薬師池公園の藤棚を出発点とし、各施設を目的地とした場合に算出された最短のルートを手歩により移動した時間数である。

町田薬師池公園四季彩の杜のウェブページで公開されている四季彩の杜周辺マップは次のとおりである。

町田薬師池公園四季彩の杜ホームページより抜粋



町田薬師池公園四季彩の杜に対して、2021 年度に観光まちづくり課は、次の項目を目的とする、町田薬師池公園四季彩の杜の振興策として「町田薬師池公園四季彩の杜おもてなし事業（以下、「おもてなし事業」という。）」を立案した。

おもてなし事業の目的

- (1) 四季彩の杜エリアを一体的にコーディネートすること。
- (2) 来園者が満足し、再び訪れたいと思える事業を展開すること。
- (3) 賑わいを創出し、経済効果に繋げる事業を展開すること。

そして、これまでの町田薬師池公園四季彩の杜に関連する取り組みの経緯を踏まえ、観光に関する豊富な知識や経験を有する専門家の関与がおもてなし事業を実施するに当たり有効であるとの判断のもと、おもてなし事業の実施者として観光コンベンション協会を選び、3年を期限とする観光コンベンション協会を対象とした補助金交付要綱を策定した。なお、2022年度において2,000万円の補助金の交付が予定されている。

おもてなし事業の具体的な内容は、まず、四季彩の杜各々の施設と連絡・調整し、全体の連携や調和を図った一体的なコーディネートによりさらなる魅力向上を行うことが計画されている。続いて、ぼたん園、えびね苑の有料開園期間に併せて、周辺施設の見どころや新規イベントをパッケージにした「春祭り」を開催すること、そして、薬師池の風情が楽しめ、多くの来園者でにぎわう紅葉祭りにさまざまなコンテンツを掛け合わせ、新たな楽しみを創出することが計画されている。具体的な計画は次のとおりである。

おもてなし事業の計画内容（2021年度事業立案時点）

- | | |
|---|--|
| 1 | 四季彩の杜コーディネート |
| | (1) 施設運営連絡協議会の運営 |
| | (2) 来園者満足度が向上するための新たなサービス等を提案・支援 |
| | (3) 各施設の運営状況やイベントの定期的な視察、チャットツール等を活用した情報収集 |
| | (4) 四季彩の杜ホームページを更改し、発信ポータルとしての機能強化 |
| | (5) YouTube等を活用した、人にスポットをあてた動画の制作・投稿 |
| 2 | 春の四季彩の杜各施設連携イベント（4月中旬～5月上旬） |
| | (1) 子育て世代をターゲットとしたイベントの開催 |
| | (2) 食の充実を図るため市内飲食店の出店 |
| | (3) 回遊性向上のためのスマートモビリティ試乗体験の開催 |
| | (4) 期間中、土日に市内遠方から無料シャトルバスを運行 |
| 3 | 紅葉祭りバージョンアップ（11月） |
| | (1) 食の充実を図るため市内飲食店の出店 |
| | (2) 芝生広場での四季彩の杜各施設のPRブースの設置 |

- (3) 新たなにぎわいの場の創出のためステージ設置、焚火ストーブの設置、大道芸等
- (4) 紅葉ライトアップカラーバージョン（紅葉祭り前半）
- (5) リス園の夜間開園など、既存施設を活用した新たな楽しみ方の創出

② 監査の結果

ア 随意契約における契約金額の妥当性の検証について（指摘 2-5）

観光まちづくり課は、観光まちづくり推進事業として、町田薬師池公園四季彩の杜 PR イベント支援業務（アニバーサリーイベント 150 千円）を、また、町田薬師池公園四季彩の杜 PR イベント支援業務（スタンプラリーイベント 990 千円）を、随意契約により NEST Machida（共同事業体）代表企業株式会社富士植木に委託している。

市では、随意契約に関して、「契約事務の手引書」及び「町田市随意契約ガイドライン」を定めており、当該手引書及びガイドラインに則り、契約手続を行う必要がある。当該ガイドラインでは、契約手続の中において、随意契約を行う合理的な理由が必要とし、さらに、「契約事務の手引書」において、競争性のあるものは 2 者以上の見積もりを取得することや、契約金額の妥当性について検討することが求められている。

ここで、観光まちづくり課は、町田薬師池公園四季彩の杜 PR イベント支援業務（アニバーサリーイベント 150 千円）及び町田薬師池公園四季彩の杜 PR イベント支援業務（スタンプラリーイベント 990 千円）の契約締結に当たり、NEST Machida（共同事業体）代表企業株式会社富士植木より見積書を購入している。しかし、当該見積書に記載の各項目の金額に関する積算根拠を入手しておらず、見積金額の妥当性を検討していないため、「契約事務の手引書」の要求事項を充足できておらず問題である。

以上より、観光まちづくり課は、随意契約の締結に当たり、契約金額の妥当性を検証するために積算根拠を入手し、契約金額の妥当性について検証する必要がある。

イ 受託者の業務責任者及び業務実施体制図の確認について（指摘 2-6）

町田薬師池公園四季彩の杜 PR イベント支援業務及び町田薬師池公園四季彩の杜 PR イベント支援業務委託において、観光まちづくり課は、受託者が町田薬師

池公園四季彩の杜西園（ウェルカムゲート）の指定管理者であることから、業務委託に関する業務実施体制図の資料を入手せず、また業務委託契約約款第7条にて記載されている受託者の業務責任者について、文書ではなく口頭により確認しているとのことであった。

業務実施体制図は、受託者が仕様書に定められている各種要件を適切に実施することが可能か、委託者が判断するために必要な書類である。そのため、委託者が業務実施体制図等の書類を入手しないことは、委託者において受託者の業務の履行に関する判断を適切に行えない可能性があり、契約手続に関して問題である。また、受託者の業務責任者を口頭で確認することは、受託者における責任の所在が曖昧になる可能性があり、契約手続に関して問題がある。

以上より、観光まちづくり課は、業務委託を行うに当たり、業務実施体制図及び受託者の責任者について、文書により確認する必要がある。

ウ 「新リーディングプロジェクト」策定支援業務における契約手続について（指摘2-7）

観光まちづくり課は、観光まちづくり推進事業として、「(仮称)新・町田市観光まちづくりリーディングプロジェクト」策定支援業務（以下、「新リーディングプロジェクト」策定支援業務」という。）を随意契約により株式会社JTB総合研究所に委託している。

「新リーディングプロジェクト」策定支援業務の契約に当たり、観光まちづくり課は、4者に対して仕様書を前提としたヒアリングを実施し、見積書を入手した上で、比較検討したとのことである。しかし、比較検討した資料は作成していない。そして、決裁者に担当者から口頭でヒアリングした内容を説明し、担当者が選定した1社の見積書と随意契約とする理由が記載された資料をもって業務委託契約の決裁が行われている。

ここで、担当者がヒアリングした内容を決裁者に口頭によって説明している状況では、決裁者に正確な情報が伝わっているか不明であり、事後的な検証を実施することも不可能なため、正確性及び可視性に欠ける。また、本件の契約のような調査研究に係る業務委託においては、受託者の専門性や業務実施能力など受託者の性質が重視されることから、担当者がヒアリングした内容や比較検討した資料は、決裁に際して重要な要素を占めると考えられる。

しかし、本件において、ヒアリングした内容が記載された資料や比較検討した資料、また、担当者が選定しなかった会社等の見積書は、決裁時に添付されておらず、担当者からの口頭による説明と担当者が選定した1社の見積書及び随意契約とする理由が記載された資料をもって決裁者が決裁を行っている状況は、

契約事務手続において問題である。

以上より、観光まちづくり課は、業務委託の決裁において、例えばヒアリングした資料や入手した見積書等を添付するなど、決裁者が判断を行う上で重要な情報を文書により伝達する必要がある。

エ 「新リーディングプロジェクト」策定支援業務における決裁について（指摘2-8）

「新リーディングプロジェクト」策定支援業務の契約に当たり、観光まちづくり課は、株式会社 JTB 総合研究所より見積書を入手しており、当該見積書において、次の項目が記載されている。

表 42 見積書に記載されていた項目

項目	小項目	単価	員数	金額
A 人件費	全体企画			
	主席研究員	…円/人日	△人日	…円
	主任研究員	…円/人日	△人日	…円
	研究員	…円/人日	△人日	…円
	(1) 現状把握・課題整理			
	主任研究員	…円/人日	△人日	…円
	研究員	…円/人日	△人日	…円
	(2) 施策の評価			
	主任研究員	…円/人日	△人日	…円
	研究員	…円/人日	△人日	…円
	(3) 観光まちづくり推進委員会の支援			
	主任研究員	…円/人日	△人日	…円
	研究員	…円/人日	△人日	…円
	(4) 計画策定支援			
主任研究員	…円/人日	△人日	…円	
研究員	…円/人日	△人日	…円	
	報告書作成			
	主任研究員	…円/人日	△人日	…円
	研究員	…円/人日	△人日	…円
B 直接費	(1) 現状把握・課題整理			
	・WEB アンケート調査実査	…円/式	1.0 式	…円
	・WEB アンケート調査データク リーニング、集計等	…円/式	1.0 式	…円
	その他交通費、通信費、雑費	…円/式	1.0 式	…円
C 諸経費	A×0.9	…円	0.90	…円
D 技術料	(A+C)×0.2	…円	0.2	…円

(注) 表中の金額、工数については伏字としている。

表42のとおり、「A 人件費」においては、小項目欄に業務実施内容が項目別に記載されており、主席研究員、主任研究員、研究員といった職位別の単価と工数、そして金額が明示されている。「B 直接費」においては、小項目欄に業務実施内容とその他の経費が記載されており、各金額が記載されている。「C 諸経費」及び「D 技術料」においては、計算式と実際に計算した金額が記載されている。

この見積書に関して、観光まちづくり課は、「C 諸経費」と記載されている項目はコンサルティング研究員以外にかかる人件費等であり、同じ人件費である「A 人件費」と「C 諸経費」の合計額と、他者の見積もりの人件費合計と比較して金額の妥当性を判断しているとのことであった。また、「D 技術料」と記載されている項目は管理費であり、一般的に管理費が業務委託費用の10～20%程度であることが多いとの担当者の認識に基づき、見積金額は許容範囲内であると判断しているとのことであった。

しかし、「C 諸経費」及び「D 技術料」の内容や金額に対する判断について文書が残されておらず、また決裁においても、「C 諸経費」及び「D 技術料」の内容や金額に対する判断が説明されていないことは、契約事務手続において問題である。

以上より、観光まちづくり課は、業務委託契約を締結するに当たり、必要な積算根拠資料を入手した上で、見積書に記載された項目について、例えば、仕様書の要件を充足しているか、見積もられた単価や工数が妥当かなど、十分な検証を行った上で文書として残す必要がある。

オ おもてなし事業の実施主体について（意見 2-4）

観光コンベンション協会は、2022年度より市から補助金を受け、「おもてなし事業」を実施している。ここで、平成20年度の町田市の包括外部監査報告書において、補助と委託について次のように記載されている。

平成20年度包括外部監査報告書より抜粋

(3) 補助と委託の考え方の統一を求めるもの

① 現状

委託は地方公共団体が主導し、市民に委嘱する市民参加方式による形式の協働である。本来は地方公共団体の業務領域であり、地方公共団体の責任で行うものである。よって、受託者は地方公共団体の業務を補完している立場となる。

補助は市民が主導し、地方公共団体が積極的な支援を行う形式をとる協働である。地方公共団体の領域ではない、あるいは地方公共団体の領域であるか

判断がつかないが、その団体・事業を支援することにより公共の福祉が増進させられるものについて、税金を再配分することである。

② 問題点

上述したように、委託は市の責任で行うものであり、責任の所在は市にある。委託事業とすべき事業を補助事業としている場合、市側の責任の所在が不明確となる可能性がある。例えば、委託事業を実施することの成果は市の責任において達成する必要があるが、これを補助事業としてしまうと市の責任が曖昧になってしまうことが考えられる。

上記の委託と補助の考え方によると、委託事業とすべき事業は、「本来は地方公共団体の業務領域であり、地方公共団体の責任で行うもの」とし、このような「地方公共団体の責任で行うもの」とされている事業を補助事業としている場合には、「市の責任が曖昧になってしまう」とされている。

ここで、2014年に市が取りまとめた魅力向上計画において、行政の役割として「計画の推進、各主体間との連携、公園の管理など」と記載している。

魅力向上計画より抜粋

3. 計画の内容

3.1 基本計画

(6) 計画の推進体制

①主体と役割

関係主体	役割
一般市民	公園の利用、要望・意見の提供 など
市民団体	公園の管理運営の補助 など
企業	イベントの開催 など
行政	計画の推進、各主体との連携、公園の管理運営 など

このように、行政の役割として記載されている「計画の推進」や「各主体との連携」は、おもてなし事業において計画されている各事業に該当することから、おもてなし事業は、市が主体となって取り組む事業であるといえる。そのため、市が主体となって実施する事業を観光コンベンション協会が実施し、市が観光コンベンション協会に補助金を交付する現在の体制は、上記に記載のとおり市側の責任の所在が不明確となる可能性があり改善の余地がある。なお、おもてなし事業を実施するに当たり、観光に関する豊富な知識や経験を有する専門家と

して、観光コンベンション協会が関与することについて否定するものではない。

以上より、町田薬師池公園四季彩の杜に関するおもてなし事業などの振興策を行うに当たり、外郭団体に補助金を交付して事業を推進するのではなく、観光まちづくり課が主体となって、その責任により業務を実施し、必要に応じて一部の業務を委託するといった体制を構築されたい。

カ 四季彩の杜施設運営連絡協議会事務局について（意見 2-5）

おもてなし事業の取り組みの1つに、町田薬師池公園四季彩の杜の一体的なコーディネートがあり、具体的な実施策として、四季彩の杜施設運営連絡協議会事務局を観光コンベンション協会が担うことになっている。先に記載したように、町田薬師池公園四季彩の杜はその施設により所管課や運営法人が異なるため、各施設を一体の公園とすることについて、魅力向上計画の策定当初より課題が認識されていた。この課題に関する具体的な記載は次のとおりである。

魅力向上計画より抜粋

2. 地域内施設連携、一体性の不足

それぞれの施設が独自に運営・管理を行っているため、既存の施設間の連携が弱く、地域としての一体性に欠ける状況があります。

町田薬師池公園四季彩の杜としての一体性に欠けると魅力向上計画の策定当初より認識されていた課題に対して、これまで観光まちづくり課が四季彩の杜施設運営連絡協議会事務局として関与することで対応を図ってきたが、観光まちづくり課による対応によっても課題が継続している状況と考えられる。

そもそも一体性に欠けるという課題は、管理・運営が独自に行われていたことに起因するものであり、その解決方法は、町田薬師池公園四季彩の杜を一体として管理することである。そして、管理するためには、その権限が必要であるが、市の施設に対してそのような権限を有することができる組織は、市の内部組織に他ならない。

もちろん、観光の専門家として観光コンベンション協会が関与することにより一定の効果が発生することは考えられるが、課題の根本的な解決に繋がらない可能性が高い。そのため、市の外部組織である観光コンベンション協会が四季彩の杜施設運営連絡協議会事務局を担うことは、有効性の観点において改善の余地があると考えられる。

以上より、町田薬師池公園四季彩の杜全体に対して権限と責任を負う市の内部組織が、四季彩の杜施設運営連絡協議会事務局として、所管課間や施設間の調

整を含め、町田薬師池公園四季彩の杜全体の一体的なコーディネート事業を実施されたい。

キ おもてなし事業の決定過程の文書化について（意見 2-6）

観光まちづくり課は、2021年に町田薬師池公園四季彩の杜に対して、観光コンベンション協会を実施者とする振興策であるおもてなし事業を立案し、観光コンベンション協会を対象とした補助金交付要綱を策定している。しかし、こうした事業の立案から新規の補助金要綱の策定までの経緯に関して、決定に至る議論の過程やこれまでの取り組みを検証した結果などの資料が作成されておらず、この事業の決定に当たり、PDCA サイクルに基づいた一連の手順を行ったか不明である。

2014年に計画された魅力向上計画に基づきこれまで実施してきた町田薬師池公園四季彩の杜に対する振興策の取り組みを見直し、課題がある場合には、当該課題に対する対応策を検討するといった、PDCA サイクルに基づいた一連の手順を経て、おもてなし事業の有効性が担保されるが、そのような手順を経ているかどうか不明なため、おもてなし事業の有効性を判断できない。このように事業の決定に当たり、その検討過程の資料が作成されないことは、事業の有効性を判断できない状況である。そして、そのような状況下で事業の決定が行われたことは、事業の立案過程における体制に重大な問題があるといえる。

以上より、観光まちづくり課は、事業の立案に当たり、その検討過程を文書化し、立案した事業がどのような有効性を有しているか明示した上で、事業の実施を決定されたい。

ク 町田薬師池公園四季彩の杜に関連する事業の実施について（意見 2-7）

2014年に策定された魅力向上計画において、町田薬師池公園四季彩の杜の施設が観光資源として課題があることが挙げられている。当該計画において挙げられた課題は次のとおりである。

魅力向上計画より抜粋

1. 一季型あるいはターゲットが狭い施設の多さ

ぼたん園は開花期の春期、エビネ苑はエビネが咲く4月～5月頃とアジサイが咲く6月といったように、特定の季節に利用者が集中し、その他の時期にはほとんど利用者が訪れない施設があります。また、薬師池公園やボタン園など比較的成人～高齢者に親しまれる施設が多い一方、子供～若年者を対象とし

た施設はリス園のみであり利用者のターゲットを狭めている実情があります。

2. 地域内施設連携、一体性の不足

利用者が地域内の複数施設を巡るための方策も図られておらず、地域において利用者滞在時間が短い傾向にあります。

5. 交通アクセス・地域内移動の問題

駅・あるいは周辺からのアクセスにおいて、スムーズな公共交通機関が整備されているとは言えない現況があります。アクセスの主要動線となる鎌倉街道は慢性的な渋滞が発生しています。町田駅から薬師池方面行きのバス停位置の問題、バス便数の不足、バス停の未整備などの課題があります。また、施設間は住宅の間を通る細い生活道路の通行を余儀なくされています。このことは、将来的に地域への集客を行う際の大きな障壁になる可能性があります。

このように、一年を通じた観光資源ではないことや、想定される来訪者が限定されているといった、観光施設としての性質に懸念が示されており、また、各施設が点在するにも関わらず施設間を周遊する方策が採られていないことや、町田薬師池公園四季彩の杜への交通アクセスが整備されていないことといった観光施設の環境面に課題が認識されていた。特に、施設周辺の住民の生活環境を保全する必要から施設への交通アクセスに制限があるといった、観光施設としては解決が強く望まれるが、解決が困難な課題を有する施設も存在する。また、今後、鎌倉街道の道路幅の拡張計画が実施された場合には、町田薬師池公園四季彩の杜を構成する施設の1つである町田リス園の敷地の一部が収容されることになり、同園の事業の継続が困難になる事が想定されるなど、新たな施設の整備面での課題も認識されている状況である。

このような状況において、2019年度までに整備工事が完了し2020年度より開園した西園（ウェルカムゲート）においては、整備された施設を用いたイベントが開催され、多くの利用者が訪問し賑わっている状況であることを踏まえると、町田薬師池公園四季彩の杜の各施設に対して、新規設備の整備や老朽化した設備改修、また交通アクセスの改善など、有形の要素を中心とした振興策（ハード面の整備）を土台に、新たなサービスやイベントの実施、ホームページ等による情報発信の充実といった無形の要素を中心とした振興策（ソフト面での整備）を実施することが有効であると考えます。

この点、2022年度に開始されたおもてなし事業は、新規設備の整備や老朽化した設備改修といったハード面の整備を対象とせず、新たなサービスやイベントの実施、ホームページの更新などによる情報発信といった無形の要素を中心とした振興策（ソフト面での整備）を中心としている。先に述べたように施設

が整備された西園（ウェルカムゲート）における状況を鑑みると、ハード面の整備を実施した後にソフト面の整備を行うほうが効果的であると考えられることから、おもてなし事業のようにハード面の整備を対象とせずにソフト面の整備を中心とする現在の事業の実施方法について、有効性の観点において改善の余地があると考えられる。

また、これまでの町田薬師池公園四季彩の杜の振興策は、町田薬師池公園四季彩の杜の各施設を観光資源として有効に活用することが前提として計画され実施されている。しかし、一部の施設においては、特定の季節のみ観光資源としての性質を有することや施設周辺の住民の生活環境を保全する必要から施設への交通アクセスに制限があることなど、解決が困難な課題を有している状況である。そのため、施設が観光資源として適正な性質を有しているか、これまでの事業の実施状況を踏まえて改めて検証する必要があると考えられる。

以上より、観光まちづくり課は、町田薬師池公園四季彩の杜に対する今後の振興策において、施設が有する設備の修繕や新規設備の整備、また施設等への交通アクセスの改善といったハード面と新たなサービスやイベントの実施や、ホームページ等による情報発信の充実といったソフト面が連携して整備されるよう、町田薬師池公園四季彩の杜に関連する事業を取りまとめ、各事業を包括し推進されたい。

さらに、ハード面の整備については、各施設を所管する課が中心となって行われることが想定されるが、施設の振興に関してはソフト面の整備と連携することが有効と考えられることから、観光まちづくり課がハード面の整備においても所管課と共に積極的に関与されたい。

また、おもてなし事業を含め、今後の振興策の立案及び実施に当たり、各施設が有する観光資源としての適正性を検証し、観光資源として有望な施設については、さらなる振興事業を行い、観光資源として課題が多い施設については、観光資源として活用することを含めて、今後の取り組み方法を検討されたい。

(4) シティセールス事業

① 事業の概要

ア 事業の概要

市では、2017年に町田市観光まちづくり基本方針を策定し、まちの活力の維持・向上を目指し、市民と行政が協働で「観光振興」と「まちづくり」を一体的に進めるための将来像と3つの基本施策を定めた。

当該基本方針の基本施策の1つである「地域素材が持つ魅力の伝達と交流の拡大」を行う具体的な取り組みが、シティセールス事業である。シティセールス事業の主な取り組みは次のとおりである。

- ・インターネット、SNS等を活用した情報発信
- ・市外イベントでの積極的な観光PR活動
- ・外国人向け観光マップやパンフレットの作成等
- ・スポーツ大会、文化イベント等の誘致人材の育成及び組織体制の強化
- ・映画やドラマ等のロケ支援組織の設置
- ・ロケ地巡りガイドブックの作成等

2021年度において、シティセールス事業として、町田市シティセールス活動業務及び自転車ロードレース応援イベント実施業務が企画され、観光コンベンション協会へ随意契約により業務委託されている。

町田市シティセールス活動業務とは、市内外の集客力のあるイベント会場等において市の宣伝活動を行うことや、公共交通機関やタウン雑誌、またWeb媒体等への市の情報を掲載すること、またイベントに必要な展示物や販促品などを作成する事業である。

また、自転車ロードレース応援イベント実施業務とは、市が東京2020オリンピック「自転車競技ロードレース」の会場の一部となることから、レース当日に会場となる地域の郷土芸能や町田産野菜の魅力を発信するイベントを開催する事業であり、「自転車ロードレース応援イベント」及びウェルカムTokyoイベント「町田 堺の大祝宴」といった2つのイベントを企画していた。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により両イベントを中止し、中止までの発生した費用を事業費として計上している。

イ 事業費の推移

(単位：千円)

項目	2019年度	2020年度	2021年度
当初予算額	1,761	9,506	6,739
財源内訳	—	—	—
国庫支出金	—	—	—
都支出金	—	—	2,500
地方債	—	—	—
その他	—	—	—
一般財源	1,761	9,506	4,239
決算額	1,760	7,510	3,427

2020年度は東京オリンピックの開催により、市は自転車ロードレース会場となっていたため、自転車ロードレース応援イベントに関する負担金338千円が発生していた。また、2021年度においては、自転車ロードレース応援イベントに関する委託料4,994千円が当初発生していたが、イベントの中止により、1,688千円に減少している。

ウ 事業費の内訳

(単位：千円)

節	2021年度 決算額	主な内容
委託料	3,427	町田市シティセールス活動業務委託 1,739 自転車ロードレース応援イベント業務委託 1,688
合計	3,427	

エ 事業収入（歳入）の状況

東京都から、東京の多様性を活かした観光まちづくり推進支援事業費補助金として、自転車ロードレース応援イベント実施事業に対して767千円が交付されている。

② 監査の結果

ア 随意契約における契約金額の妥当性の検証について（指摘2-9）

観光まちづくり課は、シティセールス事業として、町田市シティセールス活動業務及び自転車ロードレース応援イベント業務を随意契約により観光コンベンション協会に委託している。

市では、随意契約に関して、「契約事務の手引書」及び「町田市随意契約ガイドライン」を定めており、当該手引書及びガイドラインに則り、契約を行う必要がある。当該ガイドラインでは、契約手続の中において、随意契約を行う合理的な理由が必要とし、さらに、「契約事務の手引書」において、競争性のあるものは2者以上の見積もりを取得することや、契約金額の妥当性について検証することが求められている。

観光まちづくり課は、町田市シティセールス活動業務及び自転車ロードレース応援イベント業務について、契約締結に当たり、観光コンベンション協会より見積書を入手している。しかし、当該見積書に記載の各項目の金額に関する積算根拠を入手しておらず、見積金額の妥当性を検討していないため、「契約事務の手引書」の要求事項を充足できておらず問題である。

以上より、観光まちづくり課は、随意契約の締結に当たっては、契約金額の妥当性を検証するために積算根拠を入手し、契約金額の妥当性について検証する必要がある。

(5) 小野路宿里山交流館管理事務

① 事業の概要

ア 事業の概要

小野路宿里山交流館管理事務は、小野路の歴史・自然・文化に触れることができる拠点施設として、また、地域の住民と市内外からの来訪者との交流を促進する場として、さらには小野路の里山を散策する際の休憩施設として「小野路宿里山交流館」を管理運営する事業であり、地方自治法第244条の2第3項及び町田市小野路宿里山交流館条例第4条の規定に基づき、指定管理者制度を導入している。

市は、2020年4月から2025年3月までの指定管理者として選定された特定非営利活動法人小野路街づくりの会と2020年3月31日に町田市小野路宿里山交流館の管理に関する基本協定書を締結し、2021年4月1日に町田市小野路宿里山交流館の管理に関する年度協定書を締結している。

また、市は、指定管理者制度を運用する際の事務処理等について、「町田市指定管理者制度運用マニュアル」を策定し、市としての統一的な考え方や取扱いを示し、公の施設の管理運営における透明性を確保するとともに効率化を進めようとしている。

イ 事業費の推移

(単位：千円)

項目	2019年度	2020年度	2021年度
当初予算額	27,571	28,954	24,406
財源内訳	—	—	—
国庫支出金	—	—	—
都支出金	—	—	—
地方債	—	—	—
その他	56	59	59
一般財源	27,515	28,895	24,347
決算額	24,578	25,861	24,403

ウ 事業費の内訳

(単位：千円)

節	2021年度 決算額	主な内容
需用費	143	エアコン修繕
委託料	23,332	小野路宿里山交流館指定管理料
使用料及び 賃借料	928	自動体外式除細動器賃貸借 72 駐車場利用提携 856
合計	24,403	

エ 事業収入（歳入）の状況

小野路宿里山交流館における自動販売機を設置する場所の賃料として、土地建物貸付収入 106 千円、また当該自動販売機により消費される電気料金として、光熱水費使用料 22 千円が事業収入として発生している。

② 監査の結果

ア 町田市小野路宿里山交流館の物品の実査について（指摘 2-10）

観光まちづくり課は、町田市小野路宿里山交流館の指定管理者である特定非営利活動法人小野路街づくりの会と「町田市小野路宿里山交流館の管理に関する年度協定書」を 2021 年 4 月 1 日に締結している。当該年度協定書に添付されている「町田市小野路宿里山交流館管理業務仕様書」において、特定非営利活動法人小野路街づくりの会に対して、市の機器類に関して定期的な状態の確認や、市の備品等に関して適切な管理下での利用を求めている。

町田市小野路宿里山交流館管理業務仕様書より抜粋

第6 指定管理者が行う管理業務

(4) その他施設一般管理業務

- ① 機器類が正常な状態にあるか定期的に巡回、観察し、異常を発見した場合には速やかに復旧に向けた措置を行うこと。
- ③ 市が購入した備品等については適切な管理の下で使用するものとし、指定管理者が調達した備品等と明確に区分できるようにしておくこと。

また、観光まちづくり課は、町田市物品管理規則において、年度ごとに1度、備品等に関して備品台帳との照合を行い、その状況を確認することが求められている。加えて、「町田市指定管理者制度運用マニュアル」においても、指定管理者のモニタリングとして、備品等の確認が求められている。

町田市物品管理規則より抜粋

(備品の現況確認)

第33条 物品管理者は、供用中の備品について、毎年度1回一定の期日を定めて、第23条に規定する備品台帳等と照合を行い、破損の有無等その状況について確認を行わなければならない。

町田市指定管理者制度運用マニュアルより抜粋

第4章 モニタリング編

2 基本的なモニタリング手法

(5)市から貸与している備品等の確認 (年1回)

指定管理者に貸与している備品や指定管理者が購入した後に市に帰属された備品についても物品管理規則に基づく管理を行う必要があることを再認識し、適正な物品管理事務を行うこと。

しかし、2021年度において、小野路宿里山交流館の物品に関して、指定管理者は、仕様書で求められている定期的な巡回等を実施しておらず、また、観光まちづくり課は、町田市物品管理規則による備品等の存在及び状態の確認を行っていないかった。

このような状況は、観光まちづくり課が、町田市指定管理者制度運用マニュアルに基づく指定管理者の備品等の管理状況に対するモニタリングを適切に実施していないことを示しており、指定管理者の運用の観点においても問題である。

なお、物品に関して実施する定期的な巡回等とは、固定資産台帳及び備品台帳等を基とする、物品等が網羅的に記載されたリストに基づき、少なくとも2名により固定資産及び備品の実物を確認するとともに、固定資産及び備品等が正常に機能するかどうかを確認することを想定しており、日常業務における備品等の利用に伴った状態の確認は意図していない。

以上より、観光まちづくり課は、小野路宿里山交流館の物品に関して、町田市物品管理規則に基づき、適切に確認する必要がある。さらに、指定管理者が物品等について正常な状態にあるか定期的に巡回、観察し、適切な管理の下で使用するよう指導の上、その状況をモニタリングする必要がある。

3 農業振興課

(1) 農業経営支援事業

① 事業の概要

ア 事業の概要

農業経営支援事業は、市内の農業者の経営環境の充実や改善・改革を支援することにより農業者の経営環境を向上させることを目的とし、「農業振興補助事業」、「堆肥流通促進事業」、「農作物獣害防止対策事業」を行っている。

農業振興補助事業では、農業者が創意工夫を発揮して農業経営の合理化や改善を目的として新しい施設や機械に投資する場合に、当該経費に対し補助を行っている。

堆肥流通促進事業では、市内畜産農家が生産した堆肥が市内で消費されることを支援することを目的とし、農産物を生産する市内農業者等に対し、市内畜産農家が生産する堆肥を購入する経費の補助を行っている。

農作物獣害防止対策事業では、アライグマやハクビジン、イノシシといった加害獣による農作物への被害を防止するため、関係団体と連携し、罠の設置による加害獣の捕獲を行い個体の減少を図るとともに、被害防除に対する方策を検討・実施している。

イ 事業費の推移

(単位：千円)

項目	2019年度	2020年度	2021年度
当初予算額	10,731	10,739	7,416
財源内訳	—	—	—
国庫支出金	—	—	—
都支出金	1,204	1,215	1,146
地方債	—	—	—
その他	—	—	—
一般財源	9,527	9,524	6,270
決算額	13,965	9,334	7,296

ウ 事業費の内訳

(単位：千円)

節	2021年度 決算額	主な内容
需用費	206	消耗品費
委託料	2,358	有害鳥獣駆除捕獲委託 786 有害鳥獣駆除捕獲委託(大型獣) 1,220
負担金補助及び 交付金	4,682	農業振興事業補助金 4,349 堆肥流通促進事業補助金 332
償還金利子及び 割引料	50	都支出返還金
合計	7,296	

エ 事業収入（歳入）の状況

農作物獣害防止対策事業に関連し、東京都から、農作物獣害防止対策事業補助金を1,106千円受領し、当該事業の事業費の財源としている。

オ 市の農業者の環境の変化について

市の農家戸数と土地利用の推移について、市のホームページによれば以下の表43と表44のとおりである。

表43 農家戸数の推移

(単位：戸数)

種類	1990年	1995年	2000年	2005年	2010年	2015年	2020年
販売農家	739	591	551	563	528	475	278
自給的農家	965	758	758	509	460	374	379
総農家数	1,704	1,349	1,159	1,072	988	849	657

(出典：町田市ホームページより監査人作成)

根拠資料：農林業センサス

農家：経営耕地面積が10a以上の農業を営む世帯又は農産物販売金額が年間15万円以上あった世帯

販売農家：経営耕作地面積が30a以上又は農産物販売金額が年間50万円以上の農家

自給的農家：経営耕作地面積が 30a 未満かつ農産物販売金額が年間 50 万円未満の農家

表 44 土地利用推移

(単位：ha)

年	総数	宅地	田	畑	山林	雑種地	その他
1980年	7,154	1,967	260	1,159	1,538	473	1,757
1985年	7,154	2,144	192	1,081	1,378	468	1,891
1990年	7,154	2,361	161	999	1,249	444	1,940
1995年	7,154	2,512	140	881	1,153	437	2,031
2000年	7,162	2,633	121	785	1,067	426	2,130
2005年	7,163	2,862	98	703	909	389	2,202
2010年	7,163	2,952	86	649	861	374	2,241
2015年	6,394	3,005	80	599	851	380	1,479
2020年	6,414	3,069	73	558	837	381	1,496

(出典：町田市ホームページより監査人作成)

根拠資料：町田市統計書（各年1月1日現在）

各年の固定資産税概要調書を基礎として作成したもの。

2015年度から集計方法を変更したことにより、総数は行政面積となる。

また、2015年に制定された都市農業振興基本法によれば、都市農業（都市住民の身近にある、生活と密接に関連している農業）は多様な機能の適切かつ十分な発揮と都市農地の有用な活用及び適切な保全が図られることを基本理念としている。多様な機能とは表45のとおりである。

表 45 都市農業振興基本法による都市農業の多様な機能

機能	内容
新鮮な農産物の供給	消費者が求める地元産の新鮮な農産物を供給する役割
災害時の防災空間	災害時における延焼防止や震災時における避難場所、仮設住宅建設用地等の防災空間としての役割
国土・環境の保全	都市の緑として、雨水の保水、地下水の涵養、生物の保護等に資する役割
都市住民の農業への理解の醸成	身近に存在する都市農業を通じて都市住民の農業への理解を醸成する役割

機能	内容
良好な景観の形成	緑地空間や水辺空間を提供し、都市住民の生活に「やすらぎ」や「潤い」をもたらす役割
農業体験・学習、交流の場	都市住民や学童の農業体験・学習の場及び生産者と都市住民の交流の場を提供する役割

(出典：「都市農業振興基本法のあらまし 2015年7月 農林水産省 国土交通省」より監査人作成)

都市農業振興基本法の理念によれば、農地は単に農産物を生産する場所として機能しているのではなく、防災空間や環境の保全といった機能も有している。

このように都市の農業は、農家戸数の減少、田畑としての土地利用面積の減少、及び新しい法律への対応といった環境の変化に直面している。

市では、「町田市農地再生事業」や「町田市農地再生事業補助金」といった農地再生や農地保全を目的とした事業や補助金があり、農地保全等の目的にはその目的に則した事業や補助金で対応している。

② 監査の結果

ア 業務委託契約書の記載事項の徹底について (指摘 3-1)

農作物獣害防止対策事業において、表 46 の業務委託契約を締結している。

表 46 農作物獣害防止対策事業における業務委託契約

(単位：千円)

契約名	金額
町田市有害鳥獣駆除捕獲業務委託	786
町田市有害鳥獣駆除捕獲業務委託(大型獣対応)	1,220
町田市有害鳥獣駆除処分業務委託	352

(出典：契約書より監査人作成)

当該契約に係る契約書を閲覧したところ、消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の金額を記載する欄があるにも関わらず、金額が記載されていないかった。

契約書は、当事者間で合意した事実・内容を明確にし、誤認等による認識の相

違を防止する重要な書類となる。現状のように消費税等の金額が空欄である場合、後日、消費税等の金額について委託先と認識の相違（税率が8%なのか10%なのか、税込み金額なのか税抜き金額なのか等）が生じる可能性がある。また、契約書の記載事項が未記載である場合、事後的に追加記載するなど、契約書が改ざんされる可能性がある。

なお、消費税等については、2023年10月1日よりインボイス制度が導入されることが予定されている。インボイス制度が導入された場合、現状の免税事業者（消費税等の申告が必要でない者）が課税事業者（消費税等の申告が必要となるもの）となり、課税事業者が増加することが想定され、消費税等に対する委託業者の意識が高まることが予想される。そのような観点からも消費税等の取扱いについては、契約書への明記含め十分に留意する必要がある。

市は、契約書の記載事項については、消費税等の金額を含め記載欄を空欄とせず正確に記載する必要がある。また、記載が不要な項目については、例えば、「-」（バー）を入力するなど、記載がないことを明確にする必要がある。

イ 随意契約における随意契約理由の適用誤りについて（指摘3-2）

市の有害鳥獣駆除処分に係る業務委託契約を、352千円で町田市農業協同組合と締結している。

当該契約は随意契約となっており、その根拠を地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（性質又は目的が競争入札に適さないもの）としている。農業振興課としては、町田市農業協同組合は、当業務に従事する者にあつては、東京都の有害鳥獣駆除の従事者証を取得しており、市内農家の被害現状をよく把握している点も考慮し、今後継続して市内の農作物被害を減少させていく上では、契約相手とするのに適当であることを随意契約理由としている。

一方で、当該契約は、50万円を超えておらず、随意契約の根拠として、同条第1号（地方公共団体の規則で定める額を超えないもの）にも該当している。

随意契約について、町田市随意契約ガイドラインによれば、以下の取扱いとなっている。

町田市随意契約ガイドラインより抜粋

II 随意契約を行う場合の事務処理に関する留意事項

1. 随意契約を行う場合は、地方自治法施行令の条項を記載してください。
2. 随意契約を行う根拠が、施行令第167条の2第1項第1号に該当する場合で、重ねて第2号から9号までのいずれかに該当するときは、第1号を根拠として下さい。

随意契約の根拠としてのいわゆる少額随契（1号）は、規則で定める金額を超えない契約については、煩雑な入札事務を省略し、事務の効率化を図ることを意図するものであり、ガイドラインにおいても、1号と重ねて2号から9号に該当する場合は、1号を優先することとされている。

したがって、今回の契約のように、地方自治法施行令の167条の2第1項第1号と第2号に該当する場合は、ガイドラインに準拠して1号（少額随契）を根拠とする必要がある。

ウ 補助金支給目的と合致しない補助金の支給について（意見3-1）

町田市農業振興事業補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）に基づき、町田市の農家に対し補助金を交付している。

交付金額については、認定農業者（農業にやる気と意欲があり、職業として農業に取り組んでいる農業者が作成した「農業経営改善計画書」を市が認定した者をいう）及び認定就農者（これから農業経営を営もうとする者が作成した「青年等就農計画書」を市が認定した者をいう）とその他の農業者で区分されており、補助率は、前者が1/2、後者が1/3となっている。

交付要綱によれば、補助金の目的は以下のとおりとなる。

交付要綱より抜粋

第2 補助金の目的

補助金は、予算の範囲内において、市内の農業者に対し、農業経営の改善及び合理化を図る事業に要する経費の一部を補助することにより、農業経営基盤の強化を促進し、もって市内の農業の振興に寄与することを目的とする。

補助金関係書類を閲覧したところ、補助金受給者の中に、農業収入が年間25万円とする者が含まれている事例があった。当該事例における補助の対象は150万円のトラクターへの投資で、補助金額は50万円となっていた。

当該事例のように、農業収入が少額であり農業を生業としていないと考えら

える農業者への補助金の交付は、交付要綱の補助金の目的である、「農業経営基盤の強化」や「農業の振興に寄与すること」に即してしないのではないかと考えられる。

「農業経営基盤の強化」や「農業の振興に寄与すること」という補助金の本来の目的を達成するためには、農業を生業としている農業者へ補助金を集中させることにより、より高度な農業経営を実現可能とさせることが必要と考える。

また、補助の対象となる経費は、農業経営の改善及び合理化を図る事業に要する経費とされており、具体的には次のとおり記載されている。

交付要綱より抜粋

第5 補助対象経費

補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助事業に要する経費のうち次に掲げる経費で、その総額が30万円以上のものとする。

- (1) 別表に掲げる施設の設置等に要する経費
- (2) 別表に掲げる機械及び機材等の購入等に要する経費
- (3) ラベル、箱等のデザイン料及び登録料
- (4) 生産緑地又は市街化調整区域内の農地のほ場整備(土留め、客土、天地返し等)に要する経費
- (5) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる経費以外の経費で、市長が必要と認めるもの
 - ア 種子、苗、ホダ木、動植物及び生体物の購入に要する経費
 - イ 結束テープ、段ボール箱、ビニール袋等の販売用消耗品の購入に要する経費
 - ウ マルチ、ポット、支柱等の栽培用品等の安価な備品及び日常多量に使用する消耗品の購入に要する経費
 - エ 農薬、燃料、堆肥及び機具の部品の購入に要する経費
 - オ 農業以外の目的に利用できる備品及び消耗品の購入に要する経費
 - カ 農業以外で利用価値の高いトラック、物置、作業所等の購入等に要する経費
 - キ 施設等の修繕に要する経費

別表

施設	省力化施設 栽培用施設 直売施設 育成施設 灌水施設 排水施設 パイプハウス 鳥獣害等防止施設 農薬飛散防止施設 糞尿処理施設 災害防止施設 育苗施設 果樹棚 堆肥舎 ホダ木置き場 水槽 サイロ 自動給餌 農畜産物加工施設 堆肥製造関連施設 その他市長が必要と認める農業関連の施設
----	--

機械及び 機材等	保冷库 結束機 梱包機 土壌消毒機 自動噴霧器 土混合機 根切りチェーンソー 土詰め機 飼料混合機 トラクター 栽培管理機具(堆肥散布機 播種機等) 耕運整地機具(管理機 畝立て機 覆土機等) 収穫調整用機具(掘取り機 皮剥き機等) 加害獣侵入防止電気柵 その他市長が必要と認める農業関連の機械及び機材
-------------	---

上記の別表に記載された機械及び機材等は、機械化が進んでいない状況においては、手作業で行っていた業務を機械が行うことになるため、合理化が図られるものとして認められる。しかし、現在の農業においては、上記の別表に記載された機械及び機材等を使用するとともに、さらに、ロボット、AI、IoTなど先端技術を活用する段階となっている状況にある。すなわち、いわゆるスマート農業と呼ばれる最先端の農業において、例えばAIを使った甘いトマト栽培やリコピン濃度に基づく選別が非破壊で計測できるトマト選果機など、機械化による合理化を上回る効果を生み出す技術が導入されている状況である。

そのため、振興事業交付要綱の別表において、ロボット、AI、IoTなど先端技術について記載がない現状は、補助金の交付における有効性の観点において改善の余地があると考ええる。

以上より、農業振興課は、補助の対象となる別表に記載されている施設、機械及び機材等を見直し、補助の対象となる施設、機械及び機材等に、スマート農業において使用されている、ロボット、AI、IoTなど先端技術を含めるなど、「合理化を図る事業に要する経費」が意味する内容を改めて検討されたい。

エ 補助金受給者が税額控除を受けた場合の取扱いについて（指摘3-3）

市は、農家に対し、消費税等込みの金額を基に補助金を交付している。

納付すべき消費税等の金額は、売上代金と合わせて買主から預かった消費税等と、経費等の代金の支払いと合わせて支払った消費税等の差額として計算される。

消費税等の計算式	
納付すべき消費税等	= (a)預かった消費税等の額 - (b)支払った消費税等の額
(注) (a) < (b) となった場合は、消費税等の返還（還付）を受けることとなる。	

ここで、物品3,300円（消費税等込み 消費税等率10% 消費税等額300円）を購入するに当たり、購入金額（消費税等込み）の1/3の補助金を受給するケースで、納付すべき消費税等の金額を考えてみる。

【預かった消費税等の額】

補助金収入は1,100円（3,300円×1/3=1,100円）となる。補助金の1,100円には、消費税等相当額としての100円は含まれているものの、補助金自体は消費税等と無関係な収入（消費税法上不課税取引に該当）のため、消費税等そのものは含まれていない。従って、このケースにおいて、(a)預かった消費税等はゼロ円となる。

【支払った消費税等の額】

物品購入時に支払った3,300円には消費税等の額が300円含まれているので、(b)支払った消費税等の額は300円となる。

【納付すべき消費税等の額】

このケースにおいて、納付すべき消費税等の額は、上記計算式に当てはめると、以下のようになり、300円の還付となる。

$$\begin{aligned} & \text{(a) 預かった消費税等の額} - \text{(b) 支払った消費税等の額} \\ & = 0 \text{円} - 300 \text{円} = \Delta 300 \text{円} \end{aligned}$$

このケースで、補助金受給者は、300円の還付を受けることになるが、300円の中には、市から補助された消費税等相当額の100円が含まれている。補助金受給者が物品の購入で実質的に負担した金額は2,200円（3,300円-1,100円）であり、実質的に負担した消費税等の額は200円となる。100円分は受給した補助金から負担しており、本来、補助金受給者に還付されるべきものではなく、補助金交付者が返還を受けるべきものと考えられる。

よって、このままの状態であれば、補助金受給者は、市からの補助金受給と消費税等の還付による返金により、二重に利益を享受していることになる。

しかし、現状、この二重の利益の享受について、市としては特別な措置はしていない。

したがって、補助金を交付する市としては、例えば、補助金受給者の消費税等に関する申告の状況の報告と、必要に応じて二重の利益相当の返還を求めることを補助金の交付要綱に記載するなど、今後、このような補助金受給者の二重の利益の享受を防止する対応策を構築する必要がある。

(2) ブランド化推進事業

① 事業の概要

ア 事業の概要

ブランド化推進事業は、市内産農産物のシンボルマーク「まち☆ベジ」を軸として、安心安全な農産物のブランド化を目的としており、まち☆ベジ推進事業を行っている。

まち☆ベジ推進事業では、シンボルマーク「まち☆ベジ」を活用した配布物やのぼり旗の作成等により市内農産物の販売促進を目的としたPR活動を実施するとともに、インターネットを利用した市内農業の情報発信を行っている。

また、市内の農業の活性化及び農業経営の安定化に寄与することを目的に、「町田市特定農産物及び出荷事業補助金交付要綱」に基づき、特定の農産物（しいたけ）の生産や市内の農業者が生産したことが明示された出荷容器やシールの購入に関する経費について、その一部（対象経費の1/3を限度）を補助している。

イ 事業費の推移

(単位：千円)

項目	2019年度	2020年度	2021年度
当初予算額	2,320	3,705	1,238
財源内訳	—	—	—
国庫支出金	—	—	—
都支出金	—	—	—
地方債	—	—	—
その他	—	450	—
一般財源	2,320	3,255	1,238
決算額	2,145	3,132	1,156

ウ 事業費の内訳

(単位：千円)

節	2021年度 決算額	主な内容	
委託料	612	町田市農業情報発信業務委託	469
負担金補助及び 交付金	543	特定農産物及び出荷事業補助金	543
合計	1,156		

② 監査の結果

ア 補助金支給に係る実績報告の確認資料について(指摘3-4)

市は、市内の農業者に対し「町田市特定農産物及び出荷事業補助金交付要綱」に基づき、補助金を交付している。補助金の申請、受領に関しては、補助対象者(町田市農業協同組合に属する部会(類似する農産物を生産する農業者の集まり))から委託を受けて、町田市農業協同組合がまとめて実施している。

町田市農業協同組合は、補助金の申請に当たり、部会別や補助対象者別に、購入実績の一覧を市へ提出している。当該一覧は、町田市農業協同組合がエクセルシートで集計したものである。そして、市は、提出された当該エクセルシートに基づき、補助金を交付している。

しかし、補助金の交付に当たり、農業者が購入した事実を市が確認する資料として、現状のエクセルシートでは、シートの作成に当たり町田市農業協同組合の恣意性が介在する可能性等があり、購入した事実が正しく反映されず、結果として、交付すべき補助金の額を誤る可能性がある。

なお、以前は、町田市農業協同組合のシステムから提示されるリストを確認していたが、当該リストは補助対象品以外も含まれるため、分量が膨大となりチェックにも時間を要すること、また個人情報の観点(補助対象となっていない経費の実績等、補助金計算に不要な情報が含まれる)からも断念した経緯があるとのことである。

購入実績の確認作業は、補助金を交付する市としては重要な事項であることから、取引の事実を客観的に示す「納品書」や「請求書」を確認すべきであり、実績報告書の提出時に、当該報告書と合わせて「納品書」や「請求書」といった取引の発生を示す資料を提出させ、取引の事実を確認することが必要である。

ただし、「納品書」や「請求書」の量が膨大になるようなケースでは、事務上

の煩雑さを考慮し、全ての「納品書」や「請求書」を確認するのではなく、「納品書」や「請求書」の一部について確認することも考えられる。なお、「請求書」の一部を確認するに当たっては、「請求書」全体として適正性が担保されるようサンプル件数の設定などに留意するとともに、サンプル選定における恣意性を排除するため、町田市農業協同組合に「一部」を選定させるのではなく、市から任意にサンプリングして選定することが必要である。

いずれにしても、購入事実について、「請求書」や「納品書」といった取引の発生を示す資料を網羅的に確認するか、または、現状のエクセルシートを使用するのであれば、そのシートの正確性を確認する追加的な手続を実施することが必要である。

(3) 学校給食食材供給事業

① 事業の概要

ア 事業の概要

学校給食食材供給事業は、小学校と農業者をつなぎ、給食への安心安全な市内産農産物の供給量の増加と推進を図ることを目的とし、学校給食コーディネート体制の構築・契約栽培、配送方法を検討している。

また、市内の農業の振興及び食育の推進に寄与することを目的に、「町田市学校給食食材供給事業補助金交付要綱」に基づき、市内で生産された農産物等を学校給食の食材として供給するために要する経費(冷蔵保管費、精米費、運搬費等)の一部(算出基準による算出額の3/4以内、出荷費の場合は2/3以内)を補助している。

イ 事業費の推移

(単位：千円)

項目	2019年度	2020年度	2021年度
当初予算額	2,275	2,248	1,900
財源内訳	—	—	—
国庫支出金	—	—	—
都支出金	—	—	—
地方債	—	—	—
その他	—	—	—
一般財源	2,275	2,248	1,900
決算額	1,812	1,619	1,674

ウ 事業費の内訳

(単位：千円)

節	2021年度 決算額	主な内容
負担金補助及び 交付金	1,674	学校給食食材供給事業補助金
合計	1,674	

② 監査の結果

ア 補助金申請書の市による訂正について（指摘3-5）

「町田市学校給食食材供給事業補助金要綱」に基づき補助金を交付しているが、その補助金の申請書の一部について、申請書の数字（出荷量や補助金額）が市により訂正されている形跡が確認された。市の説明によれば、申請に不備があった場合、市が申請者に電話等で確認し、申請者の了解のもと訂正することがあるとのことである。なお、上記のような申請書の訂正について、訂正印等の押印など市が訂正した事実は明記されていない。

また、申請者からの請求書（町田市補助金等交付請求書）の請求金額について市が記載した請求書が確認された。これは、申請者からの請求書の金額が未記載であった場合に、電話等で申請者に確認し市が金額を追記することがあるとのことである。

現状のように、電話確認のみで申請書を訂正したり、請求書に追記したりする場合、訂正や追記の経緯や事実が曖昧となり、後日、申請者と認識の相違が生じる可能性がある。また、請求金額について市が記載している場合は、記載した申請金額に係る責任を市が負うことになる。また、訂正印等もなく訂正しているため、訂正について、市内部においても誰がいつ訂正したかが事後的に判明せず、訂正に関する責任の所在が不明確となる可能性がある。

補助金の申請書や請求書の作成は、本来、補助金の受益者である申請者本人が責任を持って実施すべき事項であり、申請書や請求書に不備がある場合は、市が申請書や請求書の誤りを訂正し補助金を交付するのではなく、原則として申請者に差戻しなどの対応を行う必要がある。

(4) ふれあい農業推進事業

① 事業の概要

ア 事業の概要

ふれあい農業推進事業は、町田農業の魅力を伝達し、町田市の農業を積極的にPRするとともに、商工業者との連携を通して町田市の農業を活性化することを目的とし、その取り組みとして、農業者のみならず市民も参加できる「農業祭事業」を行っている。

農業祭事業では、農業者の生産意欲の高揚と、環境に配慮した生産技術の向上を目指すとともに、市民と農業者との交流により都市農業への理解を深め、地産地消の促進を図ることを目的に、毎年11月に町田市農業祭を開催している。

町田市農業祭では農産物品評会や農産物の即売会、市内農業者等による出店や、農産物による展示などが行われる。また、町田市農業祭の一環として、営農技術協議会（野菜の立毛審査）及び畜産共進会（家畜の改良成果を審査検証）といった農業者向けの活動も年間を通じて行われている。

町田市農業祭は、市と町田市農業協同組合が負担金を拠出した町田市農業実行委員会が主催している。なお、2021年度の農業祭については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から規模を縮小した開催となった。

イ 事業費の推移

(単位：千円)

項目	2019年度	2020年度	2021年度
当初予算額	3,800	3,800	3,800
財源内訳	—	—	—
国庫支出金	—	—	—
都支出金	—	—	—
地方債	—	—	—
その他	—	—	—
一般財源	3,800	3,800	3,800
決算額	3,612	26	1,634

(注) 2020年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響で未開催

ウ 事業費の内訳

(単位：千円)

節	2021年度 決算額	主な内容
負担金補助及び 交付金	1,634	農業祭負担金
合計	1,634	

エ 町田市農業祭実行委員会について

町田市農業祭実行委員会（以下、「実行委員会」という。）は、町田市、町田市農業委員会及び町田市農業協同組合の構成員から構成されている。

また、実行委員会は、事業部会、品評部会及び事務局から構成され、事務局は町田市経済観光部農業振興課に設置されている。

主要な役職の人員の配置は以下のとおりである。

表 47 実行委員会の主要な役職及び人員

役職	人員
実行委員会 委員長	町田市農業協同組合代表理事組合長
実行委員会 監事（2名）	町田市農業協同組合代表理事副組合長 町田市農業委員会職務代理者
事務局 事務局長	町田市経済観光部農業振興課課長
事務局 事務局員	町田市経済観光部農業振興課職員

② 監査の結果

ア 農業祭を実行委員会形式で運用することについて（意見3-2）

農業祭に関して、市は、実行委員会方式で運用しており、実行委員会の事務局の事務局長に市の経済観光部農業振興課課長、事務局員に経済観光部農業振興課の職員が就いている。

一方で、市は、2010年に包括外部監査の結果に基づき事務改善を推進していく方針として「包括外部監査の結果に基づく事業見直し方針」を策定しており、同方針別紙3において、実行委員会を設立する際の留意点として、次のように

記載している。

包括外部監査の結果に基づく事業見直し方針別紙3より抜粋

実行委員会形式による事業の考え方

3. 設立する際の留意点

(3) 市行政が主導で組織した実行委員会等であっても、事務局はNPOが担うなど、市民主体の運営を心がけること。

方針別紙3によれば、「事務局はNPOが担うなど、市民主体の運営を心がけること」となっており、事務局に市が主体的に関与しない方針と考えられる。しかし、現状の町田市農業祭実行委員会においては、事務局を農業振興課が担っており、上記の方針に沿っていない。

ただし、町田市農業祭には、農業者を対象とする「営農技術協議会」や「畜産共進会」といった事業があり、これらの事業においては、農業に関する専門的な知識を必要とされることから、市民が主体となって運営することがそぐわない場面も想定される。

したがって、専門性の高い事業を含む農業祭を実行委員会形式で運用することの妥当性について、実行委員会に対する市の方針との整合性の観点から今一度検討されたい。

イ 負担金に関する市のモニタリングの実施について（意見3-3）

農業祭に関する実行委員会への負担金に関して、実行委員会の事務局の事務局長に経済観光部農業振興課課長が、当該事務局員に経済観光部農業振興課の職員が就いていることから、市において負担金を支出する業務（起案書、支出負担行為書及び命令書）に携わる人員と、実行委員会の事務局において負担金を受領し使用する業務（承認行為含む）に携わる人員が同じ人員となっている。

そのため、適切に負担金を支出するという市の業務に関して牽制機能が機能していない状況である。さらに、町田市農業祭の収支について、実行委員会の監事2名による監査が実施されているものの、農業振興課としてモニタリングを実施していない状況である。

実行委員会の監事による監査により、農業祭の収支の適正性は一定程度、担保されていると考えられるが、当該監査は、実行委員会の内部の人員による監査であることから、市の立場として実行委員会への負担金が適切に使用されていることを担保するものではない。また、負担金の支出に関する事務が前述したように牽制機能が機能しない体制であることを踏まえると、市の立場としてのモニ

タリングをしていない現状は改善の余地がある。

したがって、農業振興課は、負担金の使用に関与していない人員などにより、負担金の使途の妥当性について、市の立場としてモニタリングを実施することを検討されたい。

(5) 農業研修事業

① 事業の概要

ア 事業の概要

農業研修事業は、農業を営む人の高齢化や後継者不足による担い手不足の解消を目的として、研修に関する事業を行っている。

具体的には、新たに農業経営を目指す人や農家を支援する援農者など、「自ら耕作できる技術を持った人材」の育成をする研修を実施している。研修内容としては、主に露地野菜について、町田市内で行われている畑での一般的栽培法による「栽培実習」及び「講義」を行っている。

イ 事業費の推移

(単位：千円)

項目	2019年度	2020年度	2021年度
当初予算額	6,070	6,078	4,872
財源内訳	—	—	—
国庫支出金	—	—	—
都支出金	600	642	744
地方債	—	—	—
その他	—	—	—
一般財源	5,470	5,436	4,128
決算額	6,034	5,982	4,789

ウ 事業費の内訳

(単位：千円)

節	2021年度 決算額	主な内容
需用費	189	水道光熱費
委託料	4,200	研修農場管理運営委託料 4,200
負担金補助及び 交付金	400	援農ボランティア育成事業補助金
合計	4,789	

エ 事業収入（歳入）の状況

農業研修事業に関連し、東京都より、地域農政推進事業費補助金 744 千円を受領し、当該事業の事業費の財源としている。

オ 農薬の取扱いに関連する法令等

農業者が農薬を取り扱う場合、その管理は重要となり、さまざまな法的規制を受けることになる。数量的管理の観点から規制を受ける重要な法令等は、表 48 のとおりとなる。

表 48 農薬の取扱いに関する法令等

法律名等	関連する条文
農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令	<p>(第 9 条)</p> <p>農薬使用者は、農薬を使用したときは、次に掲げる事項を帳簿に記載するよう努めなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 農薬を使用した年月日 2 農薬を使用した場所 3 農薬を使用した農作物等 4 使用した農薬の種類又は名称 5 使用した農薬の単位面積当たりの使用量又は希釈倍数
毒物及び劇物取締法	<p>(第 11 条第 1 項)</p> <p>毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じなければならない</p> <p>(第 17 条第 2 項)</p> <p>毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、その取扱いに係る毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失したときは、直ちに、その旨を警察署に届け出なければならない。</p> <p>(第 22 条第 5 項の内容)</p> <p>第 11 条や第 17 条が毒物及び劇物を業務上使用する者へ準用される。</p>

法律名等	関連する条文
農薬の保管管理等の徹底について（農林水産省からの通知）	1 農薬の保管管理の徹底及び盗難、紛失の防止に万全を期すこと。 2 万一、盗難、紛失事故が発生した場合は直ちに警察署に届けること。 3 毒物又は劇物に該当する農薬については、さらに以下のことに努めること。 <ul style="list-style-type: none"> ・鍵のかかる農薬の保管庫等の整備等、一層の保管管理の徹底を図ること。 ・農薬の保管量の定期的な把握、利用状況の記録の整備等を図ること。

② 監査の結果

ア 毒物及び劇物の管理水準の向上について（意見 3-4）

町田市研修農場では、実施している事業の性質上、農薬を取り扱っている。農薬の中には、表 49 のとおり、クロルピクリン錠剤等、毒物及び劇物取締法（以下、「取締法」という）で劇物指定されている農薬も含まれている。

表 49 町田市研修農場で取り扱っている劇物

農薬名
カルホス粉剤
モスピラン
フォース粒剤
リーフガード
コテツフロアブル（瓶）
クロルピクリン錠剤
コテツフロアビル

（出典：市提供資料より監査人作成）

町田市研修農場へ現場視察したところ、上記劇物を含む農薬については、鍵付きの倉庫の中に、鍵付きのケースで管理されており、劇物については「医薬用外劇物」とのラベルが張られ管理されていることが確認された（ラベルは、薬品で

はなく、ケースに張られていた（ケース毎に劇物とそれ以外の農薬を区別している）。数量については、使用の都度、生産管理履歴の記録は付けていたものの、定期的な「棚卸」はしておらず、年度末等に発注数量を決めるのに、現在の有り高を確認しているとのことであった。

上記「農薬の取扱いに関する法令等」に記載のように、取締法で毒物及び劇物に指定された農薬については、取締法や農林水産省からの通知に準拠して管理する必要がある。この点、取締法によれば、毒物及び劇薬については盗難・紛失時には直ちに警察に届け出ることが必要とされており、盗難や紛失を適時に把握することが求められている。また、農林水産省からの通知によれば、「保管量の定期的な把握」と「利用状況の記録の整備等を図ること」が求められている。

つまり、常に帳簿上の数量を把握し、実際の現物の数量と比較可能な環境を整備する必要がある。これらを満たす管理方法として、毒物及び劇物については継続記録（日々、購入数量、使用数量及び残数（帳簿残高）を把握し継続的に記録すること）により帳簿数量を把握し、定期的に棚卸（現物の数量を確認すること）を実施することにより、帳簿数量と実数を比較することが考えられる。

現状の「町田市農業研修農場管理運営業務委託（長期継続契約）仕様書」（以下、「仕様書」という）では、「委託業務」と「事故等の対応」については以下のように取り決めている。

仕様書より抜粋

5. 委託業務

乙は、以下の業務を実施する。

(1) 農業研修

ア 研修農場の維持管理に関する業務

- ① 研修農場の各施設の適正な管理
- ② 研修農場の農薬の適正な管理
- ③ 農業研修周辺への配慮

8. 事故後の対応

乙は、緊急時の対応については、以下の対応を行う。

- (1) 乙は、事故又は災害等の異常な事態に備えて、緊急体制を確立し、甲に届けておかなければならない。
- (2) 乙は、異常事態が発生した場合は、直ちに臨機の措置を講じるとともに、甲に連絡しなければならない。
- (3) 前項の場合において、臨機の措置が完了したときは、乙は、遅滞なく事故報告書によりその顛末を甲に報告しなければならない。

(注) 甲：委託者（町田市）、乙：受託者（特定非営利法人たがやす）

仕様書によれば、農薬については、「農薬の適正な管理」とされているのみで、具体的な管理手法の記載はない。また、事故等の対応については、毒物及び劇物の盗難や紛失に関する具体的な記載はない。

市としては、委託先に対し毒物及び劇物について、取締法や農林水産省からの通知が求める管理水準を求める必要がある。

したがって、毒物及び劇物の管理について、「継続記録による帳簿の整備及び定期的な棚卸の実施」と「盗難・紛失時の市へ報告」の2点を仕様書へ具体的に明記することにより、委託先により高い水準で毒物及び劇物を管理することを求めることを検討されたい。

イ 設定した予定価格に関する検証について（意見3-5）

町田市農業研修事業については、プロポーザル方式により決定した、特定非営利法人たがやす（以下、「NPO法人たがやす」という。）と長期継続契約を締結しており、2021年度は5年契約の3年目（2024年3月まで）、金額は5年間で21,000千円（年間4,200千円）となっている。

プロポーザル方式においては、価格は予定価格の範囲内であることを前提に、価格は評価項目とされていなかった。なお、当該委託業務の予定価格（21,000千円）については、見積書を7団体に依頼し、2団体から徴取し、安価のものを選定したとのことである。しかし、当該見積書について、その積算根拠の妥当性等については何ら検証を行っていなかった。

NPO法人たがやすの事業報告書によれば、町田市研修農場事業の収支は、表50のとおりとなっており、経常収益に対する当期経常増減額の割合が、比較的高くなっている。

表 50 研修農場に関する収支

(単位：千円)

項目	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
経常収益 (A)	3,594	3,986	4,219	4,200
経常費用				
給与手当	2,400	2,266	2,235	2,380
通勤費	163	154	151	163
租税公課	—	20	—	—
機材	—	12	24	18
共通費配賦額	96	116	123	103
経常費用計	2,659	2,568	2,533	2,664
当期経常増減額 (B)	934	1,418	1,687	1,536
(B) / (A) (単位 %)	26.0%	35.6%	40.0%	36.6%

(出典：NPO 法人たがやすの事業報告書より監査人作成)

委託業務の利益率が高いということは、設定した委託料（予定価格）が高かったことを示しており、見積書の入手方法、入手した見積書の分析・評価に改善の余地があったと考える。

入手した見積書については、その金額の根拠について丁寧に確認し分析する必要があるが、新規に行う事業や類似する事業がない場合には、見積書を適切に分析することが困難な場合も想定される。そのような事態に対応するには、見積書を分析し適切な予定価格を設定することに関するノウハウを蓄積していくことが望ましい。そのために、例えば、仕様書において事後的に委託業者が委託事業に関する収支を報告することを義務付け、市が収支について事後的な検証を実施することは有効と考えられる。

委託業務に関して、委託業務先における当該業務の収支を事後的に検証することは、予定価格の設定に関するノウハウを市において蓄積することにもつながるので検討されたい。

(6) 畜産振興事業

① 事業の概要

ア 事業の概要

畜産振興事業は、市内の畜産農家の畜舎の衛生向上及び家畜の伝染病の予防を目的とし、「畜舎衛生管理事業」と、「家畜伝染病予防事業」を実施している。

畜舎衛生管理事業では、畜舎の衛生管理に要する消耗品の購入に要する経費の一部に対し補助金を支給している。

家畜伝染病防止事業では、家畜の伝染病予防のための検査や予防接種に要する費用の一部に対し補助金を支給している。

イ 事業費の推移

(単位：千円)

項目	2019年度	2020年度	2021年度
当初予算額	650	650	410
財源内訳	—	—	—
国庫支出金	—	—	—
都支出金	—	—	—
地方債	—	—	—
その他	—	—	—
一般財源	650	650	410
決算額	402	359	374

ウ 事業費の内訳

(単位：千円)

節	2021年度 決算額	主な内容
負担金補助及び 交付金	374	畜産衛生事業補助金及び家畜伝染病予防事業補助金
合計	374	

② 監査の結果

ア 補助金交付に関する請求書に係る事務処理について（指摘3-6）

補助金受給者から市への請求書（町田市補助金等交付請求書）について、請求金額を市が記載していると思われるものが確認された。これは、申請者からの請求書に金額が未記載であった場合、申請者に電話等で確認し市が金額を追記することがあるとのことである。

そもそも、補助金の請求書は、本来補助金の受益者である受給者本人の責任で作成されるべきである。請求書に本人以外の筆跡があった場合、当該箇所について、事後的に補助金受給者との間で認識の差異が生じる可能性がある。

したがって、請求書の作成は受給者本人が責任をもって作成する必要があり、内容に不備がある場合、市としては不備のない請求書の再発行を受給者本人へ依頼する必要がある。

(7) 里山環境管理事業

① 事業の概要

ア 事業の概要

里山環境管理事業は、良好かつ持続可能な里山環境の保全及び活用を目的としている。具体的には、里山の環境保全・活用等に係る活動団体を公募・選定し、定期巡回及び貴重種等のモニタリングの実施、展望広場の管理運営、小学生等を対象とした自然環境学習会及び植樹会等を開催し、里山の環境の活用を促進している。

なお、里山の環境を保全し活用する事業を実施する団体と協定書を締結し、事業の実施に掛かった経費（報償費、役務費、備品購入費等）に対し、「町田市里山環境保全活動団体の支援に関する要綱」に基づいて、補助金を交付している。

イ 事業費の推移

(単位：千円)

項目	2019年度	2020年度	2021年度
当初予算額	20,858	20,808	21,607
財源内訳	—	—	—
国庫支出金	—	—	—
都支出金	1,000	1,000	900
地方債	—	—	—
その他	—	—	—
一般財源	19,858	19,808	20,707
決算額	20,766	19,874	21,319

ウ 事業費の内訳

(単位：千円)

節	2021年度 決算額	主な内容
報償費	119	講師謝礼
需用費	232	水道光熱費
委託料	17,985	施設等管理委託料
		清掃委託料
		13,184
		3,591

節	2021年度 決算額	主な内容
使用料及び賃借料	1,080	建物借上料
原材料費	83	材料費
負担金補助及び 交付金	1,820	里山環境保全・活用事業補助金 1,800
合計	21,319	

エ 事業収入（歳入）の状況

里山環境管理事業に関連し、東京都より、環境政策推進区市町村補助金 900 千円（補正後充当額）を受領し、当該事業の事業費の財源としている。

② 監査の結果

ア 補助対象経費等に関する根拠証憑への確認証跡について（意見 3-6）

里山環境保全・活用事業補助金額の確定に当たり、補助金受給者より、補助対象経費に関する実績（収支決算書及び年間活動報告書）が根拠証憑とともに市へ報告される。市は報告された実績に基づき補助金額を確定させている。

市の担当者は収支決算書と根拠証憑を照合し、補助対象経費の妥当性を検証している。検証に当たり、担当者及び上長でダブルチェックをしているとのことであるが、そのチェックの過程の証跡がない又は不十分な状況である。

チェックの過程に関する証跡が不十分である場合、第三者が業務の実施状況をモニタリングした時、チェックが実施されたかどうかについて確認することができず、実施された業務内容の妥当性を検証することができない。また、ダブルチェックや上長が確認する際に、チェックの実施状況が不明であると、同じことを繰り返すことになり業務が不効率となる可能性がある。

このような状況は、補助対象経費の妥当性の確認を誤り、結果として補助金確定額を誤る可能性がある。

したがって、補助対象経費に係る根拠証憑（領収書、帳簿等）とのチェックについては、第一次チェックの証跡、ダブルチェックの証跡及び上長の承認証跡を明確に残すことを検討されたい。

イ 補助対象経費の根拠証憑（領収書、帳簿等）の保管について（意見3-7）

上記アで記載のとおり、補助金受給者は、補助対象経費について実績の報告をしており、根拠証憑として「領収書、帳簿等」を市へ提出している。このうち、市へ提出した「領収書、帳簿等」について、原本が提出され、市がその原本を保管している補助金受給者が確認された。

根拠証憑（領収書、帳簿等）の原本は、補助金受給者にとっても重要な書類であり、市として保管すべきものは、原本の写しで足りると考える。

今後、実績の報告時に提出させる「領収書、帳簿等」は、原本の写しを入手することを検討されたい。補助対象経費の妥当性の確認の過程で、「領収書、帳簿等」の原本の確認が必要となることも想定されるが、その場合においても、原本を確認後、原本は補助金受給者へ返却する対応で問題はないと考える。なお、現状保管されている「領収書、帳簿等」の原本は、先方と協議の上、返却し原本の写しと差替えることを検討されたい。

(8) 里山環境整備事業

① 事業の概要

ア 事業の概要

里山環境整備事業は、里山の環境を再生・保全することを目的にしている。

具体的には、訪問者の安全確保をし、快適に散策できるように散策路の管理を実施、クヌギ、エノキの植樹を行うための、笹竹の抑止・草刈り、雑木林の維持管理のための樹木伐採等を行っている。

また、里山の環境を再生し保全する事業を実施する団体と協定書を締結し、事業の実施に掛かった経費（報償費、役務費、備品購入費等）に対し「町田市里山環境保全活動団体の支援に関する要綱」に基づいて、補助金を交付している。

なお、2021年度は、2022年度から取り組む、「町田市里山環境活用保全計画」に関する計画策定を行っている。

イ 事業費の推移

(単位：千円)

項目	2019年度	2020年度	2021年度
当初予算額	37,172	34,793	16,963
財源内訳	—	—	—
国庫支出金	—	—	—
都支出金	12,000	11,800	7,911
地方債	—	—	—
その他	—	—	—
一般財源	25,172	22,993	9,052
決算額	33,282	32,132	15,640

(注) 2019年度、2020年度には農地農道整備に関する整備工事費（予算額で20,000千円）が含まれていたが、2021年度は整備工事の実施時期を延期したため、工事費は含まれていない。

ウ 事業費の内訳

(単位：千円)

節	2021年度 決算額	主な内容
報償費	819	委員謝礼
需用費	288	施設修繕料
委託料	11,154	間伐委託料 6,248 町田市里山環境活用保全計画策定委託料 4,180
使用料及び賃借 料	79	土地賃借料
負担金補助及び 交付金	3,300	里山環境再生・保全事業補助金
合計	15,640	

エ 事業収入（歳入）の状況

里山環境整備事業に関連し、東京都より、環境政策推進区市町村補助金 1,650 千円、森林再生事業受託金 6,261 千円を受領し、当該事業の事業費の財源としている。

② 監査の結果

ア 補助対象経費に関する根拠資料への確認証跡について（意見 3-8）

里山環境再生・保全事業補助金額の確定に当たり、補助金受給者より、補助対象経費に関する実績（収支決算書及び年間活動報告書）が根拠証憑とともに市へ報告される。市は報告された実績に基づき補助金額を確定させている。

市の担当者は収支決算書と根拠証憑を照合し、補助対象経費の妥当性を検証している。検証に当たり、担当者及び上長でダブルチェックをしているとのことであるが、そのチェックの過程の証跡がない又は不十分な状況である。

チェックの過程に関する証跡が不十分である場合、第三者が業務の実施状況をモニタリングした時、チェックが実施されたかどうかについて確認することができず、実施された業務内容の妥当性を検証することができない。また、ダブルチェックや上長が確認する際に、チェックの実施状況が不明であると、同じことを繰り返すことになり業務が不効率となる可能性がある。

このような状況は、補助対象経費の妥当性の確認を誤り、結果として補助金確定額を誤る可能性がある。

したがって、補助対象経費に係る根拠証憑（領収書、帳簿等）とのチェックについては、第一次チェックの証跡、ダブルチェックの証跡及び上長の承認証跡を明確に残すことを検討されたい。

イ 補助対象経費の根拠証憑（領収書、帳簿等）の保管について（意見3-9）

上記アで記載のとおり、補助金受給者は、補助対象経費について実績の報告をしており、根拠証憑として「領収書、帳簿等」を市へ提出している。このうち、市へ提出した「領収書、帳簿等」について、原本が提出され、市がその原本を保管している補助金受給者が確認された。

根拠証憑（領収書、帳簿等）の原本は、補助金受給者にとっても重要な書類であり、市として保管すべきものは、原本の写しで足りると考える。

今後、実績の報告時に提出させる「領収書、帳簿等」は、原本の写しを入手することを検討されたい。補助対象経費の妥当性の確認の過程で、「領収書、帳簿等」の原本の確認が必要となることも想定されるが、その場合においても、原本を確認後、原本は補助金受給者へ返却する対応で問題はないと考える。なお、現状保管されている「領収書、帳簿等」の原本は、先方と協議の上、返却し原本の写しと差替えることを検討されたい。

